

# 第6次鴻巣市 総合振興計画

基本構想

平成29年度～令和8年度

後期基本計画

令和4年度～令和8年度

花かおり  
緑あふれ  
人輝くまちこころのす





---

# 第6次 鴻巣市総合振興計画

---

基本構想<平成29年度~令和8年度>  
後期基本計画<令和4年度~令和8年度>





## 市民憲章

人形のまちとしての長い伝統、近代都市として発展する鴻巣、わたくしたちは、郷土の繁栄と市民の幸福をはかるために市民憲章を定めます。

- 1 わたくしたちは  
親切をつくし、助けあい住みよいまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたちは  
健康で元気にはたらき、豊かなまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたちは  
環境をよくして、美しいまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたちは  
きまりをまもり、安全で平和なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたちは  
教養を高め、明るい文化的なまちをつくりましょう。

(昭和49年11月5日制定)

## 鴻巣市都市宣言

- ・青少年健全育成都市宣言 (昭和58年10月22日)
- ・交通安全都市宣言 (昭和62年5月16日)
- ・非核平和都市宣言 (昭和62年7月1日)
- ・スポーツ都市宣言 (平成5年5月15日)
- ・人権尊重都市宣言 (平成7年2月1日)
- ・男女共同参画都市宣言 (平成24年3月10日)
- ・健康づくり都市宣言 (平成27年10月1日)
- ・花と緑の都市宣言 (令和2年12月14日)

## 鴻巣市の市民の日

### 毎年10月1日

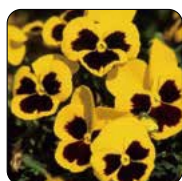
「鴻巣市自治基本条例」の制定を契機として、市の歴史を振り返り、愛着と誇りをもち、さらには将来を思い描く日として、鴻巣市・吹上町・川里町の1市2町が合併した日

(平成24年7月1日告示)

### 各種制定・指定事項



市章



市の花  
パンジー



市の木  
けやき



市のシンボルカラー  
濃い青色  
(ぐんじょういろ)



市のシンボルカラー  
「ひなちゃん」





# 輝く未来へ向けて

本市は、平成17年(2005年)10月1日に合併し、新市の将来都市像を「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」として新市建設計画に定め、総合振興計画へと引き継いできました。

合併後のまちづくりでは、将来都市像の実現に向けて、地域の特性や強みを生かしながら、将来の飛躍的な発展を可能にする新市の基盤整備を進めてきました。

近年は、激甚化・頻発化する自然災害、脱炭素社会の実現に向けた動き、急速に進展するデジタル化、そして令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行など、これまでにない急激な社会の変化により、様々な価値観が転換され、私たちの日常生活も大きく変わりました。

このような中、本市では、これまでのまちづくりの成果もあり、子育て世代を中心とした転入者数の増加が続いていますが、全国的に進行する人口減少や少子高齢化は避けられない見通しとなっています。

第6次鴻巣市総合振興計画後期基本計画は、令和4年度から令和8年度までを計画期間とし、今後の社会状況の変化や人口減少社会を見据えつつ、輝く未来へ向けて本市が発展していくための市政運営の指針となるものです。

今後は、本計画に基づき、市民の皆さんや事業者の方々の力を結集し、本市が誇る花やコウノトリが舞う緑豊かな自然環境など、本市の特色を生かした魅力あるまちづくりを進め、市民の皆さんがいきいきと輝く鴻巣市を築いてまいりますので、より一層のご支援とご協力をお願いします。

結びに、本計画の策定にあたりましてご尽力をいただきました審議会委員の皆さんをはじめとした関係各位に心より感謝とお礼を申し上げます。

令和4年3月

鴻巣市長 原口和久



# 第6次鴻巣市総合振興計画 目次

## 序 論

第1章 総合振興計画の概要	2
1. 計画の策定趣旨	2
2. 策定の基本姿勢	3
3. 総合振興計画の構成と期間	4
4. 総合振興計画の実現に向けて	6
第2章 市の特性	8
1. 位置・地勢	8
2. 歴史的特性	9
3. 立地と交通機関	10
第3章 鴻巣市を取り巻く時代動向・潮流	11
第4章 市の現状	15
1. 人口・世帯	15
2. 財政動向	18
3. 産業動向	21
4. 市民意識	23
5. 統計でみる鴻巣市の強み・弱み	26
6. まちづくりの分野別進行状況	27

## 基本構想

第1章 将来都市像	32
1. はじめに	32
2. 基本理念	32
3. 将来都市像	33
第2章 将来人口	34
1. 将来人口の目標	34
第3章 土地利用構想	36
1. 土地利用の方向性（ゾーン別土地利用構想）	36
2. 土地利用構想図	38
第4章 政策展開の方向	39
1. 政策の設定	39
2. 政策毎の目指す姿	40

## 基本計画

第1章 基本計画の概要	48
1. 基本計画の構成	48
2. 基本計画の見方	54
政策Ⅰ 子育て・教育・文化に関する政策	56
～未来をひらく人材を育て、確かな学びと文化が根付くまちづくり～	
1-1 出産・子育て支援の充実	56
1-2 学校教育の充実	58
1-3 青少年の健全育成	60
1-4 市民文化・生涯学習の充実	62
1-5 スポーツの振興	64
政策Ⅱ 保健・福祉・医療に関する政策	66
～いきいきと健康で充実した生活を過ごせるまちづくり～	
2-1 健康づくりの推進	66
2-2 地域福祉の推進	68
2-3 高齢者福祉の推進	70
2-4 障がい者（児）福祉の充実	72
2-5 セーフティネットの推進	74
政策Ⅲ 安全・安心に関する政策	76
～安全・安心に暮らせるまちづくり～	
3-1 防災・減災対策の推進	76
3-2 暮らしの安全対策	78
3-3 循環型社会・脱炭素社会の形成	80
3-4 生活環境の整備	82
3-5 上水道の安定供給	84
3-6 汚水処理の推進	86
政策Ⅳ 都市基盤に関する政策	88
～都市機能と豊かな自然が調和した住みよい快適なまちづくり～	
4-1 調和と魅力ある土地利用の推進	88
4-2 道路の整備	90
4-3 雨水対策の推進	92
4-4 利便性の高い公共交通の確保	94
4-5 花と緑あふれる空間の創出	96
政策Ⅴ 産業に関する政策	98
～にぎわいと活力と魅力を創出できるまちづくり～	
5-1 商工業の振興	98
5-2 農業の振興	100
5-3 観光資源の活用と交流の促進	102
政策Ⅵ 市民協働・行政運営に関する政策	104
～市民協働による一人一人が主役のまちづくり～	
6-1 人権尊重の推進	104
6-2 コミュニティ活動の推進	106
6-3 市民協働とシティプロモーションの推進	108
6-4 効率的な行財政運営の推進	110





# 鴻巣市国土強靱化地域計画

第1章 計画の概要	114
1. 計画の策定趣旨	114
2. 計画の位置付け	114
3. 計画の構成	116
4. 計画期間	117
5. 計画策定の進め方	117
第2章 強靱化の基本的考え方	118
1. 基本目標	118
2. 事前に備えるべき目標	118
第3章 脆弱性評価と推進方針	119
1. 脆弱性評価とは	119
2. 脆弱性評価と推進方針検討のプロセス	119
3. 想定するリスク（自然災害）	120
4. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定	121
5. 施策分野の設定	122
6. リスクシナリオと総合振興計画の相関図	123
7. リスクシナリオ別の脆弱性評価と推進方針	125
第4章 計画の推進及び進捗管理	148
1. 計画の推進及び進捗管理	148
2. 計画の見直し	148

## 資料編

資料Ⅰ	
第6次鴻巣市総合振興計画 後期基本計画 策定経緯	150
資料Ⅱ	
鴻巣市自治基本条例	152
資料Ⅲ	
鴻巣市総合振興計画審議会条例	154
資料Ⅳ	
鴻巣市総合振興計画審議会委員名簿	155
資料Ⅴ	
第6次鴻巣市総合振興計画について（諮問）	156
資料Ⅵ	
第6次鴻巣市総合振興計画 基本構想一部改定（案）について（答申）	157
資料Ⅶ	
第6次鴻巣市総合振興計画 後期基本計画（案）について（答申）	160

## 序 論

## 基本構想

## 基本計画

### 政策Ⅰ

#### 子育て・教育・文化に関する政策

～未来をひらく人材を育て、  
確かな学びと文化が根付くまちづくり～

### 政策Ⅱ

#### 保健・福祉・医療に関する政策

～いきいきと健康で充実した生活を過ごせるまちづくり～

### 政策Ⅲ

#### 安全・安心に関する政策

～安全・安心に暮らせるまちづくり～

### 政策Ⅳ

#### 都市基盤に関する政策

～都市機能と豊かな自然が調和した  
住みよい快適なまちづくり～

### 政策Ⅴ

#### 産業に関する政策

～にぎわいと活力と魅力を創出できるまちづくり～

### 政策Ⅵ

#### 市民協働・行政運営に関する政策

～市民協働による一人一人が主役のまちづくり～

## 鴻巣市国土強靱化地域計画

計画期間：令和3年度～令和8年度

## 資料編

序  
論

基本  
構想

基本  
計画

政策  
1

政策  
2

政策  
3

政策  
4

政策  
5

政策  
6

地  
域  
計  
画

資  
料  
編





# 序 論

第1章 総合振興計画の概要

第2章 市の特性

第3章 鴻巣市を取り巻く時代動向・潮流

第4章 市の現状

# 第 1 章 総合振興計画の概要

## 1. 計画の策定趣旨

総合振興計画とは、よりよい地域づくりのための様々な施策を、バランス良く効率的に進めていくための基本的な指針となるもので、鴻巣市が進むべき方向を明確に示すとともに、それに向かって行うべき政策及び施策を体系化した、鴻巣市の行財政運営における最上位計画です。

平成 23 年に地方自治法が改正され、基本構想の法的な策定義務が廃止されましたが、鴻巣市では、将来を見据え長期的な視点に立ち、効率的かつ効果的なまちづくりを進めていく上で、すべての施策や事業の指針となる中長期の計画は欠かすことができないと考え、「鴻巣市自治基本条例」第 18 条を根拠とした鴻巣市の政策を定める最上位の計画として、第 6 次鴻巣市総合振興計画を策定するものです。

### ● 鴻巣市総合振興計画の変遷

計 画	「将来都市像」
第 1 次 (昭和 45 年度～昭和 54 年度)	(設定無し)
第 2 次 (昭和 55 年度～昭和 64 年度)	“豊かな自然と調和のとれた産業 安らぎのあるまちづくり”
第 3 次 (平成元年度～平成 10 年度)	“うるおいと活力のある「田園・文化都市」 ”
第 4 次 (平成 11 年度～平成 18 年度)	“笑顔あふれる幸の <sup>しあわせ</sup> 巣 <sup>まち</sup> こうのす”
第 5 次 (平成 19 年度～平成 28 年度)	“花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす”



## 第6次鴻巣市総合振興計画 (平成29年度～令和8年度)

## 2. 策定の基本姿勢

### (1) 人口維持から人口減少の抑制と適応を見据えた持続可能な計画

これまでの人口増加・維持を目指す時代から、今後は人口減少が不可避な時代に入っていきます。

その中でも影響を最小限に留め、将来にわたり可能な限り人口減少を圧縮させ、負の影響を低減させるとともに、人口が減少しても市民が安心して住み続けられる持続可能な市をつくりあげることが主眼にした計画とします。

### (2) 市の課題・社会情勢の変化を踏まえた継続性と実現性が両立した計画

市を取り巻く社会情勢が刻々と変動する中、他市間競争への意識が必要なこれからの時代において、市の強みを活かし、弱みを補う行財政運営が必要です。

そのため、策定にあたっては、合併後10年の「地域の均衡ある発展と一体性の確立」を主眼にした第5次鴻巣市総合振興計画の取組結果を踏まえた継続性と、一方で社会情勢の変化に対応できる柔軟で実現性の高い計画を両立させていくこととします。

### (3) 行政評価と連動した市民にわかりやすい計画

まちづくりを進めるにあたり、どのような状態を目指して、何をどのように行うかということを明確にするため、施策や基本事業の目的や目標を具体的に定め、行政評価を継続的に活用し、市の取組の内容と達成状況を容易に理解することができるわかりやすい計画(PDCAサイクルの基点としての総合振興計画)とします。

### (4) 経営資源の選択と集中を図る戦略的な計画

厳しい財政状況の下でまちづくりを進めていくためには、限られた財源を効果的に配分する選択と集中の視点が不可欠です。そのため、本総合振興計画を策定するにあたっては、鴻巣市をより魅力あるまちとするため、総合戦略及び国土強靱化地域計画と連動させ、攻めと守りのバランスに配慮した戦略的な計画とします。

### 3. 総合振興計画の構成と期間

本総合振興計画では策定の基本姿勢に示した点を踏まえ、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造による構成とします。

#### (1) 基本構想（理念と方向性）

基本構想は、市の将来都市像、将来人口などの目標を明らかにし、その実現に向けた課題、政策体系（分野別の目指す姿）を示したものです。

計画期間は10年間とし、平成29年度から令和8年度までとします。

#### (2) 基本計画（施策ごとの目指す姿）

基本計画は、基本構想を実現するために必要な施策・基本事業、目標などを定めたものです。計画期間は5年間とし、前期基本計画は平成29年度から令和3年度まで、後期基本計画は令和4年度から令和8年度までとします。

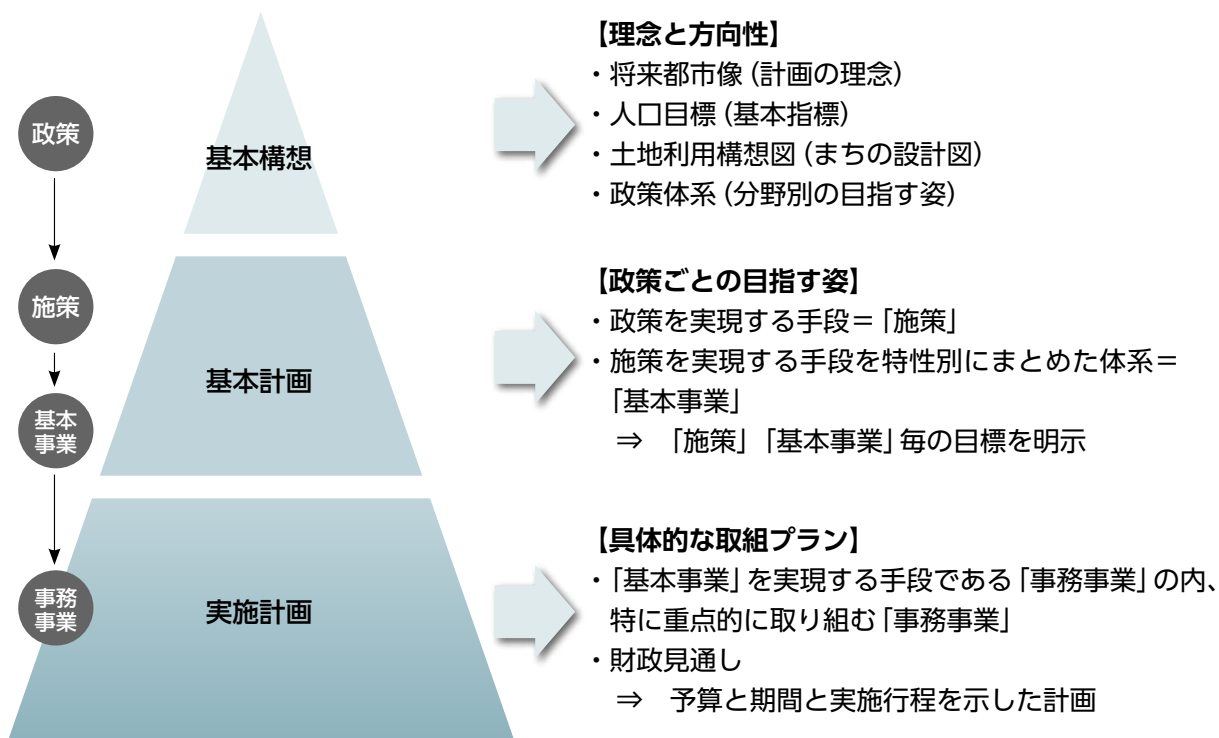
#### (3) 実施計画（具体的な取組プラン）

実施計画は、重点的に取り組むべき分野を中心に、計画期間における財政状況の見通しに基づく財政計画と、施策・基本事業の重要度などを考慮し年度別・事業別に分類された具体的な事業の実施行程を示します。

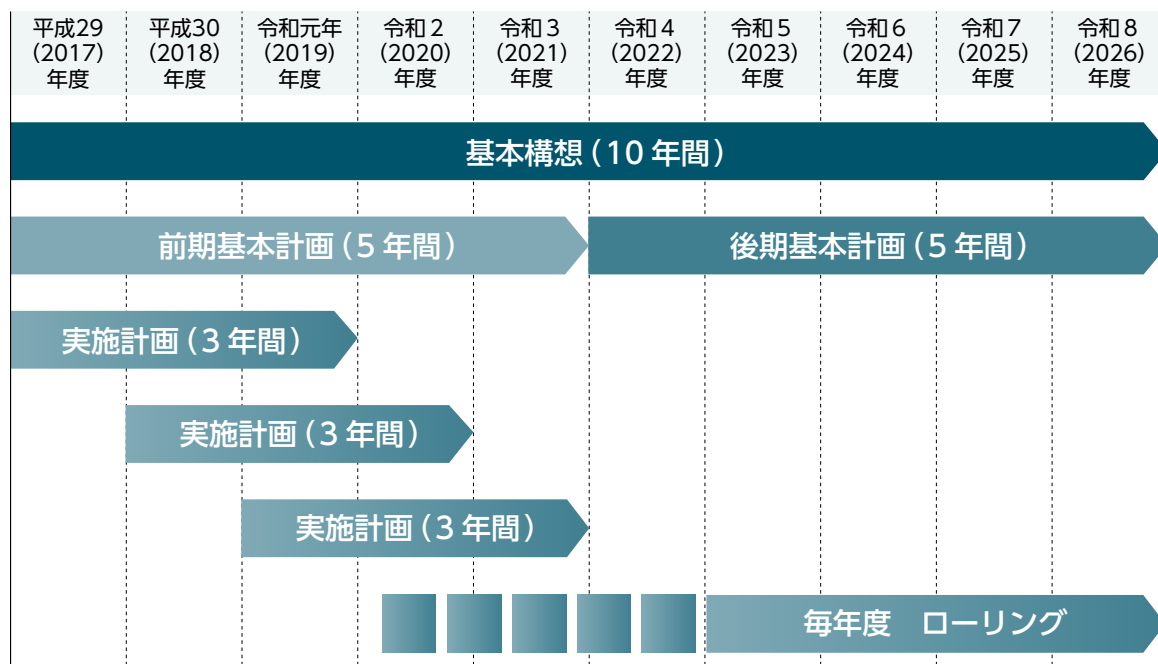
計画期間は3年間とし、事業進捗による見直し、法改正や行政ニーズへの迅速な対応が必要となることを踏まえ、1年毎に見直す方式（1年ローリング方式）にて、別途公表します。



## 【第6次鴻巣市総合振興計画 計画構成図】



## 【第6次鴻巣市総合振興計画 計画期間】



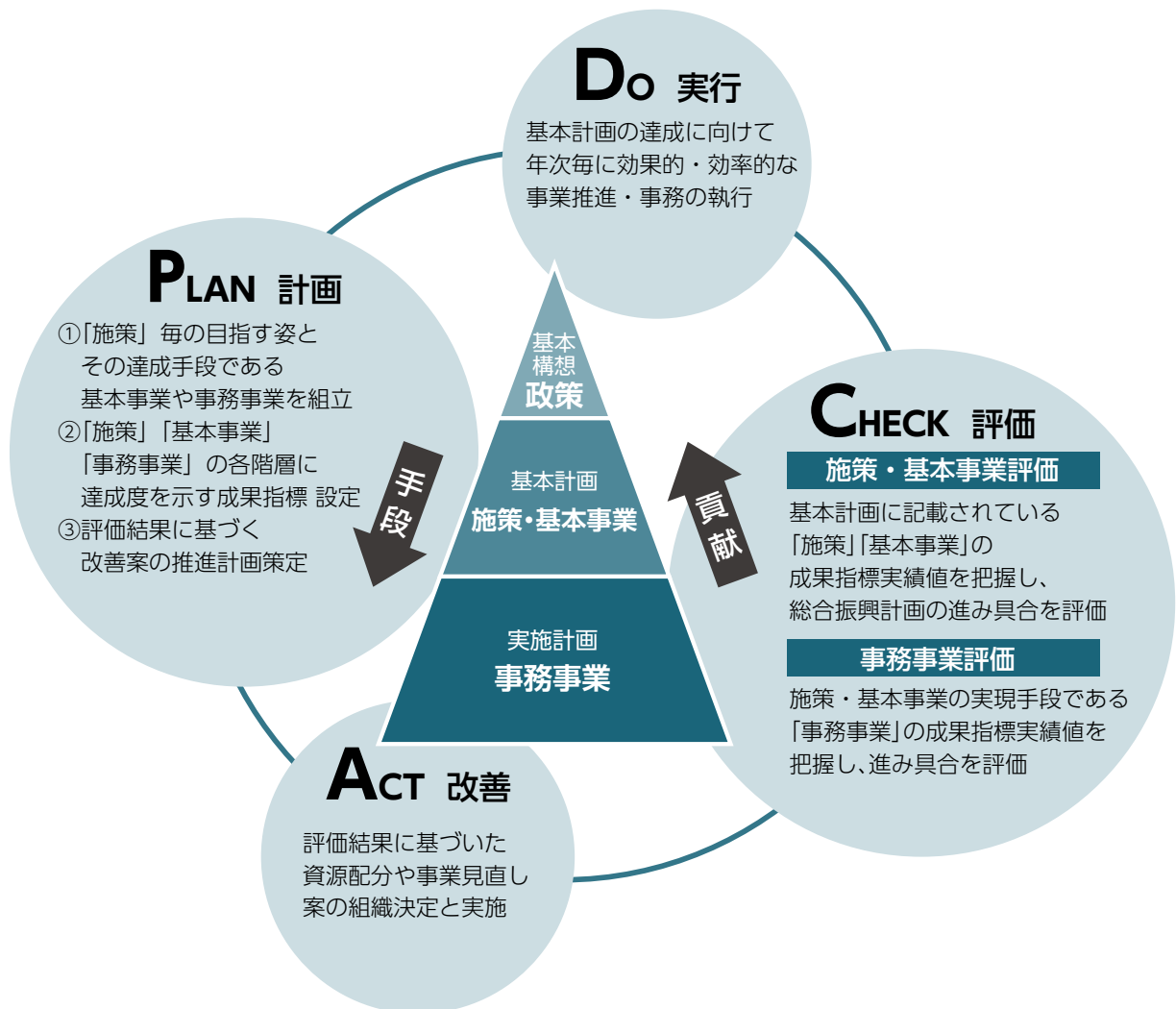
## 4. 総合振興計画の実現に向けて

### (1) 行政評価 (PDCA サイクル) に基づく計画策定・進行管理

総合振興計画では、将来都市像などの目標を実現する手段として、施策体系を設定しますが、これが計画 (Plan) となります。その計画に基づいて、予算が配分され事業が実行 (Do) されます。そして事業の実施によって、施策の目指す姿が計画どおりに達成できているかを成果指標 (アウトカム指標) というモノサシを活用して評価 (Check) し、その評価を検証し、改善策や更なる施策を講じていく (Act)、この一連の流れを鴻巣市では『行政評価 (PDCA サイクル)』と呼んでいます。

鴻巣市では、第5次鴻巣市総合振興計画より、行政評価の考え方を取り入れた総合振興計画策定と進行管理に取り組んでおり、本総合振興計画においてもこの手法継承することで、市民と行政が情報を共有し、計画の目標及び達成度を誰が見ても明快にわかる行財政運営を目指します。

### 行政評価 (PDCA サイクル) のイメージ



## (2) 成果指標に基づく計画策定・進行管理・評価

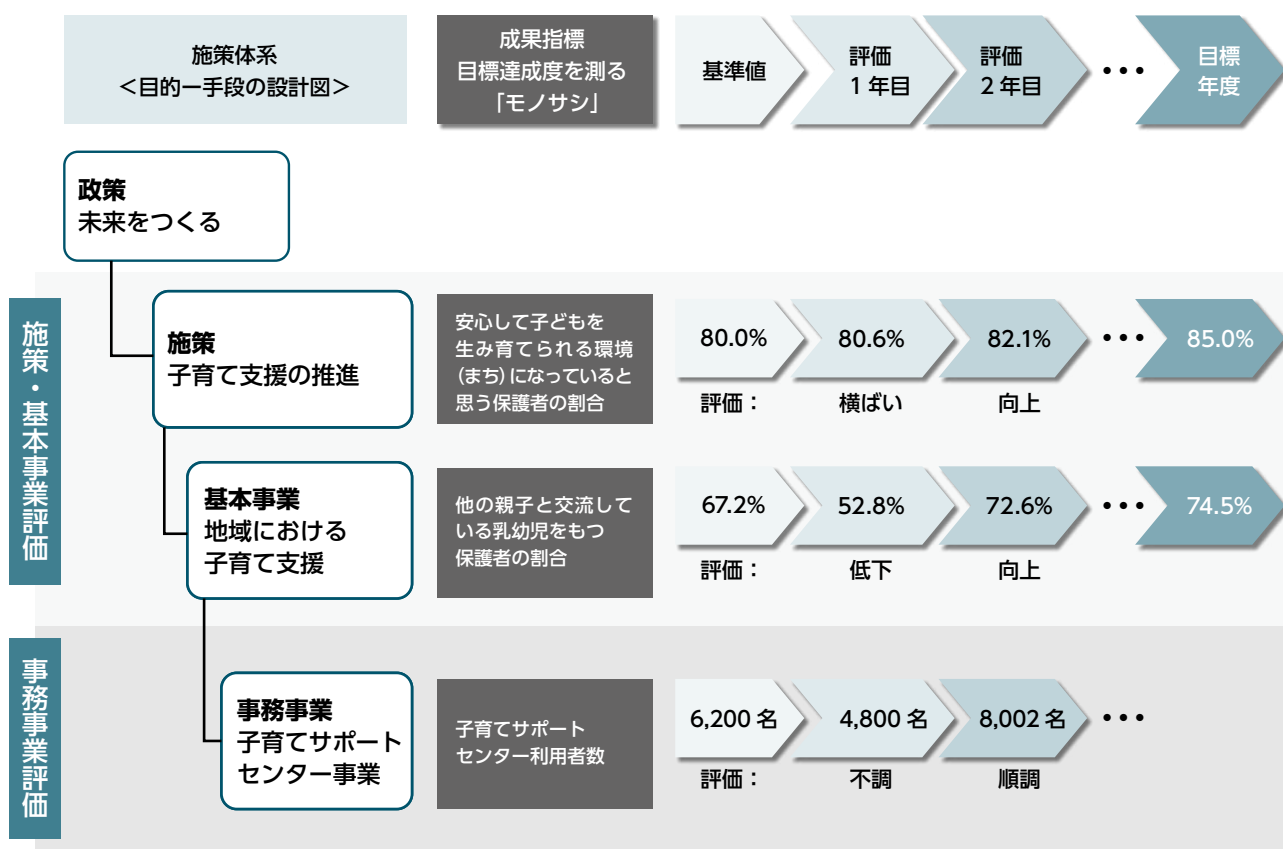
行政評価を活用した行財政運営の利点は、成果指標（アウトカム指標）というモノサシを設定し、施策や事業の成果達成度を市民にわかりやすく『見える化』することにあります。

本総合振興計画では、「施策」「基本事業」「事務事業」の施策体系の各階層の目的達成度を示す成果指標を設定するとともに、基本計画の構成要素である「施策」「基本事業」には、基本計画終了年度の目標値を明示し、経営計画としての機能を果たします。

総合振興計画策定後は、毎年度「施策」「基本事業」「事務事業」の成果指標実績値の把握を行い、それに基づく成果動向などの評価を行います。

評価結果から、施策の成果達成に向けた課題を抽出し、事務事業の見直しやスクラップ&ビルドなどの対策を講じます。

### 行政評価を活用したマネジメント例





## 2. 歴史的特性

鴻巣市の歴史は古く、約 20,000 年前の旧石器時代まで遡り、その足跡は市域南部の大宮台地に残されています。縄文時代には人々の生活範囲が低地へ広がり、赤城遺跡や滝馬室からは、ミミズク土偶などの貴重な遺物が多数出土しました。

前方後円墳が築かれた古墳時代が東国最大級の埴輪生産地であったといわれており、生出塚遺跡で発見された大型の人物埴輪などの「生出塚埴輪窯跡出土品（70 点）」が、平成 17 年 6 月に国の重要文化財に指定されました。鴻巣という地名は、かつて武蔵国造（むさしくにのみやつこ）である、笠原直使主（かさはらのあたのおみ）が、現在の笠原の辺りに住み、一時この地が武蔵の国府となったことから、「国府の州（こくふのす）」と呼ばれたのが始まりとされ、それが「こふのす」となり、後に「コウノトリ伝説」から「鴻巣」の字をあてはめるようになったと言われています。

また、箕田の地は嵯峨源氏の流れを汲む箕田源氏発祥の地であり、源仕（みなもとのつこう）・源宛（あつる）・渡辺綱（わたなべのつな）の三代が拠点として活発な活動を展開した土地でした。

戦国時代後期に入ると、小田原城を本拠地に持つ後北条氏がこの辺りを治める中、豊臣秀吉の命を受けた石田三成による忍城攻めの際に築かれた石田堤の一部は、今も史跡公園として残されています。

江戸時代に入り、中山道が定められると宿駅が設置され、日光脇往還や忍・館林道が通じる交通の要衝となり鴻巣宿は、県内屈指の宿場としてにぎわうほか、吹上は旅人が休息する間の宿として栄えました。また、荒川の水運を活かした舟運の河岸が成立し、御成河岸や糠田河岸が流通拠点として栄えました。

さらに、豊かな自然環境による優れた鷹場であった鴻巣には、鴻巣御殿（徳川将軍家が旅行の際に宿泊する施設）が築かれ、徳川家康・秀忠・家光三代にわたって使用された記録が残されています。

一方、上谷新田（人形町）では、江戸時代中頃から人形作りが始められ、やがては関東三大雛市のひとつに数えられるまでに成長を遂げました。明治期には高度な技術と優れた品質で「鴻巣びな」の名は全国に知れ渡るようになり、現在も中山道沿いの人形町には人形に関連する業者が並んでおり、鴻巣市を代表する産業として継承されています。

また、貴重な伝統工芸として伝えられ、人形町に伝承される「鴻巣の赤物製作技術」は、平成 23 年 3 月に国の重要無形民俗文化財に指定されました。

近代に入り、糠田や屈巢沼では広大な新田開発が行われました。明治 35 年に着工された鴻巣町・常光村にまたがる 400 町歩の連合耕地整理は、明治 36 年の第 5 回内国勸業博覧会で一等賞に輝き、鴻巣式耕地整理として全国の模範となりました。

また、戦後、鴻巣市の気候風土に適したパンジーの生産から始まった「花き生産」は、生産品種の増加や生産効率の向上による発展・拡大が図られ、現在では東日本最大級の花き市場である「鴻巣フラワーセンター」が整備されるとともに、全国に誇るブランドとして市民に愛されています。

市域に目を向けると、明治 22 年の町村制施行により、鴻巣町以下、吹上村、屈巢村など 12 村が成立し、吹上村は昭和 9 年に町制を施行しました。また、昭和 29 年には、鴻巣町を中心に箕田、田間宮、馬室、笠原、常光村の 1 町 5 村が合併し、埼玉県下 17 番目の市として鴻巣市が誕生しました。同時に、共和、広田、屈巢村の 3 村が合併し川里村が誕生し、平成 13 年に町制を施行しました。その後、平成 17 年 10 月 1 日に鴻巣市、吹上町、川里町の 1 市 2 町が合併し、新たな鴻巣市として現在に至っています。

### 3. 立地と交通機関

鴻巣市は、首都圏 50 km にあり、埼玉県平野部のほぼ中央に位置しています。戦後、鉄道・道路交通の発展により、都心部まで 1 時間以内で結ばれるという環境が整い、高度経済成長期には宅地開発・企業進出が進み、人口が急増した地域です。

鉄道交通では、都心と高崎方面を結ぶ JR 高崎線が、通勤・通学の主要な交通手段となっており、平成 13 年の「湘南新宿ライン」に続き、平成 27 年 3 月には「上野東京ライン」が開業したことで、東京圏の乗り入れの利便がさらに向上しています。

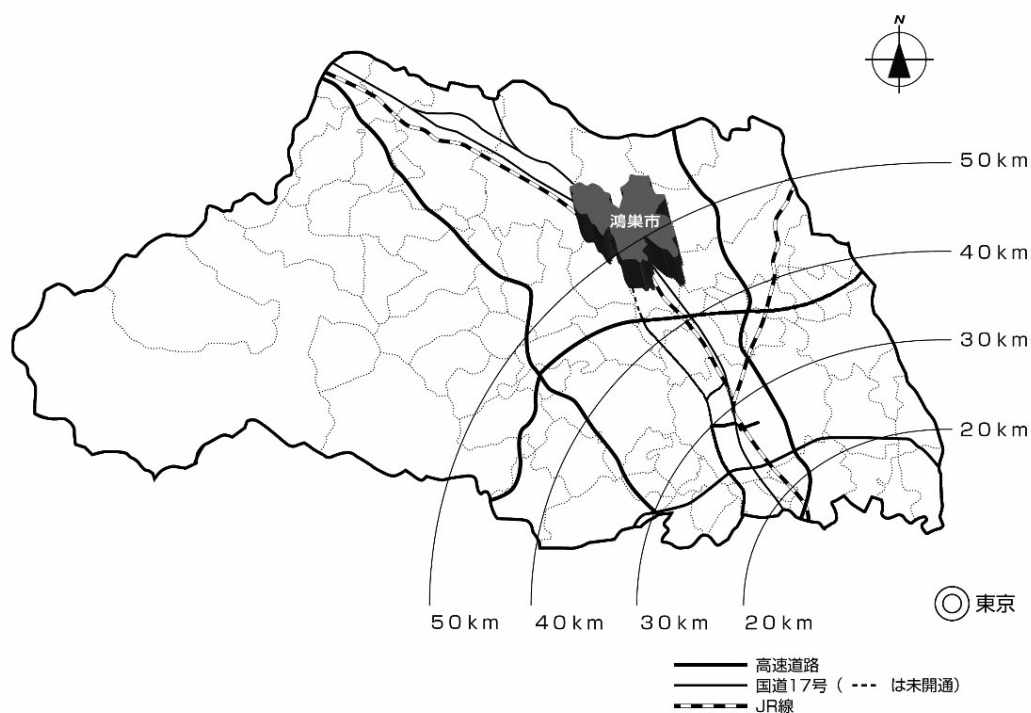
道路交通では、JR 高崎線と並行して国道 17 号及び国道 17 号熊谷バイパスが走っています。

また、市街地を通る主要地方道鴻巣桶川さいたま線、県道鎌塚鴻巣線（中山道）、主要地方道東松山鴻巣線（加須鴻巣線）、主要地方道鴻巣羽生線、県道行田東松山線が地区内外を結ぶ主要道路となっています。

平成 27 年 10 月に首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の県内区間について全線開通が果たされるとともに、かねてより都市計画決定されていた「国道 17 号上尾道路」について、平成 28 年 4 月までにさいたま市宮前 IC から圏央道桶川北本 IC までの I 期区間（11.0km）が供用開始されました。鴻巣市箕田交差点までの II 期区間（9.1km）は、平成 23 年に事業化され、国道 17 号箕田交差点から順次整備が進められています。

今後は、新しく生まれる広域交通の要衝としてのポテンシャルを活かし、埼玉県の中軸となる自立した都市圏を形成していくことが期待されています。

#### ■ 立地・交通 概略図





# 第 3 章 鴻巣市を取り巻く時代動向・潮流

鴻巣市を取り巻く大きな時代動向・潮流を 10 項目にまとめました。すでに影響を及ぼしているものもあれば、鴻巣市の課題として顕在化していないものもありますが、いずれも見逃すことのできない事柄として整理しています。

## 1. 人口減少・少子高齢化の進展

わが国の総人口は、平成 20 年をピークに減少に転じており、令和 42 年の総人口は約 9,300 万人まで減少すると国の推計では見通されています。また、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合も高く、世界的に見ても空前の速度と規模で高齢化が進行しています。

未婚化・晩婚化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化などを背景とした少子化と健康志向や医療技術の進歩などによる高齢化の進行が、労働力の減少や経済活力の低下をもたらす一方で、年金や医療、介護などの社会保障費が増加し、社会経済構造へ深刻な影響を与えています。

このため、安心して子どもを産み育てられる環境の充実、健康寿命の延伸に向けた取組や地域で支え合う仕組みの構築など、人口減少や少子高齢化の進行をできる限り緩やかにしていくための対応が求められます。

## 2. 新型コロナウイルス感染症の流行

令和元年 12 月に中国武漢市で初めて確認された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に全世界的な流行（パンデミック）に至り、わが国でも急激な感染拡大による医療の逼迫、外出自粛要請や緊急事態宣言に伴う経済活動の縮小、小中学校の臨時休校、イベントの開催制限など、社会全体に大きな影響を及ぼしました。発生から 2 年あまりが経過した令和 4 年 3 月時点で、ワクチンの接種や治療薬の開発が進む一方、ウイルスは変異を繰り返し、いまだ収束は見えていません。

こうした状況にあって、従来に対面を前提とした生活様式から、人同士の物理的な距離の確保やマスクの着用、手指消毒、検温の実施、飛沫防止パネルの設置など、感染予防に重きを置いた新しい生活様式の実践が日常となっています。

また、企業や事業所ではテレワークやウェブ会議の推進、教育機関ではオンライン授業の実施など、ICT に代表される技術革新を社会経済活動に導入する流れが加速し、コロナ禍を乗り越えていくための試みが定着してきています。

従来の考え方が抜本から見直された、パラダイムシフトともいえる様々な価値観の転換への対応を図るとともに、収束後を見据えた取組が求められています。

### 3. 安全・安心に対する意識の高まり

平成 23 年の東日本大震災をはじめとした大規模な地震や、台風、集中豪雨等による全国的な風水害の頻発、さらには令和 2 年以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、安全・安心に対する意識は高まっています。

また、高齢者を狙った特殊詐欺や、SNS の普及によるネット犯罪被害の低年齢化など、日常の安全を脅かす犯罪も発生しており、社会生活全般に対する安全・安心の確保が求められています。

地域の安全・安心を支えるためには、自分の身は自分で守る「自助」、住民同士のつながりによる「共助」、行政による「公助」が連携し、それぞれ補完し合うことが必要です。

### 4. 情報技術による生活革新～ Society5.0 ～

パソコン、スマートフォン、AI（人工知能）、GPS（位置情報システム）等の情報通信技術が飛躍的に発展し、人々の生活に浸透したことにより、コミュニケーションや情報発信・取得が容易になり利便性が向上しています。

これらを単に個人として利用するだけでなく、仕事や学校教育、社会全体での利用促進を本格化させ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく人間中心の豊かな社会（Society5.0）を実現する取組が進められています。

一方、人と人とのつながりの変化、犯罪形態の変化、子どもの生活や発達への影響、年齢や環境による情報量の格差など、新たな問題も生じており、行政としての対応必要性が増しています。

### 5. 環境問題の深刻化と持続可能社会への取組

地球規模で環境問題が深刻化しており、気候変動への全世界的な対策が求められています。各地域や個人でも環境問題への意識を高め、地球環境に配慮した取組を進めることが必要です。

国では、令和 2（2020）年 10 月に 2050 年までにカーボンニュートラル（温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする）による脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

さらに、環境問題を包含した地球全体の持続可能性を保つために、国際連合では、17 のゴール・169 のターゲットから構成された SDG s (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)) を設定し、多くの国、企業、地方公共団体が取組を開始しています。



## 6. 誰もが活躍し続けられ、多様性が認められる社会へ

長寿社会の進展による人生100年時代が予測されるとともに、経済環境や就業意識の変化により働き方の多様化も進んでいます。そのような社会において、すべての人が活躍し続けられ、生きがいをもって暮らせる社会づくりが重要な課題となっています。その実現に向けて、雇用・就業ルールの変更、長時間労働の是正、子育てや介護をしながらの就労環境の整備、社会人の学び直しなどが推進されています。

また、性差別、性同一性障害等の性的マイノリティへの対応、職場や家庭でのハラスメント防止など、一人ひとりの個性と多様な価値観を認め合いながら暮らしていける社会の構築が必要です。日本人だけでなく、留学や技能実習等の資格で在留する外国人が地域社会において支障なく生活していける多文化共生のまちづくりが求められています。

## 7. 社会資本のあり方の見直し

高度経済成長期に整備された多くの公共建築物や道路、橋梁、公園、下水道などの社会資本（インフラを含む公共施設等）が一斉にその更新時期を迎えつつあります。

今後、厳しい財政状況が続くなか多額の費用負担に対処するため、地方公共団体には人口減少等により予想される将来需要の変化を考慮し、長期的な視点で計画的な維持管理を行うことが必要とされています。そのため、国は、地方公共団体に「公共施設等総合管理計画」に基づく個別施策計画の策定と推進を求めています。

また、予防保全の考え方を取り入れた「長寿命化計画」等に基づき公共建築物や道路橋梁等のインフラの維持管理を推進するとともに、民間事業者による新たな手法の導入など、効率的な管理運営を検討することが必要です。

## 8. 経済の停滞と構造改革による成長へ

わが国の経済は、指標的には景気が良い状態が長く持続していましたが、平成30年後半から景気後退となりました。それに加え、令和2年前半からの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行で、リーマン・ショックを凌ぐ経済悪化を迎えるに至りました。

緊急事態宣言に伴う経済活動の縮小は、失業率や有効求人倍率の悪化、中小事業者の事業継続への支障、所得格差や教育格差の拡大など、個人や企業に多大な影響を及ぼしました。国や自治体で様々な対策が講じられ、経済の回復が期待されますが、現時点で感染の収束は見えておらず、先行きの不透明感は否めない状況にあります。経済悪化により生じた格差の是正、収入減世帯の生活確保や自立に向けた支援など、個人への対応も重要です。

また、ICTの進化や就業意識の変化に伴う新しい働き方や創業の推進、異業種間での人材マッチング等、時代に対応した産業構造改革による成長が求められます。

## 9. 地方行政の役割の変化

地方行政は、戦後の高度成長を背景とした基盤整備を中心としていた時代から、心の豊かさを求める時代となり、「人づくり」を含めたまちづくりへ、その役割が変化してきました。

住民ニーズが多様化・複雑化し、行政サービスへの期待はより高くなっています。また、これまで地方分権や行政改革が進められてきましたが、人口減少と地域経済縮小の克服を図るため、結婚や出産の希望の実現、地域での雇用拡大等、地方創生に向けた取組が求められています。

これらの課題解決に向けては、地域住民との協働や、住民の行政への参画、民間企業や研究機関等と連携し、技術やノウハウを取り入れる官民連携による取組など、パートナーシップを活用したまちづくりが必要となっています。

## 10. 新市建設計画の継承と発展

平成17年10月の3市町合併後のまちづくりでは、新市建設計画に基づき、新市の速やかな一体性の確立と均衡ある発展を図るため、施策別戦略的・重点的プロジェクト事業をはじめとする新市の基盤整備を重点的に進めてきました。

今後のまちづくりでは、新市建設計画の理念を引き継ぐとともに、地域の一層の発展に向けて、これまで地域住民と行政が築いてきた新市の礎を最大限に活用したまちづくりを進めていく必要があります。

# 第4章 市の現状

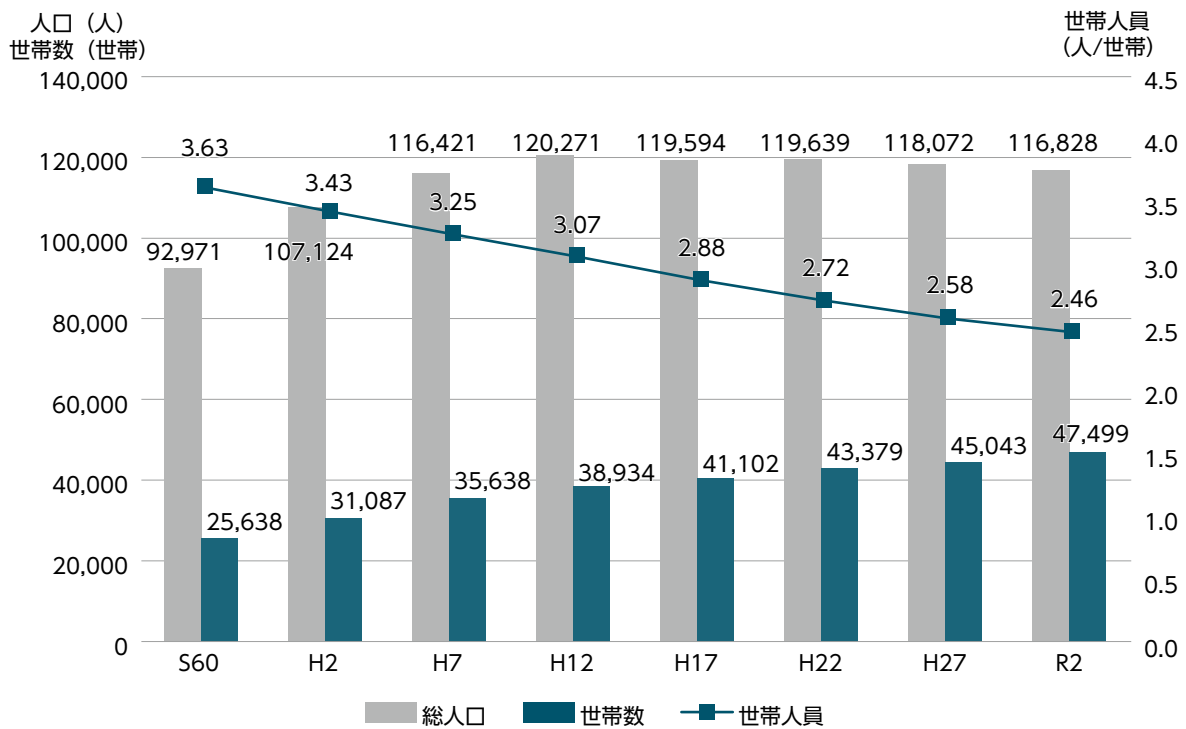
## 1. 人口・世帯

### (1) 人口・世帯の推移

鴻巣市の人口は、令和2年10月の国勢調査時点で、116,828人となっています。推移をみると、平成12年までは増加が続き、その後、平成22年までの10年間は12万人前後で推移してきましたが、近年は減少傾向に転じており、直近10年間（平成22年と令和2年を比較）では、約3,000人減少しています。

世帯数では、核家族化、少子化などが進み、1世帯あたり人数は、平成12年の3.07人から令和2年には2.46人と減少しています。

#### ■人口と世帯数

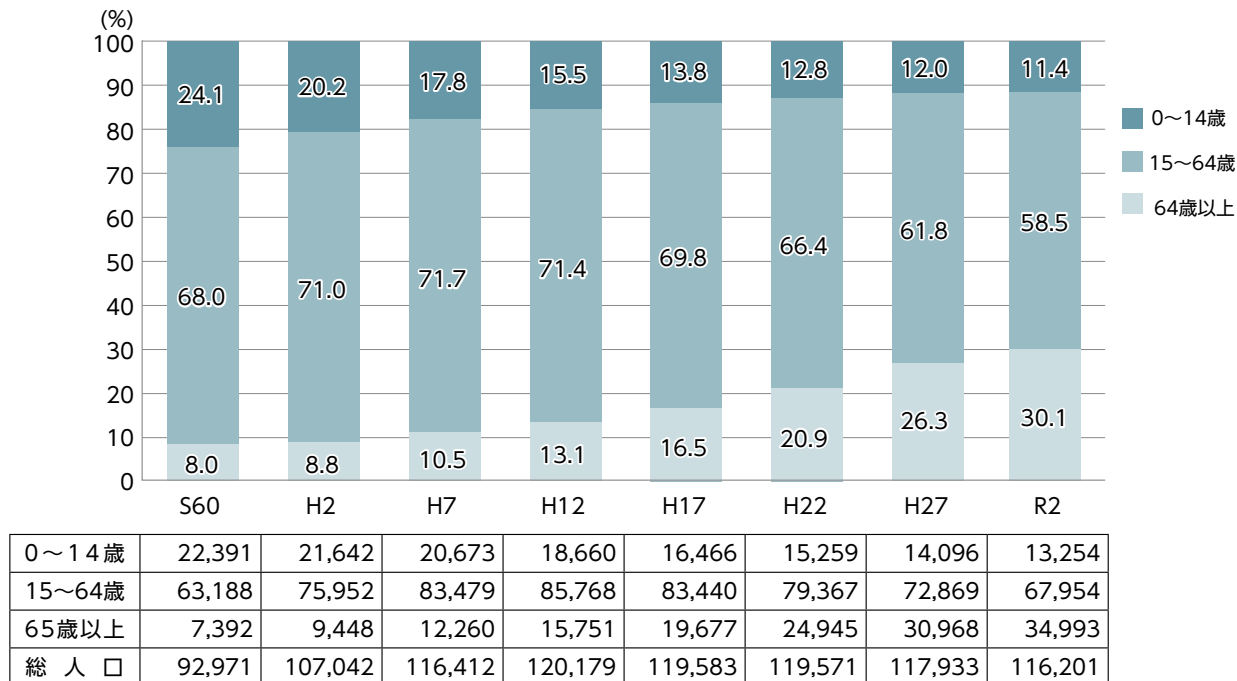


出典：国勢調査

## (2) 年齢構成の変化

鴻巣市の年齢3区分の人口構成比の推移では、65歳以上の高齢化率が平成22年に20%を超え、令和2年時点では30.1%まで増加しており、鴻巣市においても、超高齢化社会（高齢化率21%超）に入りました。

■ 年齢階層別人口構成比



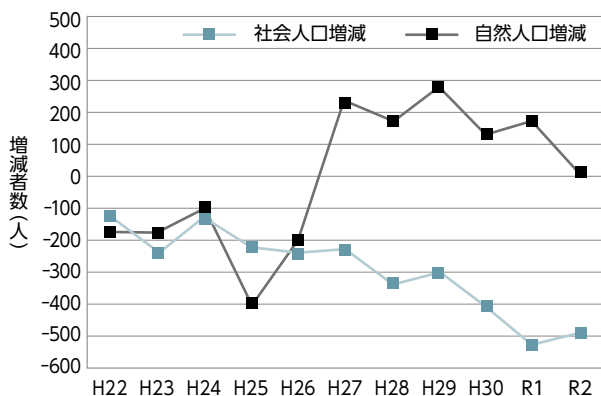
出典：国勢調査(年齢不詳は除く)

## (3) 人口の社会増減・自然増減

近年の社会増減(転入数-転出数)は、市街地再開発事業や土地区画整理事業を中心とした都市基盤整備の進捗と合わせ、周辺の民間開発も促進されており、平成27年以降は、転入超過傾向が続いています。

自然増減(出生数-死亡数)は、平成20年以降減少に転じており、減少幅は年々大きくなる傾向にあります。この理由は、出生数について600～800人台を毎年維持していますが、高齢化の進展により死亡者数が毎年1,000人を超えていることによるものです。

■ 社会増減・自然増減の推移



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
社会人口	転入	4,648	4,114	4,222	4,002	4,039	4,571	4,323	4,462	4,507	4,451	4,124
	転出	4,821	4,289	4,319	4,398	4,239	4,337	4,152	4,185	4,376	4,278	4,112
	増減	-173	-175	-97	-396	-200	234	171	277	131	173	12
自然人口	出生	854	826	857	804	775	785	734	811	703	647	667
	死亡	978	1,060	986	1,023	1,013	1,011	1,070	1,109	1,109	1,171	1,156
	増減	-124	-234	-129	-219	-238	-226	-336	-298	-406	-524	-489
人口増減	-297	-409	-226	-615	-438	8	-165	-21	-275	-351	-477	

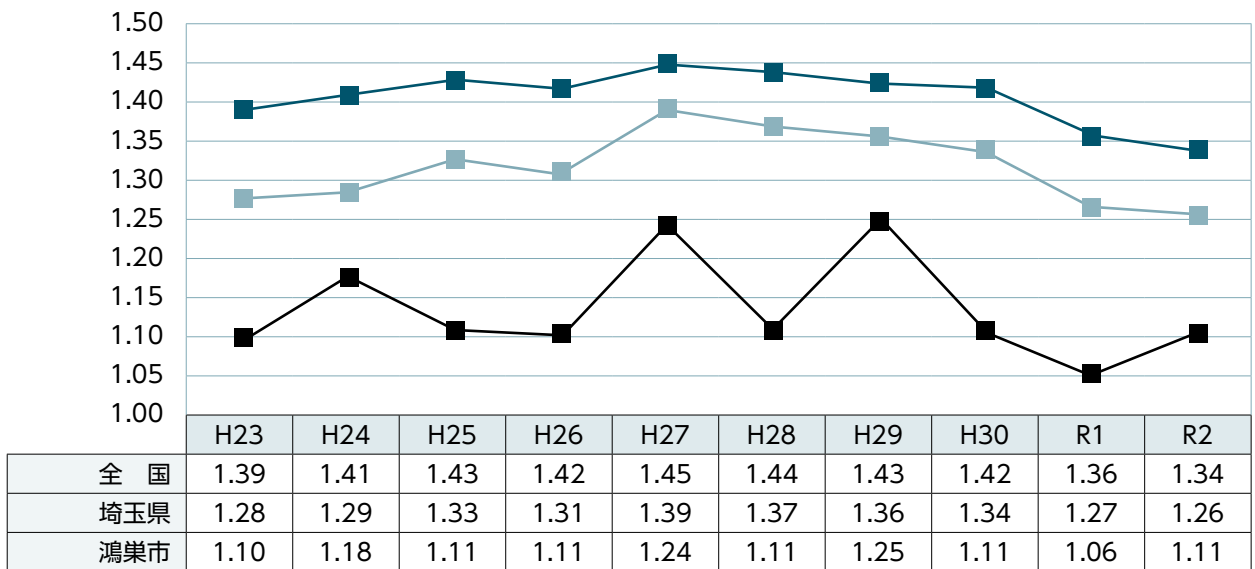
出典：埼玉県推計人口(月報データ)、埼玉県の人口動態概況

#### (4) 合計特殊出生率の動向

鴻巣市の合計特殊出生率（15～49歳までの女性が一生の間に産む子ども数）は、全国、埼玉県より低い状況が続いており、その差は年々大きくなる傾向が見られ、令和2年時点で1.11人となっています。

合計特殊出生率が低い要因については、「15～29歳女性の転出数が多いこと」「出産後に市へ転入（住宅購入など）する家族（女性含む）が多いこと」「30～34歳女性の未婚率の上昇」などの影響が考えられます。

##### ■ 合計特殊出生率の推移



出典：厚生労働省 人口動態統計(令和2年度推計値)

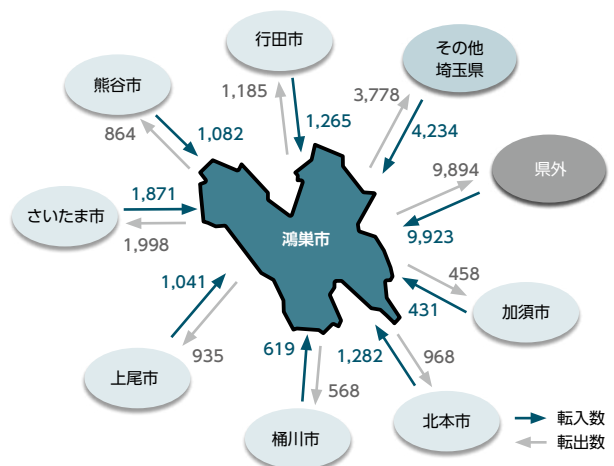
#### (5) 県内・県外での転出入先傾向（5年累計）

近年の鴻巣市における、転入・転出者の県内・県外移動割合は、ほぼ半分の割合です。

県内移動の内訳では、移動上位のさいたま市・熊谷市・行田市・加須市・上尾市・桶川市・北本市の7市間で、転入・転出とも6割以上を占めています。

##### ■ 転出入先動向（平成27年～令和元年の5年累計）

	転入		転出		転入-転出
	人数	構成比	人数	構成比	
県内	11,825	53.0%	10,754	50.4%	1,071
県外	9,923	44.5%	9,894	46.4%	29
その他	566	2.5%	680	3.2%	▲114
全体	22,314	100.0%	21,328	100.0%	986



出典：住民基本台帳(埼玉県統計年鑑)

## 2. 財政動向

### (1) 歳入歳出推移と見通し

#### 【歳入】

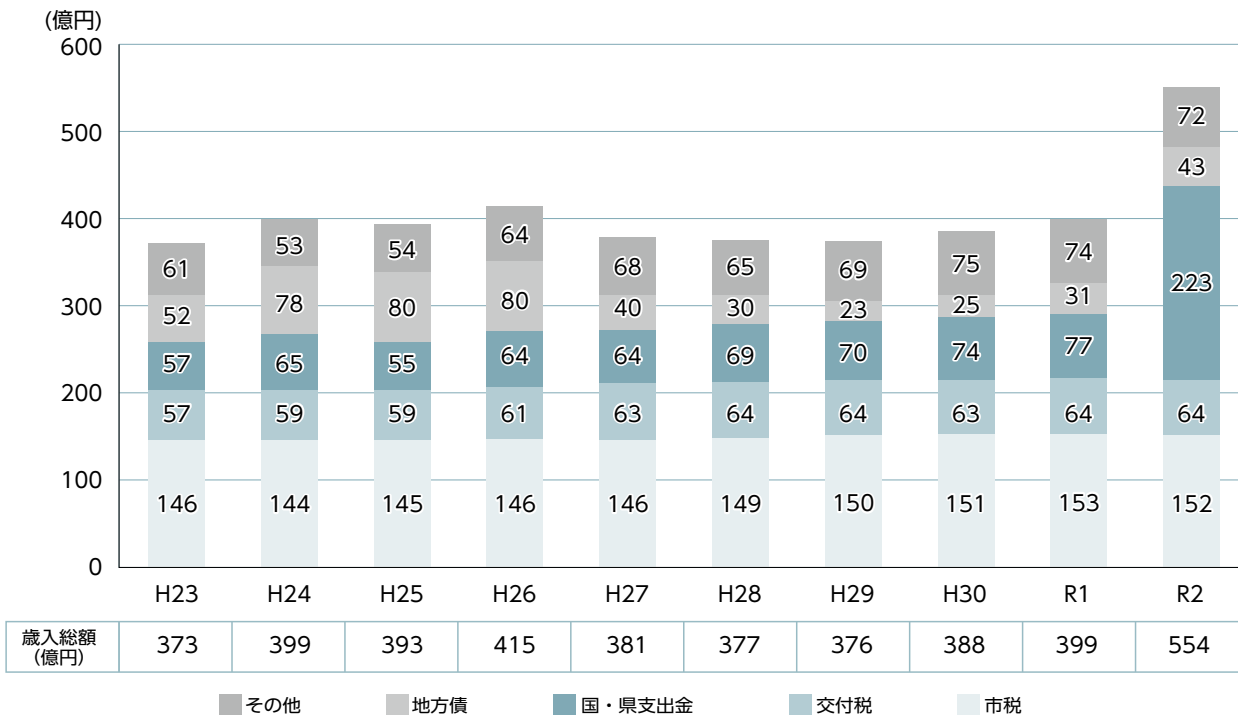
鴻巣市の普通会計決算について平成 22 年から令和元年度までの 10 年間の歳入は、373 億円から 415 億円で推移しています。

なお、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため国県支出金が 223 億円となり、歳入総額は 554 億円と大幅に増加しました。

市税は、令和元年度まで微増傾向となっています。市の借入金である地方債は、平成 27 年以降は抑制し財政健全化に努めています。

令和 2 年度で地方交付税の合併特例の算定（加算）もなくなっているため、今後も財政健全化への取組が重要となります。

#### ■ 歳入総額（内訳別）の推移



※ 凡 例 解 説	
市 税	市民税や固定資産税など、市が賦課、徴収する地方税
交付税	地方公共団体が等しく事務を遂行できるように、国から一定の基準により交付される税
国・県支出金	国・県が地方公共団体に支出・交付する負担金や補助金など
地方債	地方公共団体が、必要な資金を調達するために発行する債券
その他	使用料や繰越金などの、その他財源

出典：普通会計決算

### 【歳出】

鴻巣市の普通会計決算について平成 22 年から令和元年度までの 10 年間の歳出は、352 億円から 397 億円で推移しています。

なお、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業の実施により、歳出が 533 億円と大幅に増加しました。

令和元年度までの歳出増加要因としては、扶助費が 10 年前より 30 億円近く増加、公債費が 10 年前より 15 億円増加しています。

令和元年度までの歳出削減要因としては、人件費が 10 年前より 8 億円減少、普通建設事業費も 10 年前より 13 億円減少しています。

#### ■ 歳出総額 (内訳別) の推移



※ 凡 例 解 説	
人件費	職員などの給与や議員報酬などの経費
扶助費	社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費
普通建設事業費	道路、下水道、学校、保育所など公共施設の改良、新設のための事業経費
公債費	地方公共団体が発行した地方債の元利償還などに要する経費
その他	物件費や補助費など、その他行政サービス提供に必要な経費

出典：普通会計決算



## (2) 財政分析比較

鴻巣市の財政状況は以下のとおりです。

現時点では、健全な状況が保たれていますが、今後も行政評価などを活用した事業の選択と集中、見直しを進め、効果的な財政計画が必要となります。

### ■ 市町村財政比較分析表 (令和 2 年度普通会計決算)

令和2年度	単位	鴻巣市	埼玉県平均	県内順位 (63自治体中)
財政力指数		0.71	0.79	46
経常収支比率	%	93.6	93.7	44
将来負担比率	%	8.9	16.0	22
実質公債費比率	%	4.3	5.0	21

資料：埼玉県 市町村税財政資料集

### 【参考】財政健全化 4 指標の推移

(単位：%)

調査年度	実質公債費比率	将来負担比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率
平成28年度	3.7	20.4	—	—
平成29年度	4.1	15.9	—	—
平成30年度	4.5	11.8	—	—
令和元年度	4.4	9.0	—	—
令和2年度	4.3	8.9	—	—
早期健全化基準	25.0	350.0	12.10	17.10
財政再生基準	35.0		20.00	30.00

### 用語解説

#### 財政力指数 (財政力)

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値です。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

#### 経常収支比率 (財政構造の弾力性)

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、経常的経費（人件費、扶助費、公債費等）に、地方税、普通交付税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

#### 将来負担比率 (将来負担の状況)

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

#### 実質公債費比率 (収入に占める借金返済割合)

自治体の収入に対する負債返済の割合を示します。通常、3年間の平均値を使用します。18%以上では、新たな借入をするために国や都道府県の許可が必要となり、25%以上では借入を制限されます。

#### 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

#### 連結実質赤字比率

公営企業会計を除く、一般会計及び特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

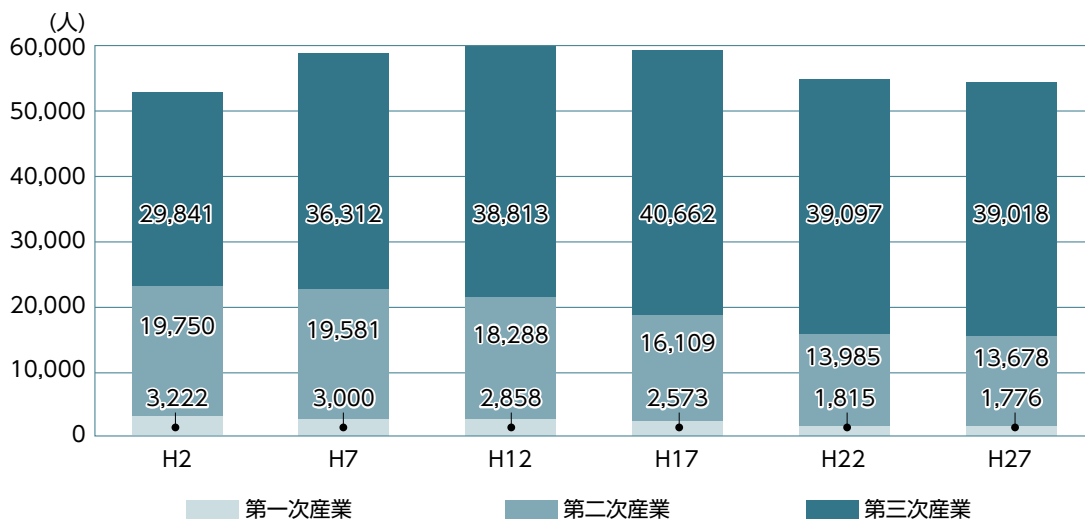


### 3. 産業動向

#### (1) 産業別就業人口の推移

平成 27 年の就業人口は、54,472 人で、高齢者人口の増加に伴い、平成 12 年以降、減少傾向を示しています。産業別従事割合では、全国・県内同様、第 3 次産業へ従事する割合が多くなっています。平成 17 年と平成 27 年の 10 年間で、第 1 次産業では▲ 31.0%、第 2 次産業で▲ 15.1%、第 3 次産業▲ 4.0%となっています。

##### ■ 産業別就業人口

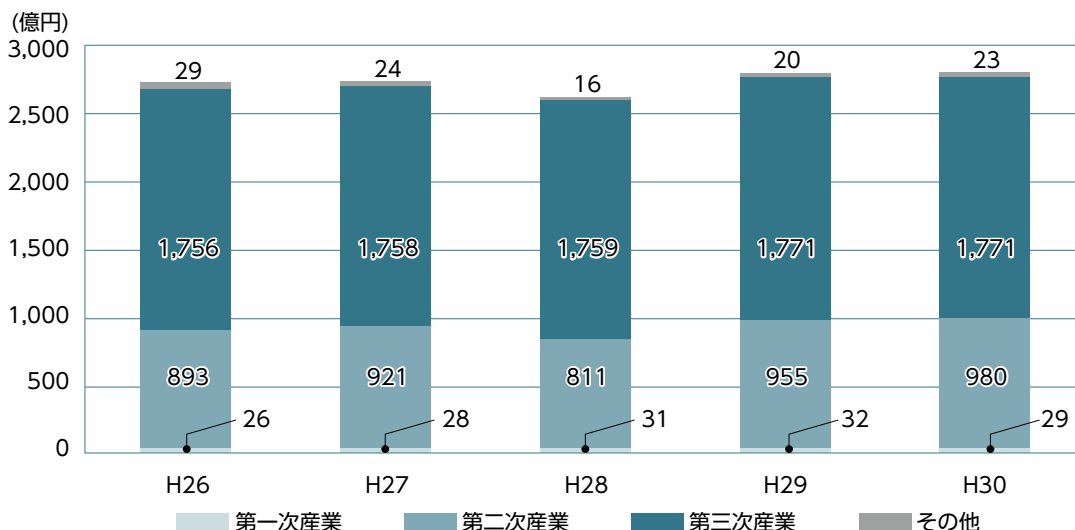


出典：国勢調査

#### (2) 産業別総生産額の推移

平成 30 年の市内総生産額は、2,803 億円となっています。市内の産業別総生産額では、第 1 次産業・第 3 次産業はほぼ横ばいで、第 2 次産業が増加傾向にあります。

##### ■ 市内産業別 総生産額

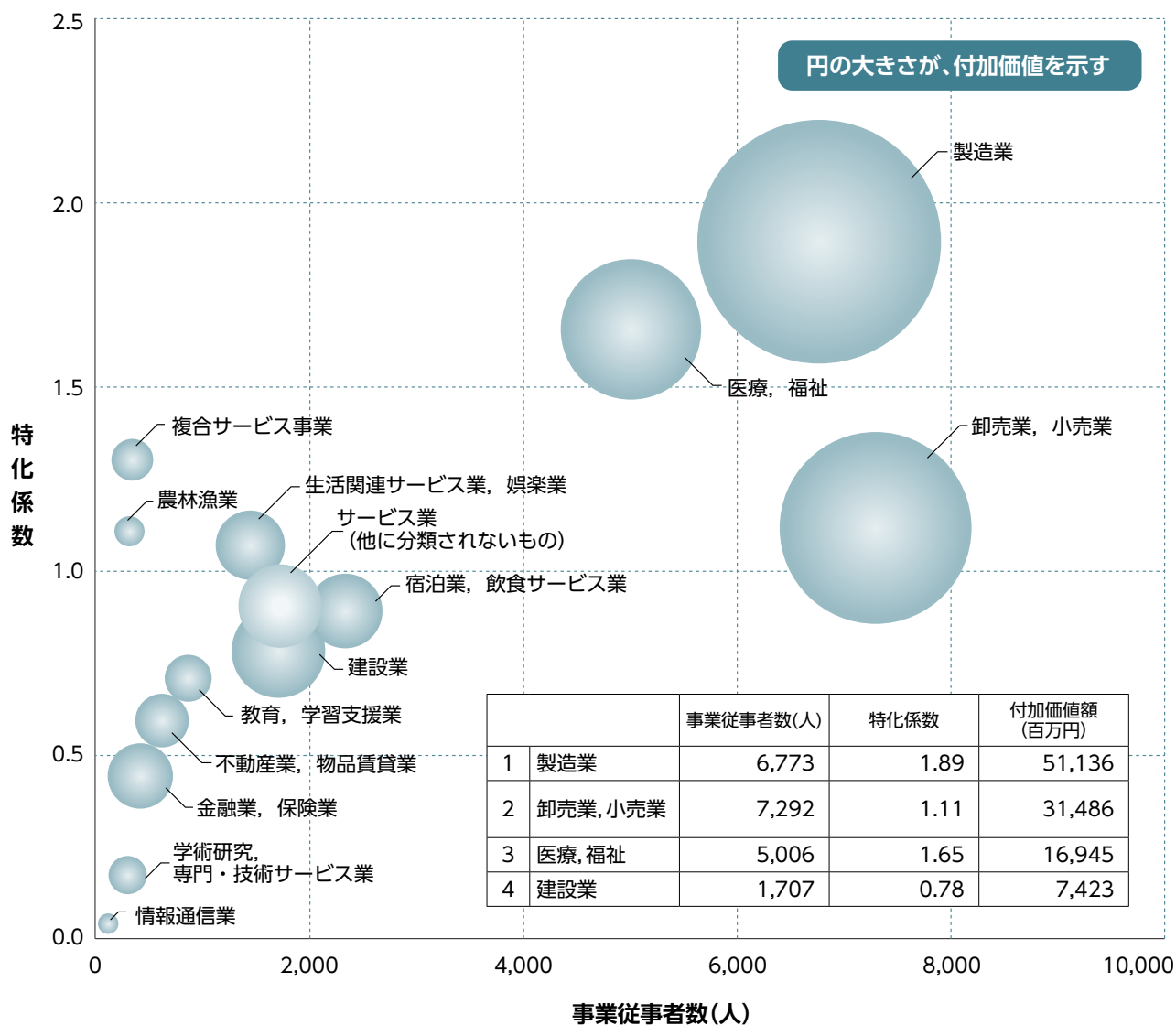


出典：埼玉縣市町村民経済計算

### (3) 経済構造の特徴

■ 事業従事者数 (雇用)、付加価値額、産業別国内集積度 (特化係数) から見た鴻巣市の経済構造

雇用と付加価値額 (税収に影響) では、製造業の貢献が大きく、雇いで約 7,000 人、付加価値額で約 511 億円となっています。次いで、卸・小売業、医療・福祉業、建設業と続きます。



**特化係数**

産業分類ごとに、全国と市とを比較した指標のこと。1.0 を基準に、数値が大きい場合には、他業種よりも優位性があると言えます。

**付加価値額**

事業活動によってどれだけ新しい価値が生み出されたかを表した数値

※ 鉱業、採石業、砂利採取業は、該当数字がないもの及び分母が 0 のため計算できない「-」の為、表示なし。  
電気・ガス・熱供給・水道業及び運輸業、郵便業については、付加価値額が「X」の為、表示なし。

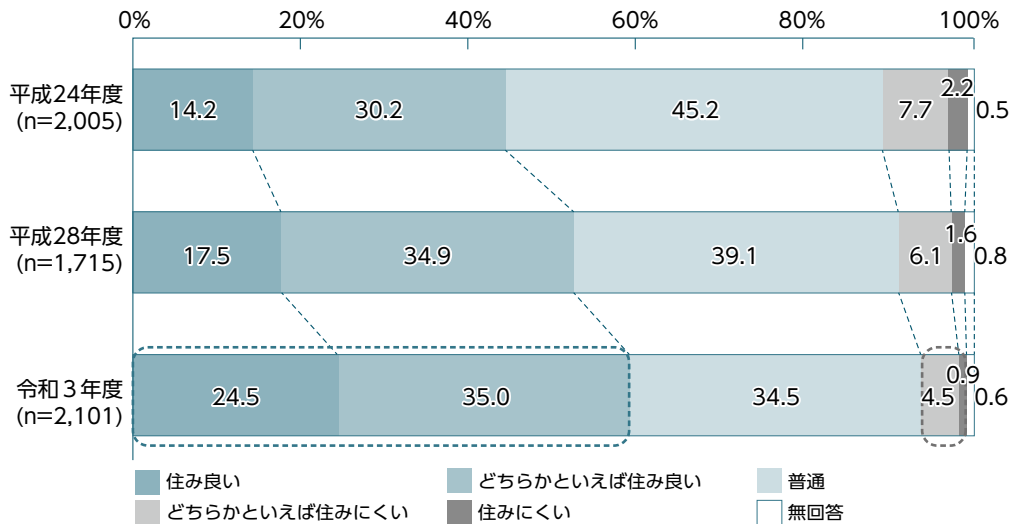
出典：平成 28 年経済センサス— 活動調査 確報集計 (事業所に関する集計)

## 4. 市民意識

### (1) 住み良さの変化

鴻巣市の住み良さについて、「住み良い」と「どちらかといえば住み良い」をあわせた市民意識は59.5%となり、平成24年の調査より約15ポイント向上しています。

#### ■現在の鴻巣市は、住み良いまちだと思いますか



出典：まちづくり市民アンケート

※小数点端数表示の関係で、足し上げても合計が合わない場合があります。

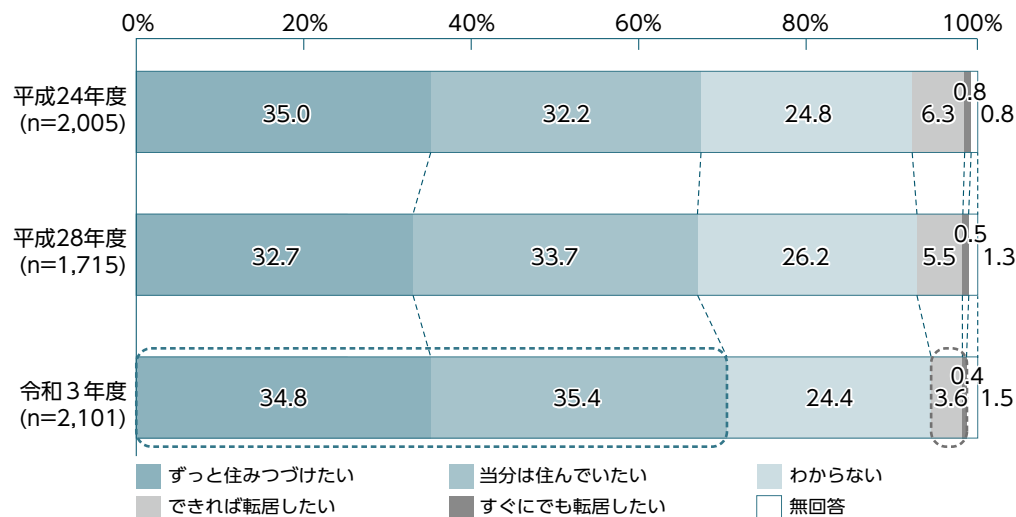
### (2) 定住意識の変化

鴻巣市に「ずっと住みつづけたい」「当分は住んでいたい」という定住意識は70.2%で、平成24年度より3ポイント向上しています。

年齢別では、20歳未満がやや低い回答となっています。

一方、「転居したい」と感じている人の割合は減少傾向にあります。

#### ■あなたは、鴻巣にこれからも住み続けたいと思いますか



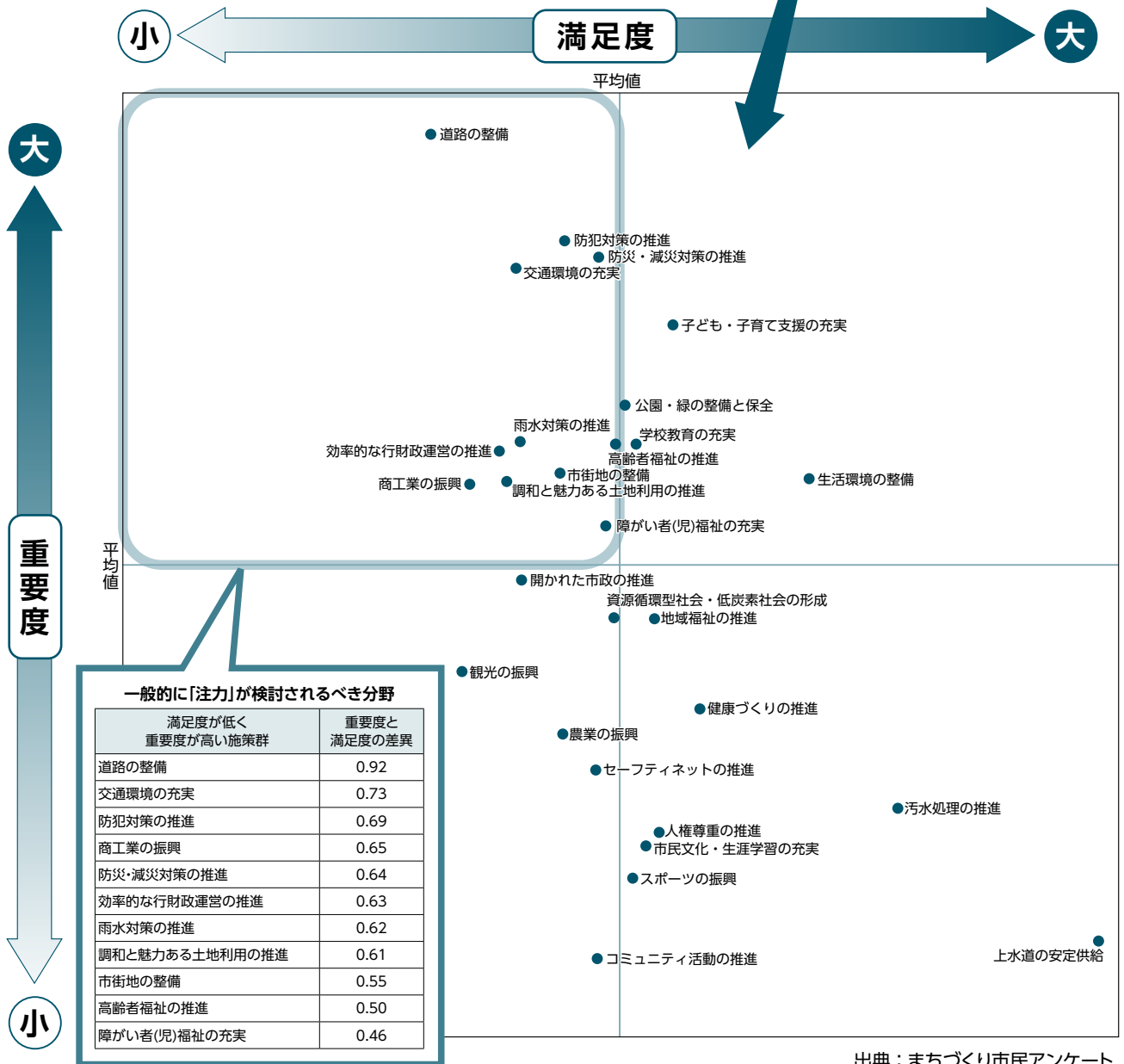
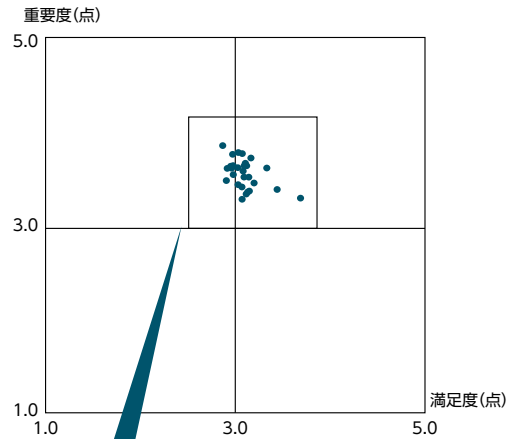
出典：まちづくり市民アンケート

※小数点端数表示の関係で、足し上げても合計が合わない場合があります。

### (3) 各施策の満足度及び重要度

第6次鴻巣市総合振興計画の28施策について、市民が意識する満足度・重要度(令和3年回答)を5点満点で整理すると、28施策の満足度平均点は3.10点、重要度平均点は3.52点となっています。

(※一般的に「注力」が検討されるべき施策(重要度と満足度に差異が多い施策)は、下図吹き出しのとおり。)



出典：まちづくり市民アンケート

## (4) 満足度・重要度の変遷

毎年実施しているまちづくり市民アンケートにおける、市民の皆さんが感じる第6次鴻巣市総合振興計画における各施策の満足度・重要度の意識の動向は以下のとおりです。

相対的に全施策に対する満足度は向上している一方、満足度・重要度とも、上位下位の施策が固定化しています。

### 満足度の上位下位の変遷

上位(高い)5項目【平成24年度】			上位(高い)5項目【平成28年度】			上位(高い)5項目【令和3年度】		
1位	上下道の整備	3.36点	1位	上下道の整備	3.50点	1位	上下道の安定供給	3.67点
2位	下水道等の整備	3.21点	2位	下水道等の整備	3.35点	2位	汚水処理の推進	3.43点
3位	生活環境の整備	3.02点	3位	生活環境の整備	3.18点	3位	生活環境の整備	3.32点
4位	人権尊重の推進	3.01点	4位	健康づくりの推進	3.13点	4位	健康づくりの推進	3.19点
5位	健康づくりの推進	3.01点	5位	資源循環型社会の形成と地球環境の保全	3.12点	5位	子ども・子育て支援の充実	3.16点
施策満足度平均点 2.89点			施策満足度平均点 3.00点			施策満足度平均点 3.10点		

下位(低い)5項目【平成24年度】			下位(低い)5項目【平成28年度】			下位(低い)5項目【令和3年度】		
29位	工業の振興	2.74点	29位	市街地の整備	2.87点	24位	調和と魅力ある土地利用の推進	2.96点
30位	市街地の整備	2.72点	30位	工業の振興	2.86点	25位	効率的な行政運営の推進	2.96点
31位	観光の振興	2.67点	31位	観光の振興	2.81点	26位	商工業の振興	2.92点
32位	道路の整備	2.65点	32位	道路の整備	2.78点	27位	観光の振興	2.91点
33位	商業の振興	2.58点	33位	商業の振興	2.70点	28位	道路の整備	2.87点

### 重要度の上位下位の変遷

上位(高い)5項目【平成24年度】			上位(高い)5項目【平成28年度】			上位(高い)5項目【令和3年度】		
1位	災害対策の推進	3.83点	1位	災害対策の推進	3.81点	1位	道路の整備	3.79点
2位	道路の整備	3.82点	2位	道路の整備	3.79点	2位	防犯対策の推進	3.72点
3位	防犯対策の推進	3.80点	3位	防犯対策の推進	3.77点	3位	防災・減災対策の推進	3.71点
4位	交通環境の充実	3.77点	4位	交通環境の充実	3.72点	4位	交通環境の充実	3.70点
5位	商業の振興	3.76点	5位	商業の振興	3.70点	5位	子ども・子育て支援の充実	3.67点
施策重要度平均点 3.54点			施策重要度平均点 3.52点			施策重要度平均点 3.52点		

下位(低い)5項目【平成24年度】			下位(低い)5項目【平成28年度】			下位(低い)5項目【令和3年度】		
29位	市民との情報共有による市民参加の推進	3.29点	29位	コミュニティ活動の推進	3.29点	24位	人権尊重の推進	3.36点
30位	コミュニティ活動の推進	3.29点	30位	市民との情報共有による市民参加の推進	3.28点	25位	市民文化・生涯学習の充実	3.35点
31位	上下道の整備	3.26点	31位	人権尊重の推進	3.28点	26位	スポーツの振興	3.33点
32位	人権尊重の推進	3.26点	32位	市民文化の創造と交流の促進	3.25点	27位	上下道の安定供給	3.29点
33位	市民文化の創造と交流の促進	3.22点	33位	上下道の整備	3.25点	28位	コミュニティ活動の推進	3.28点

出典：まちづくり市民アンケート

## 5. 統計でみる鴻巣市の強み・弱み

鴻巣市の近隣市と、10分野71指標での統計データにて比較し、強み・弱みを下記のとおり整理しました。

～比較都市：さいたま市、熊谷市、行田市、加須市、上尾市、桶川市、北本市～

本市の状況	強い (偏差値:60.0以上)	やや強い (偏差値:52.5～59.9)	平均的 (偏差値:47.5～52.5)	やや弱い (偏差値:47.5～40.1)	弱い (偏差値:40.0以下)
人口・世帯		・高齢単身世帯の割合	・年少人口の割合(15歳未満) ・老年人口の割合(65歳以上) ・自然増減率 ・平均年齢	・社会増減率 ・合計特殊出生率 ・人口千人当たり婚姻率	
都市形成		・持家世帯比率	・人口集中地区人口比率 ・人口集中地区人口密度	・人口密度 ・人口1人当たり都市公園面積 ・新設住宅着工床面積 ・空き家率 ・住宅地平均地価(m) ・商業地平均地価(m) ・可住地に占める市街化区域面積割合 ・可住地に占める人口集中地区面積割合	
経済基盤		・農家当たり経営耕地面積 ・人口千人当たり農業産出額	・耕作放棄地面積の増減率 ・民営事業所数の増減率 ・雇用者1人当たり雇用者報酬 ・黒字企業比率 ・創業比率	・従業者数の増減率 ・人口千人当たり製造品出荷額等 ・人口千人当たり卸売業、小売業年間商品販売額 ・人口1人当たり市町村民所得	
にぎわい・交流			・地元購買率(A群]日用品・雑貨)	・通勤・通学先(自市) ・通勤・通学先(当地に通勤) ・地元購買率(家族で買い物を楽しむ場合)	・昼夜間人口比率
生活基盤		・1人1日当たりのごみ排出量 ・人口千人あたり温室効果ガス排出量 ・汚水処理人口普及率 ・ごみのリサイクル率		・下水道使用料(1カ月)	・市町村道舗装率
安全	・人口千人当たり交通事故(人身事故)発生率	・人口千人当たり犯罪率 ・人口1万人当たり出火率		・人口1万人当たり自主防犯活動団体数	・自主防災組織組織率
健康・医療	・要介護(要支援)認定率	・人口10万人当たり病床数(一般診療所)	・健康寿命(男) ・人口10万人当たり病床数(病院)	・健康寿命(女) ・1人当たり医療費(国民健康保険事業) ・人口10万人当たり就業看護師数	・人口10万人当たり医師数
福祉・社会保障	・保護率(生活保護) ・介護保険料	・保育所等の状況(待機児童数)		・女性の就業率(30歳～39歳) ・高齢者の就業率(65歳以上)	・若年者の就業率(20歳～34歳) ・完全失業率
教育		・人口1人当たりの年間図書貸出冊数 ・教育用コンピュータ設置台数(1台当たりの生徒数) ・人口1万人当たりNPO法人数			
行政基盤	・市町村税納税率	・経常収支比率 ・将来負担比率	・実質公債費比率 ・ラスパイレズ指数 ・納税義務者1人当たり所得	・審議会等における女性の委員の割合	

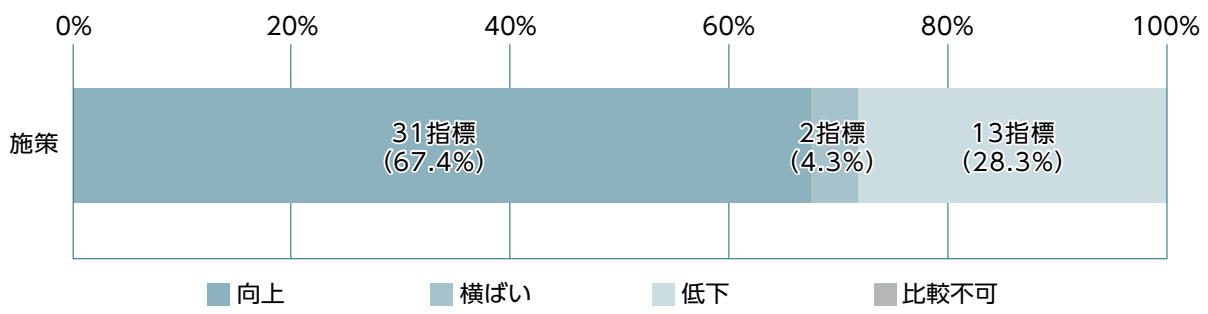
## 6. まちづくりの分野別進行状況

### (1) まちづくりの進展度(対基準値)～令和2年度実績時点～

第6次鴻巣市総合振興計画 前期基本計画で設定した施策・基本事業の270の成果指標の前期計画開始前の値である基準値との比較における進捗状況は、以下のとおりとなっています。

#### ① 施策の成果指標動向(28施策46指標)

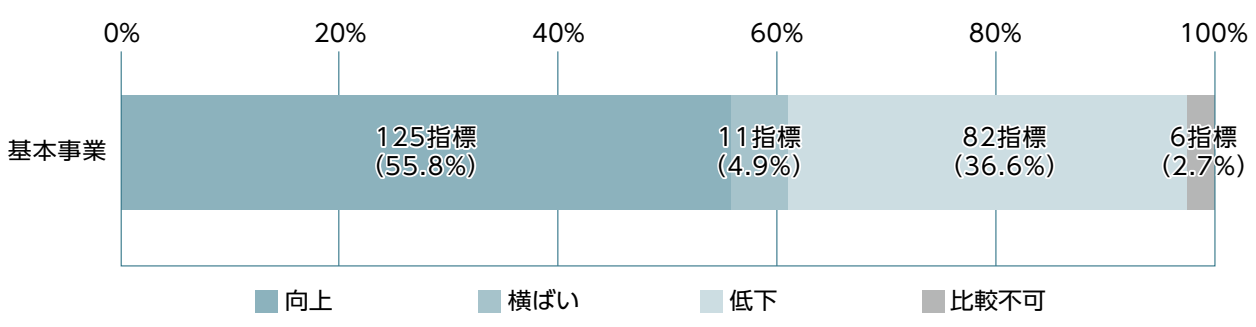
28施策の成果として設定されている46の成果指標について、成果が向上したと評価した指標は31指標(67.4%)、横ばいの指標は2指標(4.3%)、基準値より低下の指標は13指標(28.3%)、比較不可の指標は0指標(0%)となっています。



出典：まちづくり報告書

#### ② 基本事業の成果指標動向(101基本事業224指標)

101基本事業の成果として設定されている224の成果指標について、成果が向上したと評価した指標は125指標(55.8%)、横ばいの指標は11指標(4.9%)、基準値より低下の指標は82指標(36.6%)、比較不可の指標は6指標(2.7%)となっています。



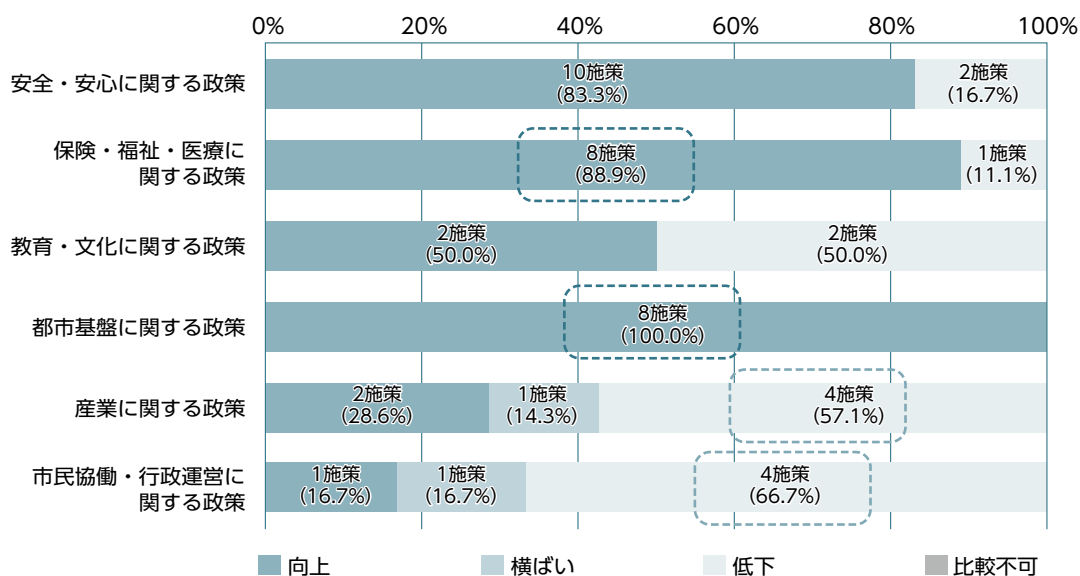
出典：まちづくり報告書

③ 政策別のまちづくり動向 (270 指標) ～令和2年度実績時点～

＜施策階層＞ 対基準値

- ・ 成果が向上したと評価した割合が多い政策・・・「都市基盤に関する政策」  
「保健・福祉・医療に関する政策」
- ・ 成果が低下したと評価した割合が多い政策・・・「市民協働・行政運営に関する政策」  
「産業に関する政策」

■ ＜政策別＞ 施策の成果指標動向 (46 指標)

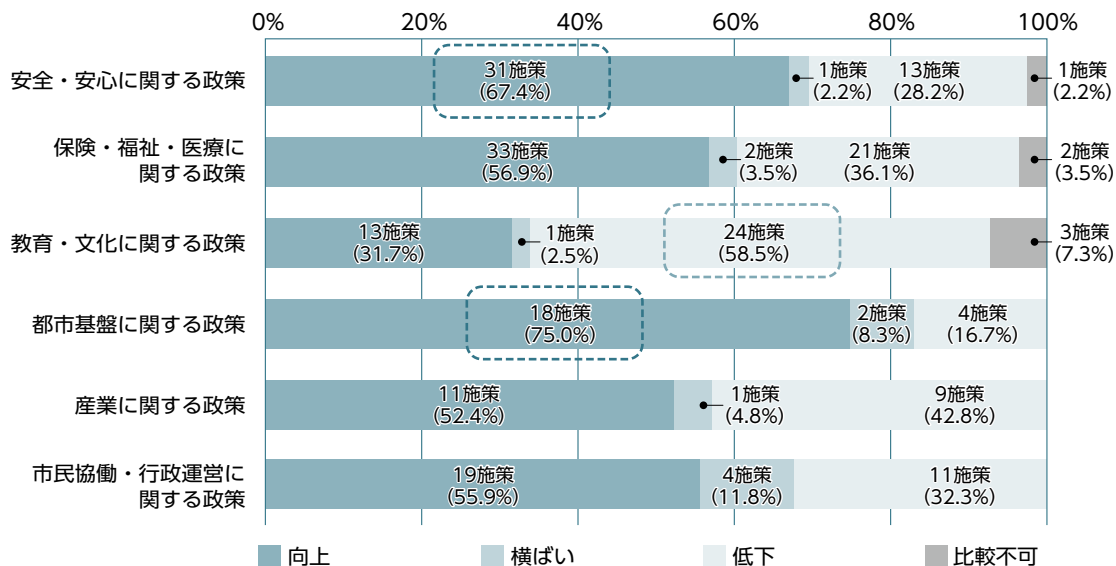


出典：まちづくり報告書

＜基本事業階層＞ 対基準値

- ・ 成果が向上したと評価した割合が多い政策・・・「都市基盤に関する政策」  
「安全・安心に関する政策」
- ・ 成果が低下したと評価した割合が多い政策・・・「教育・文化に関する政策」

■ ＜政策別＞ 基本事業の成果指標動向 (224 指標)



出典：まちづくり報告書

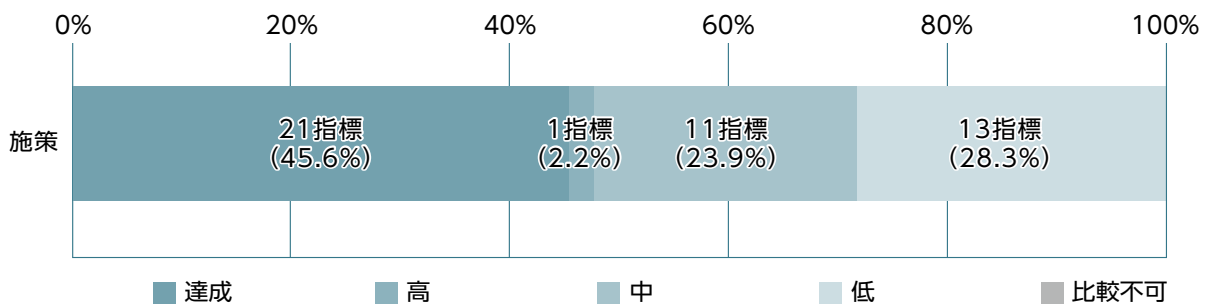


## (2) 後期基本計画の目標達成状況(目標達成度)～令和2年度実績時点～

第6次鴻巣市総合振興計画 前期基本計画で設定した施策・基本事業の270の成果指標の目標値(令和3年度)との比較における進捗状況は、以下のとおりとなっています。

### ① 施策の成果指標動向(28施策46指標)

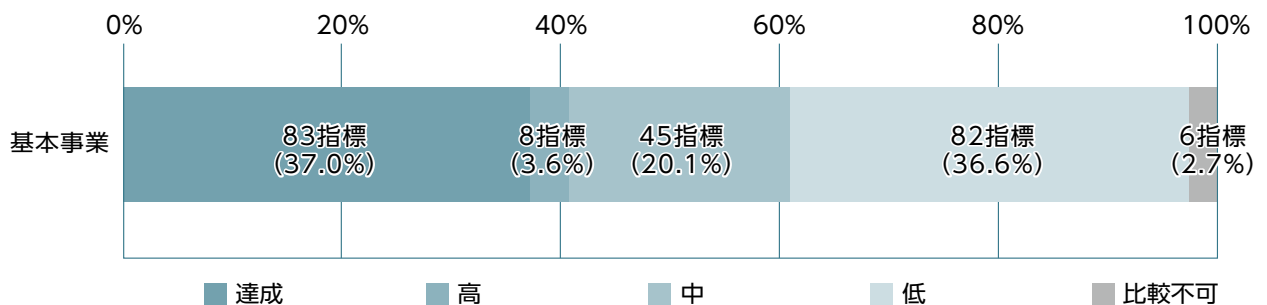
28施策の成果として設定されている46の成果指標について、目標を達成したと評価した指標は21指標(45.6%)、達成度(高)の指標は1指標(2.2%)、達成度(中)の指標は11指標(23.9%)、達成度(低)の指標は13指標(28.3%)、比較不可の指標は0指標(0%)となっています。



出典：総合政策課

### ② 基本事業の成果指標動向(101基本事業224指標)

101基本事業の成果として設定されている224の成果指標について、目標を達成したと評価した指標は83指標(37.0%)、達成度(高)の指標は8指標(3.6%)、達成度(中)の指標は45指標(20.1%)、達成度(低)の指標は82指標(36.6%)、比較不可の指標は6指標(2.7%)となっています。



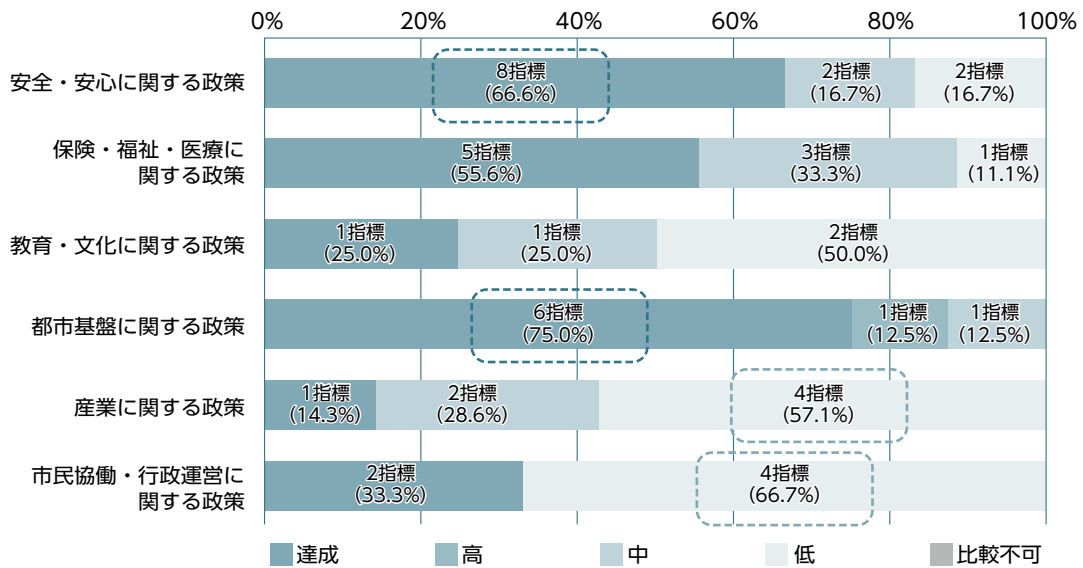
出典：総合政策課

③ 政策別のまちづくり動向 (270 指標)

＜施策階層＞ 目標達成度

- ・ 目標を達成したと評価した割合が多い政策・・・「都市基盤に関する政策」  
「安全・安心に関する政策」
- ・ 目標達成度が低いと評価した割合が多い政策・・・「市民協働・行政運営に関する政策」  
「産業に関する政策」

■ ＜政策別＞ 施策の成果指標動向 (46 指標)

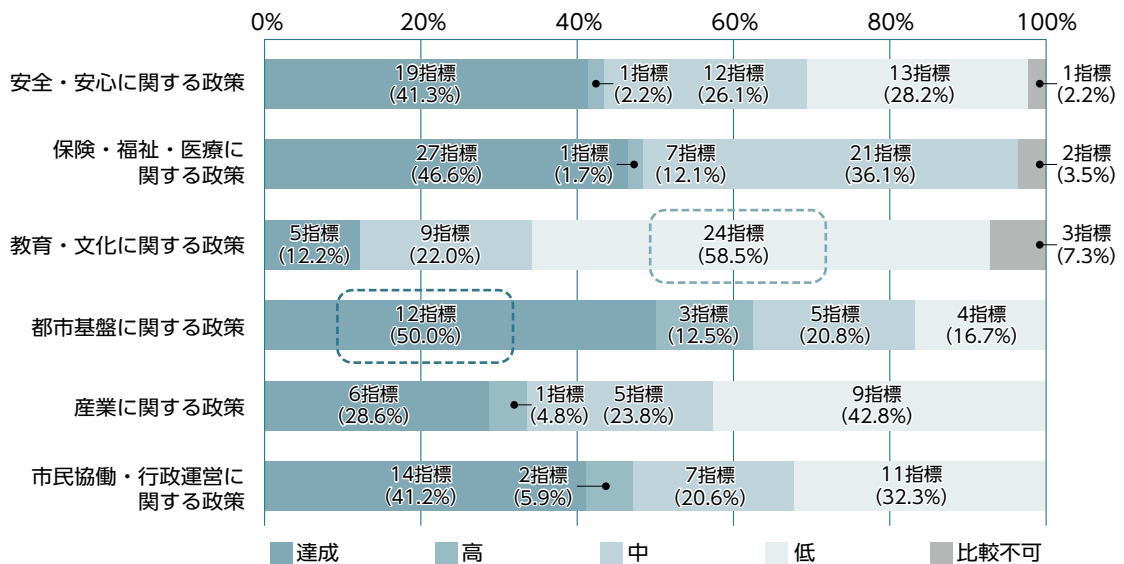


出典：総合政策課

＜基本事業階層＞ 対基準値

- ・ 目標を達成したと評価した割合が多い政策・・・「都市基盤に関する政策」
- ・ 目標達成度が低いと評価した割合が多い政策・・・「教育・文化に関する政策」

■ ＜政策別＞ 基本事業の成果指標動向 (224 指標)



出典：総合政策課

# 基本構想

第1章 将来都市像

第2章 将来人口

第3章 土地利用構想

第4章 政策展開の方向

# 第1章 将来都市像

## 1. はじめに

鴻巣市は、全国に誇る「花」の生産をはじめ、荒川を中心とする河川や田園などの豊かな「緑」に恵まれており、また、鉄道・幹線道路などの交通利便性にも優れた立地特性により、住宅や産業基盤などが集積した都市の活力を有する地域も併せ持っています。

人口減少社会の本格的突入と社会情勢の急激な変化により、市を取り巻く環境は厳しさを増してきていますが、先人の英知と努力により築いてきたこの豊かな地域を継承し、鴻巣市自治基本条例に定められた「市民と市を挙げて市民自治の実現を目指し、安全・安心を基盤とし、豊かで活力のある鴻巣市を築いていく」という趣旨を尊重し実現するためには、これまで以上に市の責務と役割を明確にした取組が必要になります。

第5次鴻巣市総合振興計画においては、『「花」につつまれ、豊かな「緑」の環境の中で、まちを支える「人」が輝きながら住み続けることができるまちを創る』という理念をこめ、将来都市像として「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」が定められましたが、この理念・目指すべき都市像は、今後10年先の理想の姿を思い描くにあたって、変わらず共感され継承すべき姿といえます。

そこで、第6次鴻巣市総合振興計画においても、基本理念、将来都市像は、第5次鴻巣市総合振興計画を継承するものとします。

## 2. 基本理念

次の3つの基本理念の柱を、第6次鴻巣市総合振興計画推進の根幹の考え方とします。

### すべての「人」が文化に親しみ、安全・安心、そして快適な暮らしを守るまちづくり

安全・安心な暮らしを確保した上で、子どもから高齢者まですべての人々が快適に、かつ、夢と生きがいを持って暮らすことのできる、「活力のあるまち」を市民みんなで創ります。

### 「花」を生かした個性的で魅力的なまちづくり

「花」を中心に、まちの個性や魅力を高めるとともに、すべての人々に幸せを届け、将来にわたって親しみを感じ、発展できるまちを市民みんなで創ります。

### 河川や田園など豊かで美しい「緑」を守り育てるまちづくり

河川や緑を次世代に伝えていくため、保全・育成に努めるとともに、まちづくりに活用し、日常生活にうるおいや安らぎを与え、個性的で魅力のある「人にも生きものにもやさしいまち」を市民みんなで創ります。

### 3. 将来都市像

まちの原動力となる「人」、全国に誇る「花」、河川や田園風景に代表される「緑」など、鴻巣市のこうした特長は、今後のまちづくりの根幹を支える大切な地域財産です。

わたしたちは、これらの貴重な財産をさらに発展させ、次の世代へと引き継いでいくための目標となる将来都市像を次のように定めます。

「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」

シンボルである「花」につつまれ、荒川や元荒川、広大な田園地帯などの豊かな「緑」の環境の中で、まちを支える「人」が輝きながら住み続けることができるまちを創ります。

## 第2章 将来人口

### 1. 将来人口の目標

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という）が発表する人口推計によると、近い将来、全国の大多数の都市で大幅な人口の減少が生じると予測されており、鴻巣市も例外ではなく、人口減少局面に進む見込みです。

平成 27 年度に策定された「鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一環として策定した「鴻巣市人口ビジョン」では、人口減少への対策や今後のまちづくりについて検討するための、人口の将来展望について設定を行い、『令和 22 (2040) 年時点で人口 100,000 人を維持していること』を長期目標として設定しました。

<人口の将来展望 (令和 22 (2040) 年時点で、人口 100,000 人) に必要な仮定値>

#### ■ 合計特殊出生率 (人)

平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	令和7 (2025)年	令和12 (2030)年	令和17 (2035)年	令和22 (2040)年以降
1.11	1.21	1.31	1.40	1.50	1.60

- 鴻巣市での合計特殊出生率は、全国・県平均に対し、過年度を通じ低い状況にある中、極端な上昇は現実性が低いため、令和 22 (2040) 年に『人口 10 万人』の維持が可能な、令和 22 (2040) 年時点の合計特殊出生率「1.60」を目指す形で仮定値として設定。

#### ■ 移動率 (転出入)

『社会増減 0 人 / 年 (転入 - 転出 = 0 人)』

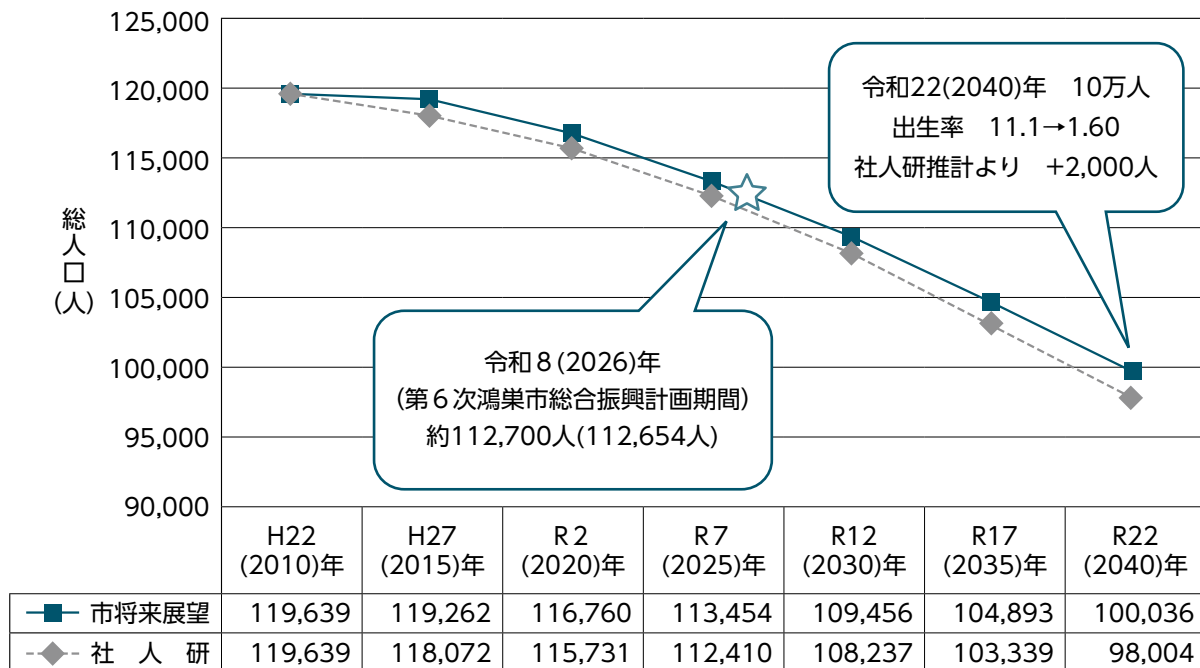
- 直近の『平成 22 (2010) 年～平成 26 (2014) 年』の社会増減数の年平均は『-200 人』の転出超過が続いており、この転出超過傾向から社会増減 0 人を目標に、仮定値に設定。

鴻巣市として一体的なまちづくりを進めるため、鴻巣市人口ビジョンの考え方を踏襲し、「人口減少社会の抑制と適応」を見据え、第 6 次鴻巣市総合振興計画期間における将来人口の目標を以下のよう

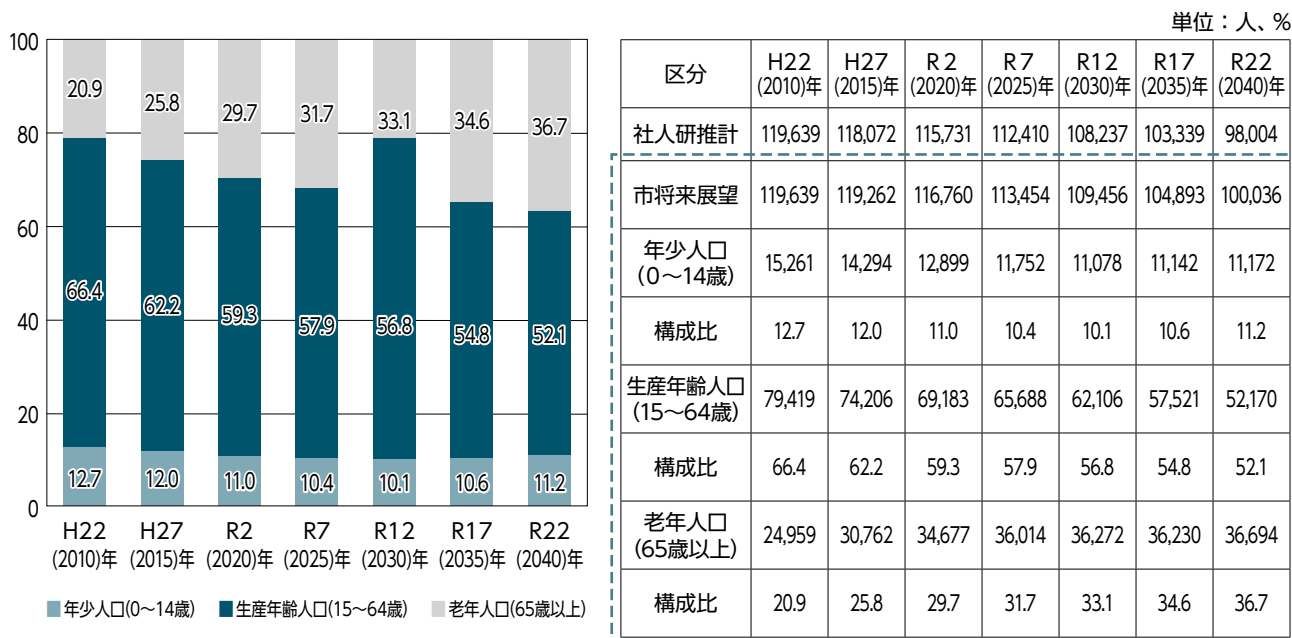
令和 8 (2026) 年の将来人口の目標 **112,700 人**



## ■ 鴻巣市人口ビジョンに基づく将来人口展望



## ■ 年齢3区分別の将来人口展望



## 第 3 章 土地利用構想

### 1. 土地利用の方向性（ゾーン別土地利用構想）

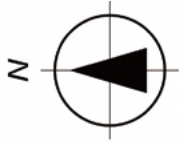
土地利用構想とは、市民にとって限られた資源であり、市民生活や産業などの活動の基礎・基盤といえる「土地」の「利用の中心となるべき方向性」を示し、適正かつ将来の礎となる姿へ導く、いわゆる「まちの設計図（グラウンドデザイン）」となるものです。

鴻巣市では以下の9つのゾーニング（面的要素）を定め、将来の土地利用の方向性を土地利用構想図とともに定めます。

ゾーン名称	ゾーン別 土地利用構想
住宅地 ゾーン	<p>少子高齢化の本格的な到来を見据え、地域コミュニティが活発になり、住みたい・住んでよかったと思える住宅地形成を推進します。</p> <p>特に、転入者の増加を目指し、北新宿第二・広田中央特定土地区画整理事業を中心にした新市街地の形成と、既存住宅地における道路・上下水道・公園・住宅などの機能更新をバランス良く進め、公共交通機関や医療・福祉・子育て支援・店舗などの生活利便施設と都市緑地が調和した、安全・快適で、うるおいと安らぎのある住環境を創出します。</p>
商業・業務地 ゾーン	<p>鴻巣駅周辺や旧中山道沿線の区域をはじめ、北鴻巣駅、吹上駅周辺といった「人が集う拠点」においては、消費活動や働く場、交流の場といった地域経済と生活利便を支える役割を担うため、訪れた人が楽しみを覚え、長く滞留したくなる魅力を感じる多機能拠点としての充実を図ります。</p> <p>特に、鴻巣駅東口については、市街地再開発事業の整備促進により、既存商店街との連たん性・動線形成・回遊性などの向上と多様な都市機能の集積を進め、「まちの顔」となる拠点を形成します。</p>
工業・流通地 ゾーン	<p>「しごとの創出」による、市内居住・経済活性化を促進するべく、川里工業団地をはじめ、袋地区、箕田地区などの企業定着と、環境への影響や公害の発生の防止などに配慮した、国道17号熊谷バイパス沿線や川里工業団地周辺の幹線道路整備済みエリアへ、新規企業の立地を促進します。</p>
公共施設地 ゾーン	<p>周辺環境と調和した、各種行政サービス機能やスポーツ・文化機能、防災機能などの整備や集積を推進し、機能的・効果的な公共サービスの提供を可能とします。</p>

ゾーン名称	ゾーン別 土地利用構想
沿道サービス地 ゾーン	市の都市形成の骨格である国道 17 号、国道 17 号熊谷バイパスの沿道などについては、交通の利便性を生かしつつ、周辺環境と調和した、沿道型商業・サービス・流通施設などの生活利便施設をはじめとする、都市的土地利用への誘導を図ります。
沿道サービス地 ゾーン (検討ゾーン)	事業化された国道 17 号上尾道路の進捗状況を見据え、新たな都市形成骨格道路の沿線として相応しい、沿道サービス地ゾーンへの転換や新たな都市拠点づくりを、長期的構想として検討します。
交流・産業 ゾーン	国道 17 号及び国道 17 号熊谷バイパス・上尾道路の交通結節点であり、北鴻巣駅からも徒歩圏である本ゾーンでは、ゾーンのもつポテンシャルを最大限活用し、道の駅を中心とする都市と農地の調和が生み出す、「人・モノの交流と賑わい」が創生される交流・産業拠点の形成を図ります。
農業・集落地 ゾーン	<p>郊外に広がる豊かな田園地帯では、農業生産基盤の整備などを通じて、生産性や収益を確保し、複合化経営を進めるとともに、農地の持つ多面的で貴重な役割や機能を勘案し、有効的な活用を推進します。</p> <p>集落においては、集落内道路や生活排水対策などにより、健全な日常生活が営まれる生活環境の維持・整備を図ります。</p>
公園・緑地 ゾーン	<p>荒川、元荒川などの河川や、郊外に広がる豊かな田園地帯が生み出す、水と緑に恵まれた市の特性を生かし、公園や緑道などの整備を通じ、地球環境に配慮した緑のネットワークを構築していきます。</p> <p>また、水辺環境の美化を進め、市民が水と親しむことができる憩いの水辺空間や水生動植物の生息条件を確保し、コウノトリも生息できるような、人にもいきものにもやさしい緑地形成を図ります。</p> <p>大規模な公園については、自然環境とのふれあいの場、スポーツの場、災害時の広域避難場所として相応しい整備を行います。</p>

## 2. 土地利用構想図



凡 例	
	住宅地ゾーン
	商業・業務地ゾーン
	工業・流通地ゾーン
	公共施設地ゾーン
	沿道サービス地ゾーン
	沿道サービス地(検討)ゾーン
	交流・産業ゾーン
	農業・集落地ゾーン
	公園・緑地ゾーン
	国道
	県道
	主な市道(都市計画道路含む)
	鉄道・駅
	河川
	市役所・支所

## 第4章 政策展開の方向

### 1. 政策の設定

行政サービスを提供する範囲は、非常に多岐にわたります。

そこで「将来都市像」「将来人口」「土地利用構想」の実現を目指すため、「政策」という柱を定めます。

第6次鴻巣市総合振興計画では、政策を6つの分野に分け、それぞれが以下のように相互連携し、「将来都市像」「将来人口」「土地利用構想」の実現に向け、総合的・計画的に展開させていきます。





## 2. 政策毎の目指す姿

### 政策 1

子育て・教育・文化に関する政策

## ～ 未来をひらく人材を育て、 確かな学びと文化が根付くまちづくり ～

### 政策の背景・課題

鴻巣市の将来人口の目標を達成する上では、全国・埼玉県平均を下回る合計特殊出生率の向上を図るとともに、子育て世代の転入を促進することが重要であり、このことから、結婚・出産期から子育て期までを切れ目なく支援し、子どもを安心して産み育て、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めていかなければなりません。

さらに、子どもたちがこれから大きく変化していく時代を生き抜くためには、学力と人間性、健康・体力をバランスよく育み「生きる力」を身につけさせることが求められており、今まで以上に学校・家庭・地域の連携を重視した、つながりのある子育て・教育施策の展開が必要です。

また、学校教育・スポーツや文化活動・伝統文化の継承など多様な学習活動が尊重され、子どもから大人まで市民一人一人が生涯を通じた学ぶ喜びを実感できる環境を育む必要があります。そのため、社会環境の変化と時代の潮流に対応した学びが実践できる機会の創出や市民活動団体や民間事業者との協働による質の高い取組が必要です。

### 政策の目指す姿（基本方針）

次代を担う子どもたちが将来に夢や希望を抱きながら成長できる環境を形成するため、子育てと教育の連携を図り『未来をひらく人材を育て、確かな学びと文化が根付くまちづくり』を目指し、以下の5つの施策により実現を図ります。

### 施策の構成

- 1-1 出産・子育て支援の充実
- 1-2 学校教育の充実
- 1-3 青少年の健全育成
- 1-4 市民文化・生涯学習の充実
- 1-5 スポーツの振興



## 政策 2

保健・福祉・医療に関する政策  
～いきいきと健康で充実した生活を過ごせる  
まちづくり～

## 政策の背景・課題

保健・福祉・医療を取り巻く環境及び市民ニーズが、より一層多様化・複雑化していく中、必要とする人が必要な時に適正なサービスが受けられる環境づくりと、地域社会による支えあいの仕組みづくりを推進することが、今後の政策展望として必要となります。特に、感染症への対策や地域医療体制の充実に対する市民ニーズは、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に一段と高まり、的確に取り組む必要があります。

また、鴻巣市では、平成 27 年に、市民が主体となって健康を意識するとともに、相互が連携し、健やかで思いやりのあるまちづくりを実現するため「健康づくり都市」を宣言しました。それぞれのライフステージで、健康で活力に満ちた生活を営むことは、すべての活動の土台となるものであり、今後とも、市民の健康寿命の延伸、壮年期死亡の減少及び生活の質の維持・向上を実現するため、市民・事業者・行政が連携し、健康に関する様々な施策を推進することが必要です。

## 政策の目指す姿（基本方針）

市民が、それぞれのライフステージにおいて『いきいきと健康で充実した生活を過ごせるまちづくり』を目指し、以下の5つの施策により実現を図ります。

## 施策の構成

- 2-1 健康づくりの推進
- 2-2 地域福祉の推進
- 2-3 高齢者福祉の推進
- 2-4 障がい者(児)福祉の充実
- 2-5 セーフティネットの推進

## 政策 3

安全・安心に関する政策  
～ 安全・安心に暮らせるまちづくり ～

## 政策の背景・課題

近年の激甚化・頻発化する自然災害や新型コロナウイルス感染症などの、生命・生活・財産を脅かす危機への対策は必要不可欠であり、市民が求める重要度も高い事項です。

一方、市民の環境配慮への意識の高さや、県内でも低い犯罪率・交通事故発生率など、市民が安心して暮らせる環境が根付いています。

鴻巣市では、この強みを生かし、緑と水に恵まれた豊かな自然を守り育てながら、ゼロカーボンシティを目指すとともに、グリーン社会の実現に向けて、市民・事業者・行政が一体となった「人にも環境にもやさしい取組」を一層進める必要があります。

## 政策の目指す姿（基本方針）

市民が、安全かつ安心して市民生活を営めるよう、豊かな自然環境と調和した『安全・安心に暮らせるまちづくり』を目指し、以下の6つの施策により実現を図ります。

## 施策の構成

- 3-1 防災・減災対策の推進
- 3-2 くらしの安全対策
- 3-3 循環型社会・脱炭素社会の形成
- 3-4 生活環境の整備
- 3-5 上水道の安定供給
- 3-6 汚水処理の推進

## 政策 4

## 都市基盤に関する政策

～ 都市機能と豊かな自然が調和した  
住みよい快適なまちづくり ～

## 政策の背景・課題

少子高齢化・人口減少が加速する中、都市基盤整備を行えば、人が住み企業などが進出するものではなく、地域の独自性や、より付加価値を兼ね備えた、選ばれるまちづくりを計画し推進しなければ、人口減少へ歯止めが効かなくなります。

鴻巣市では、将来都市像である「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」の実現に向けた取組をより一層推進するため、令和2年に「花と緑の都市宣言」を制定しました。地域資源である四季折々の花や身近な緑、コウノトリが舞う豊かな自然環境など、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進める必要があります。

また、選択と集中による公共インフラの整備・長寿命化を推進するほか、空き家や空き店舗の適切な管理や利活用を促進する必要があります。

道路の整備、コミュニティバスやデマンド交通の運行による交通環境の充実、緑の整備と保全を求める市民ニーズも高く、本政策が住む人にやさしいまちの礎である点を、十分認識した取組が必要です。

## 政策の目指す姿（基本方針）

花と緑にあふれた自然環境や国道17号上尾道路の整備、北新宿地内の区画整理事業の推進など、鴻巣市のポテンシャルを生かしながら『都市機能と豊かな自然が調和した住みよい快適なまちづくり』を目指し、以下の5つの施策により実現を図ります。

## 施策の構成

- 4-1 調和と魅力ある土地利用の推進
- 4-2 道路の整備
- 4-3 雨水対策の推進
- 4-4 利便性の高い公共交通の確保
- 4-5 花と緑あふれる空間の創出

## 政策 5

産業に関する政策  
～ にぎわいと活力と魅力を創出できる  
まちづくり～

## 政策の背景・課題

鴻巣市における「花」や「人形」のような、地域経済を代表する産業はまちの魅力につながり、人を惹きつける力を持っています。

経済動向や各種統計データに見える弱みを改善することは市民ニーズでもあり、本政策が担う「にぎわいの創出」は鴻巣市にとって必要不可欠な要素です。そして「地方創生」の考え方の基本にある、地域経済の縮小が人口減少への流れを加速させているという主要因は、鴻巣市にとっても例外ではないものといえます。

そのため、行政は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済の回復を図るとともに、商業・工業・農業・観光など、各分野がもつ危機意識を共有しながら、産業界・金融機関・学術機関・労働団体・マスメディアなどとの連携を強化し、各分野と経済圏をつなぐ新しいチャレンジや「稼ぐ力（付加価値・労働生産性）」の向上のための事業への下支えを、さらに深化させる必要があります。そして、鴻巣市での地域内消費のみならず、地域外からの消費を呼び込む観光交流や「しごとの創出」による市内居住・経済活性化の促進が重要となってきます。

本政策の活動の土台は「ひと」にあり、「相応の賃金」「安定した雇用形態」「やりがいのあるしごと」といった「雇用の質」が維持されていることで、新たな取組も生まれることになると考えられることから、積極的に「雇用の質」を高める工夫が必要となります。

## 政策の目指す姿（基本方針）

「しごと」に携わる「ひと」がいきいきと働き、その対価を享受でき、産業団地や道の駅、にぎわい創出交流拠点の整備など市内外にモノやサービスが消費される環境を創り上げることで『にぎわいと活力と魅力を創出できるまちづくり』を目指し、以下の3つの施策により実現を図ります。

## 施策の構成

- 5-1 商工業の振興
- 5-2 農業の振興
- 5-3 観光資源の活用と交流の促進

## 政策 6

市民協働・行政運営に関する政策  
～ 市民協働による一人一人が主役の  
まちづくり～

## 政策の背景・課題

誰一人取り残さない持続可能なまちづくりの基盤となる共通施策として、市民一人一人がそれぞれの個性を認め合いながら、多様な経験や価値観を生かした「市民が主役のまちづくり」を推進する必要があります。その上で、鴻巣市自治基本条例に基づき、市民・事業者等・議会・行政が協働することが重要です。

特に、人口減少と少子高齢化の進展により、財政状況の見通しはこれまで以上に厳しさを増すことが予想されます。そのため、多様化する市民ニーズ、老朽化する公共施設、デジタル化への対応など、様々な課題に対して官民が連携しながら、限られた財源を効果的に活用し、公平・公正かつ安定した市民サービスの提供を堅持していくことが必要です。

また、感染症に対する不安やテレワークの浸透による働き方の変容などにより、地方への関心が高まる中、シティプロモーションを推進し、定住人口や関係人口の増加を図るほか、鴻巣市の魅力を高め、市民の郷土への愛着と誇りを醸成することが重要です。

## 政策の目指す姿（基本方針）

市民と行政がその役割と責任を共有し、すべての人が輝く『市民協働による一人一人が主役のまちづくり』を目指し、以下の4つの施策により実現を図ります。

## 施策の構成

- 6-1 人権尊重の推進
- 6-2 コミュニティ活動の推進
- 6-3 市民協働とシティプロモーションの推進
- 6-4 効率的な行財政運営の推進





# 基本計画

## 第1章 基本計画の概要

政策Ⅰ 子育て・教育・文化に関する政策

政策Ⅱ 保健・福祉・医療に関する政策

政策Ⅲ 安全・安心に関する政策

政策Ⅳ 都市基盤に関する政策

政策Ⅴ 産業に関する政策

政策Ⅵ 市民協働・行政運営に関する政策

# 第 1 章 基本計画の概要

## 1. 基本計画の構成

### (1) 経営計画としての総合振興計画

鴻巣市では総合振興計画を、全施策の目指す姿を網羅した最上位計画として位置づけるとともに、『鴻巣市の経営計画』として、【政策推進】【行政改革（行政経営）】【健全財政】の3側面を包含した計画としています。

### (2) 地方創生、国土強靱化を包含する総合振興計画

市では、人口減少と地域経済縮小の克服を図るため、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指す『鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略』と、大規模自然災害から市民の生命・生活を守る「強さ」と、被害を最小限にして迅速な復旧・復興を可能にする「しなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進するための『鴻巣市国土強靱化地域計画』を策定しています。この2つの計画は、総合振興計画と担う範囲が重複するとともに、全庁的な政策推進や事業計画にも大きく影響するものです。

そこで、個々の計画を関連づけ、一体的な策定及び推進により、限られた資源の有効活用を図ります。また、各計画の進捗管理や市民への説明においても、総合振興計画の成果指標を活用することで、わかりやすく報告するとともに、効率的な効果検証を行います。

なお、『鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略』『鴻巣市国土強靱化地域計画』の目指す姿や方向性は、50・51 ページに示す、総合振興計画の各基本事業と整合するものです。

### (3) SDGsの達成を目指す総合振興計画

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに達成すべき国際社会の共通目標であり、持続可能な社会を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。

我が国では、「SDGs実施指針」（2019年12月20日改定）において、ステークホルダーである地方自治体の役割を位置付けており、部局を横断する推進組織の設置や様々な計画にSDGsの要素を反映させること、ローカル指標の設定等が期待されています。

こうした中、本市では、2021年8月17日に、部局を横断する推進組織として、市長を本部長とする「このとりSDGs推進本部」を設置しました。「人にも生きものにもやさしい コウノトリの里 こうのす」の実現は、豊かな自然環境が守られてこそ、私たちの暮らしや社会、経済活動が成り立つというSDGsの概念と合致したものであり、その本部の下、誰一人取り残さない「人にも生きものにもやさしい」取組を推進していくこととしています。

また、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、横断的な目標として「地方創生SDGsの実現」を掲げており、SDGsの達成に向けた取組は、人口減少、地域経済の縮小等の地域課題の解決に資するものです。

こうしたことから、本計画では、施策ごとに関連性が高いゴールを明記し、各施策の推進によりSDGsの達成を目指していきます。また、52・53ページでは、「SDGsの17のゴールと総合振興計画の28施策との関連性」を図表にして整理しています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



政策・施策・基本事業体系

政策名		施策名		基本事業名		総合戦略	強靱化
1	子育て・教育・文化に関する政策 ～未来をひらく人材を育て、確かな学びと文化が根付くまちづくり～	1	出産・子育て支援の充実	1	幼児教育・保育サービスの充実	○	○
				2	子育て不安の軽減	○	
				3	親子の健やかな成長支援	○	
				4	結婚意識の向上と家族形成の支援	○	
				—	施策の総合推進		
				1	確かな学力の向上	○	○
		2	学校教育の充実	2	心の教育の推進		
				3	健康・体力向上の推進		
				4	学習環境の整備		○
				5	小・中学校適正規模・適正配置の推進	○	
				6	学校・家庭・地域の連携と教育力の向上	○	
				—	施策の総合推進		
		3	青少年の健全育成	1	子育てと教育の相談体制の強化		
				2	こどもの居場所づくり	○	○
				3	青少年の学習機会・体験活動の充実		
				—	施策の総合推進		
		4	市民文化・生涯学習の充実	1	生涯学習機会の充実		
				2	芸術文化の振興		
				3	伝統文化の保護・継承		○
				4	生涯学習施設の利用促進		○
—	施策の総合推進						
5	スポーツの振興	1	スポーツをする機会の提供	○			
		2	スポーツ施設の利用促進		○		
		3	指導者・団体の育成と活用				
		—	施策の総合推進				
2	保健・福祉・医療に関する政策 ～いきいきと健康で充実した生活を過ごせるまちづくり～	1	健康づくりの推進	1	健康長寿のための生活習慣の実践	○	
				2	疾病の早期発見・発症及び重症化予防の推進		
				3	こころの健康の推進		
				4	地域医療提供体制の整備	○	○
				5	感染症対策の推進	○	○
				6	国民健康保険被保険者の保健事業の推進		
				7	国民健康保険の適正運営		
				—	施策の総合推進		
		2	地域福祉の推進	1	地域を支える担い手づくり		
				2	地域を支えるネットワークづくり		
				3	誰もが自分らしく生きるための仕組みづくり		
				4	安心して生活ができる環境づくり		○
		—	施策の総合推進				
		3	高齢者福祉の推進	1	介護予防と生きがいづくりの推進	○	
				2	住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるための環境づくり	○	○
				3	尊厳ある暮らしの支援		
				4	支え合える地域づくりの推進		
				5	高齢者に関する保険制度の持続運営		
				—	施策の総合推進		
		4	障がい者(児)福祉の充実	1	在宅福祉サービスの充実		○
2	療育相談・支援の充実				○		
3	障がい者(児)の社会参加						
4	市民啓発の充実						
—	施策の総合推進						
5	セーフティネットの推進	1	生活困窮者の自立支援				
		2	生活保護と自立への支援				
		—	施策の総合推進				
3	安全・安心に関する政策 ～安全・安心に暮らせるまちづくり～	1	防災・減災対策の推進	1	防災・減災意識の向上		○
				2	地域防災力の強化	○	○
				3	災害時対応力の向上		○
				4	災害情報伝達力の向上		○
				5	消防体制の充実		○
				—	施策の総合推進		○
		2	くらしの安全対策	1	交通安全対策の推進		○
				2	防犯対策の推進	○	○
				3	賢い消費者づくり		
				4	登下校の安全確保		
				—	施策の総合推進		
		3	循環型社会・脱炭素社会の形成	1	ごみ排出量の抑制		
				2	資源化の推進		○
				3	ごみの適正処理		
				4	再生可能エネルギーの活用	○	○
5	脱炭素行動の実践	○					
—	施策の総合推進						

政策名		施策名		基本事業名		総合戦略	強靱化
3	安全・安心に関する政策 ～安全・安心に暮らせるまちづくり～	4	生活環境の整備	1	事業者公害の防止		○
				2	生活公害の防止		
				—	施策の総合推進		
		5	上水道の安定供給	1	安定した水道水の供給		○
				2	安全な水道水の供給		
				3	経営の安定化		
		—	施策の総合推進		○		
		6	汚水処理の推進	1	下水道施設の整備と適正な維持管理		○
				2	公共下水道及び農業集落排水への接続の促進		
3	合併処理浄化槽の推進				○		
4	経営の安定化						
—	施策の総合推進		○				
4	都市基盤に関する政策 ～都市機能と豊かな自然が調和した住みよい快適なまちづくり～	1	調和と魅力ある土地利用の推進	1	適正な土地利用の促進		
				2	住みやすい・住み続けたい住環境づくり	○	○
				3	土地区画整理事業の推進	○	○
				—	施策の総合推進		
		2	道路の整備	1	生活道路の整備		○
				2	都市計画道路・幹線道路の整備		○
				3	市が管理する道路・橋りょうの保全		○
		—	施策の総合推進				
		3	雨水対策の推進	1	雨水の流出抑制		○
				2	排水施設の整備		○
				—	施策の総合推進		
		4	利便性の高い公共交通の確保	1	持続性のある生活交通の確保と利用促進	○	
				2	駅及び駅周辺の利便性の向上		○
		—	施策の総合推進				
		5	花と緑あふれる空間の創出	1	花のある都市空間の創出	○	
2	公園・緑の整備と維持管理			○	○		
3	生物多様性の維持保全			○			
—	施策の総合推進						
5	産業に関する政策 ～にぎわいと活力と魅力を創出できるまちづくり～	1	商工業の振興	1	事業所の経営支援と市内購買力向上	○	○
				2	企業誘致・定着の推進	○	
				3	起業・事業開発の支援	○	
				4	就労の促進と働きやすい職場づくり	○	
				—	施策の総合推進		
		2	農業の振興	1	担い手確保と農業経営継続への支援	○	○
				2	生産基盤の整備		○
				3	地産地消の推進と競争力の強化	○	○
		—	施策の総合推進				
		3	観光資源の活用と交流の促進	1	情報発信、魅力PRの強化	○	
				2	観光・交流施設の活用の促進	○	○
		—	施策の総合推進				
6	市民協働・行政運営に関する政策 ～市民協働による一人一人が主役のまちづくり～	1	人権尊重の推進	1	人権教育の推進と人権尊重意識の醸成		
				2	人権に関する相談・支援体制の充実		
				3	男女共同参画の推進		
				—	施策の総合推進		
		2	コミュニティ活動の推進	1	地域コミュニティ活動の充実	○	
				2	市民活動の推進・支援	○	○
				3	コミュニティ・市民活動施設の活用推進		○
				4	国際交流の推進		
				—	施策の総合推進		
		3	市民協働とシティプロモーションの推進	1	広聴の充実		○
				2	広報の充実		
				3	市民参画の機会づくり		
				4	情報公開の推進		
				5	シティプロモーションの推進	○	
				—	施策の総合推進		
		4	効率的な行政運営の推進	1	健全な財政運営の推進		
2	成果を重視した行政経営の推進						
3	公共施設等マネジメントの推進			○	○		
4	適切な情報管理・システム運用				○		
5	DXの推進			○			
6	組織・人事マネジメントの推進						
—	施策の総合推進						

序  
論基本  
構  
想基本  
計  
画政  
策  
1政  
策  
2政  
策  
3政  
策  
4政  
策  
5政  
策  
6地  
域  
計  
画  
土  
強  
靱  
化資  
料  
編

SDGsの17のゴールと総合振興計画の全28施策との関連性

SDGs	施策	政策1					政策2					政策3	
		出産・子育て支援の充実	学校教育の充実	青少年の健全育成	市民文化・生涯学習の充実	スポーツの振興	健康づくりの推進	地域福祉の推進	高齢者福祉の推進	障がい者(児)福祉の充実	セーフティネットの推進	防災・減災対策の推進	くらしの安全対策
1	 1 貧困をなくそう	●	●	●					●	●			
2	 2 飢餓をゼロに			●								●	
3	 3 すべての人に健康と福祉を	●	●	●		●	●	●	●	●			
4	 4 質の高い教育をみんなに	●	●	●	●								
5	 5 ジェンダー平等を実現しよう	●											
6	 6 安全な水とトイレを世界中に												
7	 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに												
8	 8 働きがいも経済成長も	●	●	●	●				●				
9	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう												
10	 10 人や国の不平等をなくそう		●	●		●		●	●	●			
11	 11 住み続けられるまちづくりを		●		●	●		●	●	●	●	●	
12	 12 つくる責任 つかう責任											●	
13	 13 気候変動に具体的な対策を										●		
14	 14 海の豊かさを守ろう												
15	 15 陸の豊かさを守ろう												
16	 16 平和と公正をすべての人に	●	●									●	
17	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



政策3				政策4						政策5			政策6				該当施策数
形成	循環型社会・脱炭素社会の	生活環境の整備	上水道の安定供給	汚水処理の推進	調和と魅力ある土地利用の推進	道路の整備	雨水対策の推進	利便性の高い公共交通の確保	花と緑あふれる空間の創出	商工業の振興	農業の振興	観光資源の活用と交流の促進	人権尊重の推進	コミュニティ活動の推進	市民協働とシティプロモーションの推進	効率的な行財政運営の推進	
																	5 施策
											●						4 施策
		●							●								11 施策
													●	●			6 施策
													●				2 施策
			●	●					●								3 施策
	●																1 施策
										●	●	●	●				9 施策
	●				●	●	●	●		●	●	●				●	9 施策
													●	●			8 施策
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●	●	●	22 施策
	●	●								●	●						5 施策
	●						●										3 施策
	●			●													2 施策
	●								●		●						3 施策
					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	7 施策
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	28 施策

序論

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

国土強靱化地域計画

資料編

## 2. 基本計画の見方

基本構想を実現するための手段となる「政策」の名称です。

政策を実現するための手段となる「施策」の名称です。

政策 - I 子育て・教育・文化に関する政策 ~未来をひらく人材を育て、確かな学びと文化が根付くまちづくり~

### 施策 1-1 出産・子育て支援の充実

**施策の目指す姿：**  
施策を実施することで目指す将来の姿です。

#### ■ 施策の目指す姿

子どもを安心して産み育て、心身ともに健全に成長できる環境になっています。

**目標指標：**  
施策の目指す姿の達成度(成果)を示す  
成果指標名称  
現状値  
目標値  
成果指標の説明を記載しています。

#### ■ 目標指標

成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
鴻巣市が子育てをしやすいと思う保護者の割合	71.6%	72.2%	まちづくり市民アンケートにて、中学生以下の子どもを持つ保護者の方が「子育てしやすいまちだ」と回答した割合であり、市内の子育てのしやすさを測る指標です。
この地域で子育てしたいと思う乳幼児の保護者割合	94.6% (H28~R2の平均)	96.5%	4か月、1歳半、3歳児健診時に実施するアンケートにて、保護者の方が「この地域で今後も子育てをしていきたい」と回答した割合であり、市内での子育て意欲を測る指標です。
年少人口	13,412人	12,080人	市内の0歳から14歳までの人口であり、市の将来人口※の達成度を測る指標です。 ※将来人口は、基本構想第2章に記載

**取り巻く現状・環境変化：**  
施策分野における法改正、環境変化を示しています。

#### ■ 取り巻く現状・環境変化

- 令和2年の本市の合計特殊出生率は1.11人で、全国平均の1.34人、埼玉県平均の1.26人を下回っていますが、子育て世帯の転入増加により、年少人口は、市の将来人口展望と比較して513人上回っています。
- 令和2年3月策定の「第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の教育・乳幼児期の保育の総合的な提供、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援を推進しています。
- 少子化対策の一環として、県・市町村・民間企業等が一体となって実施するAIを活用したマッチングシステムによる結婚支援と、結婚に伴う新生活の費用を補助しています。

**課題と方向性：**  
施策分野における取り組むべき課題と取組の方向性を示しています。

#### ■ 課題と方向性

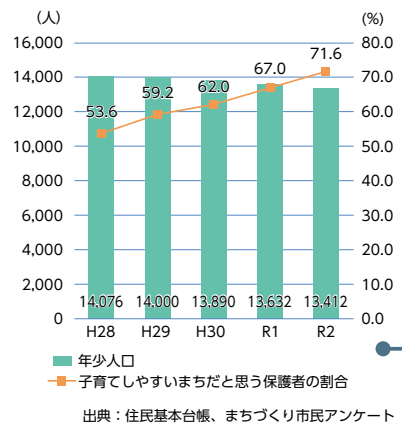
- 保育所、認定こども園等における待機児童の発生を抑え、多様化する保育ニーズに対応し、サービスの充実を図ります。
- 児童虐待相談対応件数が全国的に増加する中、こども家庭総合支援拠点「ここの巣」を中心に、関係機関と連携を図りながら、必要な支援につなげます。
- 結婚・妊娠・出産・子育て等、ライフデザインについて考える機会づくりや切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てやすい環境の整備を推進します。

**部門別計画：**  
施策に関連する他の部門別計画を記載しています。

#### ■ 部門別計画

第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画 (R2~R6)  
第3次鴻巣市地域福祉計画・鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画 (R1~R5)  
鴻巣市健康づくり推進計画 (H30~R4)

『年少人口』『子育てしやすいまちだと思う保護者の割合』の推移



施策に関係のあるデータや指標の数値を示しています。

**基本事業名と目指す姿：**  
施策の目指す姿を実現する手段となる「基本事業」名称と目指す姿です。

**SDGsとの関連性：**  
国連が提唱した「2030年までに持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際目標」であるSDGsの17のゴールと施策との関連性を示しています。



一体的に推進する計画との関連性を示しています。

**戦略**  
まち・ひと・しごと創生総合戦略  
**強靱化**  
国土強靱化地域計画

**施策を実現する手段**

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 幼児教育・保育サービスの充実</b> <small>戦略 強靱化</small> 希望する人全員が、適正かつ質の高い保育サービスを受けられます。	保育所・認定こども園などの待機児童数	0人	0人
	保育サービスに満足している保護者の割合	— (R4 新規取得)	98.0%
<b>2 子育て不安の軽減</b> <small>戦略</small> 子育てに関する情報の入手、交流、各種サービスの利用により妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が行われています。	子育てに悩んだときに解決方法を知っている親の割合	83.6%	90.0%
	養育相談を含む児童虐待などの相談件数	410件	375件
<b>3 親子の健やかな成長支援</b> <small>戦略</small> 妊娠期から一貫した健診や相談・指導が受けられ、親子が健やかに成長するための心身の健康管理がなされています。	産後の指導・ケアに満足している保護者の割合	73.9%	80.0%
	乳幼児健診の平均受診率	97.8%	98.8%
	むし歯のない3歳児の割合	89.8% (H28～R2の平均)	92.9%
<b>4 結婚意識の向上と家族形成の支援</b> <small>戦略</small> 出会いの場があり、ライフデザインについて若い世代の理解が進む中で、希望に沿った結婚や家族形成をしようと思う人が増加しています。	夫婦の予定希望子ども数	1.97人	2.10人
	未婚者の希望子ども数	1.62人	2.00人
	人口1,000人あたりの婚姻件数	3.3件	4.1件

本計画  
政策1  
政策2  
政策3  
政

**指標名：**基本事業の目指す姿の達成度(成果)を示す指標名称  
**現状値：**基本計画開始時のR2年度の現状値  
 ※前期計画を通じた適正な現状値を把握するため、R2年度以外の値としている指標もあります。  
**目標値：**基本計画終了年度のR8年度末までに目指す値



パパママクラス



芝生の園庭

**用語解説**

子ども家庭総合支援拠点「この集」	児童福祉法第10条の2の規定に基づき、令和3年4月、子育て支援課内に開設しました。18歳までのすべての子どもとその家族を対象とした相談窓口です。妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援体制を目指しています。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子ども数に相当するものです。
ライフデザイン	結婚、妊娠、出産、子育て、仕事を含めたライフプランを希望通り描けるように、自身の人生設計を考えることをいいます。

**用語解説：**施策別計画の中での専門用語に関する解説です。

# 施策 1 - 1 出産・子育て支援の充実

## ■ 施策の目指す姿

子どもを安心して産み育て、心身ともに健全に成長できる環境になっています。

## ■ 目標指標

成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
鴻巣市が子育てをしやすいと思う保護者の割合	71.6%	72.2%	まちづくり市民アンケートにて、中学生以下の子どもを持つ保護者の方が「子育てしやすいまちだ」と回答した割合であり、市内の子育てのしやすさを測る指標です。
この地域で子育てをしたいと思う乳幼児の保護者割合	94.6% (H28~R2の平均)	96.5%	4 か月、1 歳半、3 歳児健診時に実施するアンケートにて、保護者の方が「この地域で今後も子育てをしていきたい」と回答した割合であり、市内での子育て意欲を測る指標です。
年少人口	13,412人	12,080人	市内の0歳から14歳までの人口であり、市の将来人口※の達成度を測る指標です。 ※将来人口は、基本構想第2章に記載

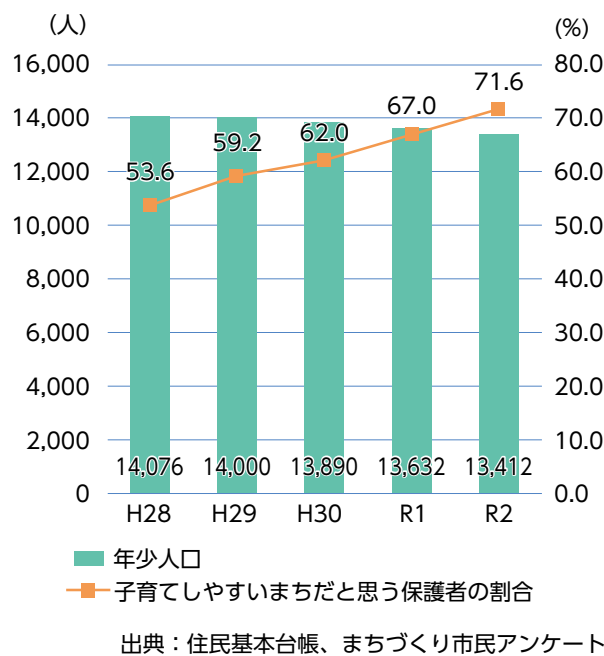
## ■ 取り巻く現状・環境変化

- 令和2年の本市の合計特殊出生率は1.11人で、全国平均の1.34人、埼玉県平均の1.26人を下回っていますが、子育て世帯の転入増加により、年少人口は、市の将来人口展望と比較して513人上回っています。
- 令和2年3月策定の「第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の教育・乳幼児期の保育の総合的な提供、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援を推進しています。
- 少子化対策の一環として、県・市町村・民間企業等が一体となって実施するAIを活用したマッチングシステムによる結婚支援と、結婚に伴う新生活の費用を補助しています。

## ■ 課題と方向性

- 保育所、認定こども園等における待機児童の発生を抑え、多様化する保育ニーズに対応し、サービスの充実を図ります。
- 児童虐待相談対応件数が全国的に増加する中、こども家庭総合支援拠点「ここの巣」を中心に、関係機関と連携を図りながら、必要な支援につなげます。
- 結婚・妊娠・出産・子育て等、ライフデザインについて考える機会づくりや切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てやすい環境の整備を推進します。

『年少人口』『子育てしやすいまちだと思う保護者の割合』の推移



## ■ 部門別計画

第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画 (R2~R6)  
 第3次鴻巣市地域福祉計画・鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画 (R1~R5)  
 鴻巣市健康づくり推進計画 (H30~R4)

## SDGs との 関 連 性



## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 幼児教育・保育サービスの充実</b> <small>戦略 強強化</small> 希望する人全員が、適正かつ質の高い保育サービスを受けられます。	保育所・認定こども園などの待機児童数	0人	0人
	保育サービスに満足している保護者の割合	— (R4 新規取得)	98.0%
<b>2 子育て不安の軽減</b> <small>戦略</small> 子育てに関する情報の入手、交流、各種サービスの利用により妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が行われています。	子育てに悩んだときに解決方法を知っている親の割合	83.6%	90.0%
	養育相談を含む児童虐待などの相談件数	410件	375件
<b>3 親子の健やかな成長支援</b> <small>戦略</small> 妊娠期から一貫した健診や相談・指導が受けられ、親子が健やかに成長するための心身の健康管理がなされています。	産後の指導・ケアに満足している保護者の割合	73.9%	80.0%
	乳幼児健診の平均受診率	97.8%	98.8%
	むし歯のない3歳児の割合	89.8% (H28～R2の平均)	92.9%
<b>4 結婚意識の向上と家族形成の支援</b> <small>戦略</small> 出会いの場があり、ライフデザインについて若い世代の理解が進む中で、希望に沿った結婚や家族形成をしようと思う人が増加しています。	夫婦の予定希望子ども数	1.97人	2.10人
	未婚者の希望子ども数	1.62人	2.00人
	人口1,000人あたりの婚姻件数	3.3件	4.1件



パパママクラス



芝生の園庭

### 用語解説

**こども家庭総合支援拠点「この巣」**

児童福祉法第10条の2の規定に基づき、令和3年4月、子育て支援課内に開設しました。18歳までのすべての子どもとその家族を対象とした相談窓口です。妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援体制を目指しています。

**合計特殊出生率**

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子ども数に相当するものです。

**ライフデザイン**

結婚、妊娠、出産、子育て、仕事を含めたライフプランを希望通り描けるように、自身の人生設計を考えることをいいます。

序  
論

基本  
構  
想

基本  
計  
画

政  
策  
1

政  
策  
2

政  
策  
3

政  
策  
4

政  
策  
5

政  
策  
6

地  
域  
計  
画

資  
料  
編





# 施策 1 - 2 学校教育の充実

## ■ 施策の目指す姿

豊かな心と創造性をもち、はつらつとした学校生活を送っています。

## ■ 目標指標

成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
学校での生活に満足していると回答している児童生徒の割合	91.4%	93.5%	埼玉県小・中学校学力・学習状況調査の質問紙調査にて「学校での生活には満足していましたか」の問いに「満足していた」「どちらかといえば満足していた」と回答した割合であり、児童生徒が学校生活に充実感を感じているかを測る指標です。

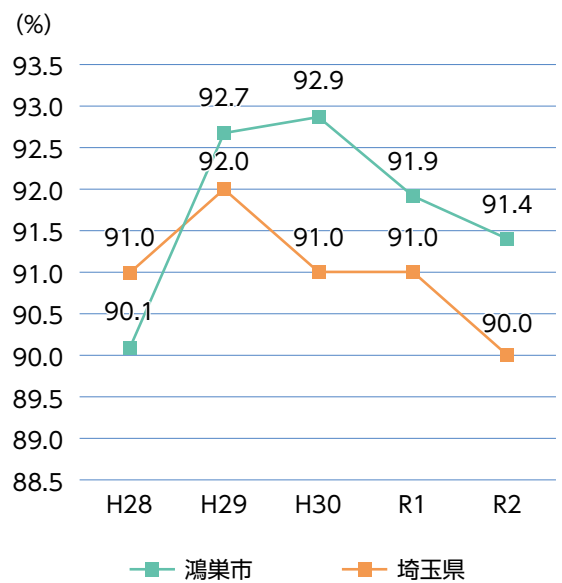
## ■ 取り巻く現状・環境変化

- 人口減少に伴い、単学級となる学校がある一方、住宅供給に伴い児童生徒数が増加している学校もあることから、少子化に対応した活力ある学校づくりのため、適正配置等の取組を推進しています。
- 国のGIGAスクール構想に伴い、児童生徒1人1台のパソコンを整備するなど、ICT環境を刷新しています。
- トイレの洋式化、屋上防水工事、校庭の芝生化を推進し、安全かつ快適な教育環境を整備しています。

## ■ 課題と方向性

- 学力や体力の向上を目指し、きめ細やかな対応や授業力の強化に取り組めます。また、情報化やグローバル化などの急速な社会変化に対応できる人材の育成を推進します。
- 児童生徒が、自他の生命や価値観を尊重し、互いを認め合うことができるよう、心の教育を充実させるとともに、不登校児童生徒数の減少と個々の状況に応じた教育機会の確保に努めます。
- 今後の児童生徒数の減少を見据え、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた適正配置等の検討や、老朽化した学校施設の改修を、計画的に実施します。

『学校での生活は楽しいと答えた児童生徒の割合』の推移



出典：埼玉県学力・学習状況調査の質問紙調査

## ■ 部門別計画

第3期鴻巣市教育振興基本計画 (R2~R6)



■ 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿		指標名		現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 確かな学力の向上</b> 戦略 <b>強</b> 強 <sup>化</sup> 基礎基本の徹底が図られ、確かな学力が定着しています。	学習に対して意欲をもっている児童生徒の割合	小学校 (4~6年)	81.6%	91.0%	
		中学校	71.4%	77.0%	
	埼玉県学力・学習状況調査の正答率において、県平均を上回った学校の割合	小学校 (4~6年)	57.9%	60.0%	
		中学校	51.6%	60.0%	
<b>2 心の教育の推進</b> 豊かな心が育まれ、よりよい人間関係が築かれています。	規律ある態度の児童生徒の割合	小学校 (4~6年)	87.9%	93.0%	
		中学校	90.1%	94.0%	
	不登校児童生徒の割合	小学校	0.50%	0.36%	
		中学校	3.96%	2.92%	
<b>3 健康・体力向上の推進</b> 運動に親しみ、健康な生活を送っています。	規則正しく、健康的な生活を送っている児童生徒の割合	毎日朝食を食べると回答	96.4%	98.0%	
		1週間のうち1時間以上運動すると回答	80.1%	85.0%	
	新体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク(A,B,C)の児童生徒の割合	小学校	83.5% (R元年度)	87.0%	
		中学校	84.8% (R元年度)	85.0%	
<b>4 学習環境の整備</b> 強 <sup>化</sup> 安全・快適な学校施設で学ぶことができます。	施設維持管理上の不具合による教育支障件数		0件	0件	
<b>5 小・中学校適正規模・適正配置の推進</b> 戦略 <b>強</b> 強 <sup>化</sup> 学校の適正規模化が図られ、望ましい教育環境が保たれています。	標準規模 (12学級以上) 小学校の割合		57.9%	60.0%	
<b>6 学校・家庭・地域の連携と教育力の向上</b> 戦略 <b>強</b> 強 <sup>化</sup> 学校、家庭、地域が相互に協力・成長して、児童生徒を育む環境を構築しています。	学校・家庭・地域が連携していると思う保護者の割合		73.7%	95.0%	
	学校応援団を含めた学校ボランティア数の児童生徒数に対する割合		30.4%	46.0%	
	研修や研究会での成果を教育活動に積極的に反映させていると回答した学校の割合		55.9%	100%	

用語解説

GIGA スクール構想	全国の児童生徒1人に1台のパソコンと高速ネットワークを整備する文部科学省の取組です。
学校応援団	保護者や地域住民による学校の教育活動を支援する組織のことで、市内の小・中学校すべてに設置されています。
新体力テスト	50m走やボール投げなどの測定を毎年全学年で実施し、体力・運動能力を調査しています。

- 序
- 論
- 基本構想
- 基本計画
- 政策 1
- 政策 2
- 政策 3
- 政策 4
- 政策 5
- 政策 6
- 国土強靱化計画
- 資料編





# 施策 1 - 3 青少年の健全育成

## ■ 施策の目指す姿

次代を担うすべての青少年が、幸せに、たくましく成長できる環境になっています。

## ■ 目標指標

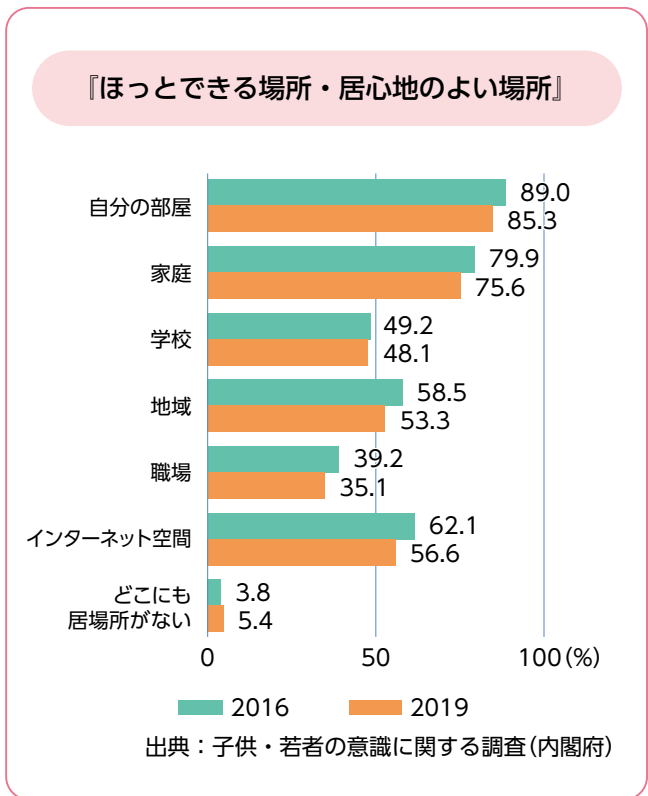
成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
ほっとできる場所がないと感じている児童生徒の割合	新規取得	3.8%	小・中学生を対象とした「思いやりアンケート」にて、「ほっとできる場所、居心地のよい場所がない」と回答した児童生徒の割合であり、子どもの生活環境や自己肯定感を測る指標です。

## ■ 取り巻く現状・環境変化

- 青少年が心身ともに健やかに成長するためには、乳幼児期から青年期に至るまで、成長に合わせた適切かつ継続的な支援が必要です。
- 特に、学齢期・青年期は、心身の調和のとれた発達と大人への生きる力を育む重要な時期であり、心身の発達とともに、自立意識や他者を理解する等、社会性の発達も進みます。そのため、学校や家庭以外の場所でも子どもたちの居場所を確保し、多様な交流と経験を通じて、次代を担うすべての子どもたちが、たくましく成長できる環境づくりが必要です。

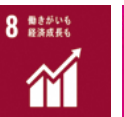
## ■ 課題と方向性

- 青少年や保護者が抱える、子育てやいじめ、不登校等の悩みのほか、貧困やヤングケアラーなどの問題に対し、子育て支援施設や学校等における相談体制の連携を強化し、一人一人の状況に応じた適切な支援につなげます。
- 地域や様々な運営主体などと協力しながら、子どもが放課後や長期休業期間等においても、安全・安心に過ごすことができる「こどもの居場所づくり」を推進します。
- 青少年が様々な体験ができる場や機会を提供するとともに、青少年健全育成に関わる各団体を支援し、活動の活性化を促進します。



## ■ 部門別計画

- 第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画 (R2~R6)
- 第3期鴻巣市教育振興基本計画 (R2~R6)
- 第3次鴻巣市地域福祉計画・鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画 (R1~R5)



## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 子育てと教育の相談体制の強化</b> 子どもや保護者が様々な悩みを相談できる体制が整い、適切な支援につながります。また、関係機関の連携が図られています。	青少年関連の相談件数 (この巢、さわやか相談室、教育支援センター、市民相談)	12,867件	16,500件
<b>2 こどもの居場所づくり</b> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">戦略</span> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">強化</span> すべての子どもに対し、安全・安心な居場所(活動拠点)が整備され、多様な交流機会があります。	放課後に子どもが安全・安心に過ごせていると思う小学生保護者の割合	70.3%	90.0%
	児童センター利用者数	63,629人	106,200人
	放課後児童クラブ待機児童数	0人	0人
<b>3 青少年の学習機会・体験活動の充実</b> 青少年の健全育成活動が活発に行われ、様々な体験を通して学びや気づきを得ています。	青少年健全育成活動の参加者数	1,844人 (H29~R1の平均)	1,900人



家族ふれあい魚釣り大会



放課後子ども教室

### 用語解説

**ヤングケアラー**

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものことです。

**この巢**

児童福祉法第10条の2の規定に基づき、令和3年4月、子育て支援課内に開設しました。18歳までのすべての子どもとその家族を対象とした相談窓口です。妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援体制を目指しています。

**さわやか相談室**

市立中学校内に設置しています。相談員を配置し、いじめ・不登校等児童生徒の心の問題の重要性を踏まえ、児童生徒・保護者との相談等に応じるとともに、学校・家庭・地域社会との連携を図ります。

**市民相談**

市民の日常生活上の問題に関する相談に応じ、助言や関係機関等の紹介を行います。



# 施策 1 - 4 市民文化・生涯学習の充実

## ■ 施策の目指す姿

多様な文化にふれあう機会や生涯学習に取り組む市民が増えています。

## ■ 目標指標

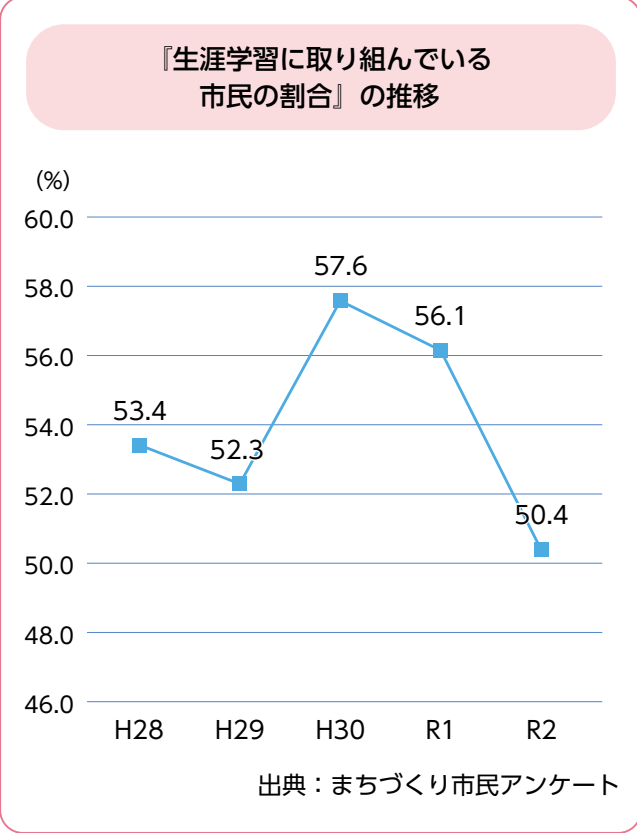
成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
生涯学習に取り組んでいる市民の割合	50.4%	61.0%	まちづくり市民アンケートにて、趣味やスポーツ、レクリエーション、学習、社会貢献活動などを「行っている」と回答した市民の割合であり、市民の生涯学習活動への取組度を測る指標です。

## ■ 取り巻く現状・環境変化

- 世界一の長寿社会を迎え、人生100年時代の到来を背景に、個人が年齢に関係なく学び直し、主体的にキャリアを高める社会、環境の構築が求められています。
- 令和元年度に北新宿生涯学習センターが開館し、公民館・生涯学習センターが9館、図書館は3館、その他文化センターや映画館等、市内の各地域に生涯学習・文化芸術活動の拠点となる施設が整備されています。
- 令和2年度にはオンラインによる公共施設予約システムが導入され、更に令和4年には電子図書館の利用を開始するなど、窓口申請のデジタル化を進め、市民の利便性の向上を図っています。

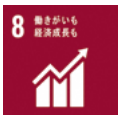
## ■ 課題と方向性

- 社会環境の変化や情報化が進展する中、多様化する市民ニーズの把握、生涯学習機会の充実及び活動の担い手づくりへの対応が求められています。
- 市民の誰もがいつでもどこでも自由に学ぶことができるよう、生涯にわたる学びを支援し、その学習成果を十分に発揮できる環境の整備に取り組んでいきます。
- 芸術文化の振興のため、市民の郷土愛の醸成を図るとともに、郷土芸能の継承を支援し、文献・文化財の統合的管理・保管の実施を検討します。



## ■ 部門別計画

第3期鴻巣市教育振興基本計画 (R2~R6)  
 鴻巣市子ども読書活動推進計画 (R2~R6)



## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 生涯学習機会の充実</b> 学習の機会が充実して、多くの市民が学びを 実践しています。	生涯学習機会に関する満足度	78.0%	79.8%
	生涯学習講座参加者数	12,181人 (H28~R2の平均)	14,000人
	図書館における電子書籍貸出点数	— (R4 新規取得)	2,100点
<b>2 芸術文化の振興</b> 市民が芸術文化にふれあう機会が増えています。	芸術・文化に親しんでいる市民の割合	40.7%	62.9%
<b>3 伝統文化の保護・継承</b> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">強硬化</span> 文化財や伝統芸能を保護・継承し、活用して います。	市内の指定文化財を知っている市民の 割合	65.4%	72.0%
	文化財のき損・滅失・亡失・盗難件数	0件	0件
<b>4 生涯学習施設の利用促進</b> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">強硬化</span> 生涯学習施設が整備され、多くの市民に利用 されています。	市内9公民館利用者数	291,078人 (H28~R2の平均)	300,000人
	市民1人あたりの図書等貸出点数	4.21点	6.05点
	市内2文化施設の年間利用者数 (クリアこうのす、こうのすシネマ)	497,574人 (H28~R2の平均)	530,000人
	生涯学習施設の不具合による利用支障 件数	0件	0件

### 用語解説

オンライン	スマートフォンやパソコン等の様々な機器を使ってインターネットやネットワークに接続すること、もしくはそれらに接続中であることを指します。(対義語はオフライン)
公共施設予約システム	市では、市民の利便性向上と事務処理効率化のため、パソコンやスマートフォン等によるインターネットを通じて、各施設の空き状況の照会(平成21年4月~)や施設予約(平成21年5月~)を行うことができる「鴻巣市公共施設案内・予約システム」を運用しています。対象施設の拡大により公民館は令和2年度からシステムの運用がはじまりました。
電子図書館	電子図書館とは、インターネットでいつでも・どこでも、電子書籍を借りて読むことができるサービスです。図書館に来館しなくても、パソコン・スマートフォン・タブレット端末などから読書を楽しめる非来館型サービスであり、コロナ禍における図書館サービスの取組として導入する自治体が増えました。また、読書バリアフリー(視覚障がい者等の読書環境の整備)の観点からも注目されています。
電子書籍	紙に印刷された書籍ではなく、電子的に記録され、パソコンやスマートフォン、タブレット端末などの電子機器の画面上で読めるようにした書籍のことをいいます。他にも「電子ブック」、「デジタル書籍」、「Eブック」と呼ばれることもあります。文字だけでなく、動画や音声で再生可能なものもあり、その特徴を生かした新しい表現が期待されています。



# 施策 1 - 5 スポーツの振興

## ■ 施策の目指す姿

多くの市民が自分に合ったスポーツを見つけ、スポーツに親しんでいます。

## ■ 目標指標

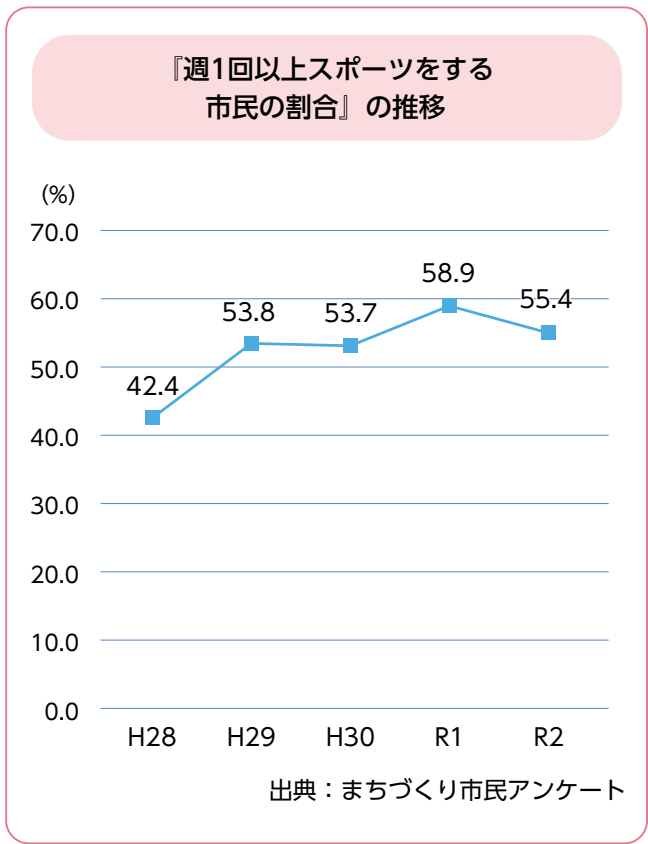
成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
週1回以上スポーツをする市民の割合	55.4%	60.0%	まちづくり市民アンケートにて「どのくらいの頻度で、スポーツ・軽スポーツ・レクリエーション等でからだを動かしていますか」の問いに「週1回以上」と回答した市民の割合であり、スポーツ活動への取組度を測る指標です。

## ■ 取り巻く現状・環境変化

- 健康志向の高まりが社会環境として取り上げられる中、本市の週1回以上スポーツをする市民の割合は増加傾向にあります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、スポーツイベント等の中止やスポーツ施設の利用制限もありましたが、感染症対策を施し再開しています。

## ■ 課題と方向性

- 高齢化等により、健康増進などへのスポーツの役割がますます増加することが想定されます。健康づくり施策と連携し、スポーツのイベントや教室等を充実させていきます。
- スポーツ施設が、市民にとって利用しやすい施設として活用されるよう、機能充実に努めます。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、スポーツへの関心が高まっています。パラスポーツ等の様々なスポーツの裾野を広げるとともに、関係団体の活動を支援し、指導者の育成を図ります。



## ■ 部門別計画

第3期鴻巣市教育振興基本計画 (R2~R6)





## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 スポーツをする機会の提供</b> <small>戦略</small> スポーツに親しむ機会が充実し、より多くの市民がスポーツ活動をしています。	スポーツイベント・教室参加者数	7,184人	27,000人
	スポーツイベントの機会が十分だと思う市民の割合	76.5%	78.0%
<b>2 スポーツ施設の利用促進</b> <small>強靱化</small> スポーツ施設をより多くの市民が活用しています。	スポーツ施設の年間のべ利用者数	534,187人	855,000人
	スポーツの場・施設の満足度	70.8%	72.0%
	スポーツ施設維持管理の不具合による利用支障件数	2件 (H28~R1の平均)	0件
<b>3 指導者・団体の育成と活用</b> スポーツ指導者、団体が育成され、地域でのスポーツ活動がさかんになっています。	スポーツ指導者登録数	455人	470人
	総合型地域スポーツクラブ参加者数	324人	400人
	スポーツ団体登録者数	7,382人	7,500人



スポーツ少年団（上谷総合公園サッカー場）



パンジーマラソン

### 用語解説

#### 総合型地域スポーツクラブ

幅広い世代の人々が各自の興味・関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブのことをいいます。地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割を期待されています。

#### スポーツ指導者、団体

ここでは、スポーツ協会・スポーツ少年団・レクリエーション協会・障がい者スポーツ指導者連絡会に登録している指導者、団体としています。



# 施策 2 - 1 健康づくりの推進

## ■ 施策の目指す姿

市民一人一人が、いきいきと健やかで充実した生活が送れています。

## ■ 目標指標

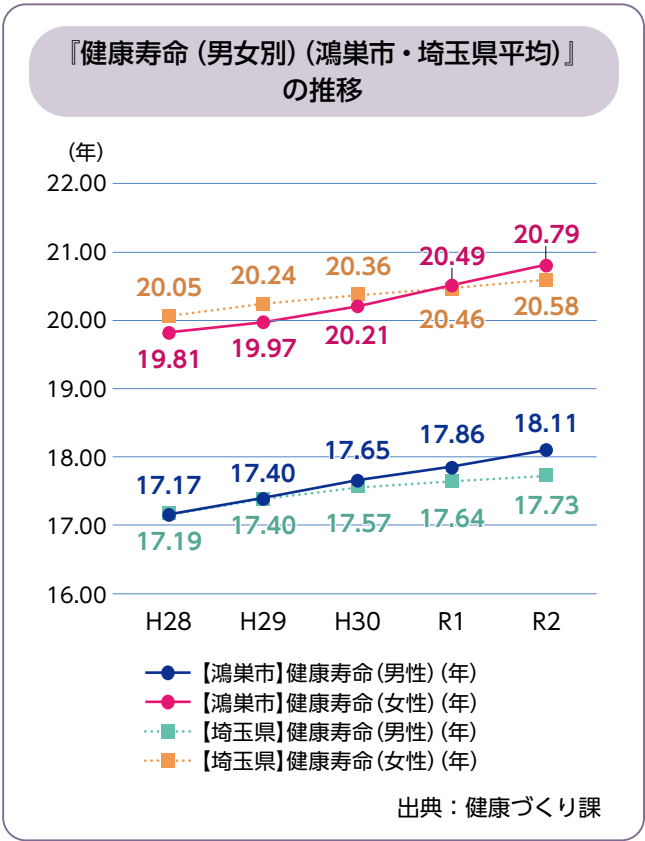
成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
健康寿命 (男性)	18.11年	18.89年	65歳に達した市民が健康で自立した生活を送れる平均年齢(期間)であり、市民の健康状況を測る指標です。
健康寿命 (女性)	20.79年	21.51年	

## ■ 取り巻く現状・環境変化

- 本市の健康寿命(65歳)は、令和2年度の実績によると、男性18.11、女性20.79と、県平均(男性17.73、女性20.58)を上回っています。
- 新型コロナウイルス等、新たな感染症への迅速な対策の必要性が高まっています。
- 本市の自殺者数は、毎年20人前後で推移していましたが、令和2年は30人と増加しました。
- 県が令和2年12月に策定した埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)で、県内での保険税水準の統一等について規定しています。

## ■ 課題と方向性

- 一人一人の健康及び命に対する意識を高め、こころと体の健康の向上を図ります。こころの問題について、市民が相談しやすい環境をつくります。また、健(検)診の受診体制を整え、受診することの重要性を周知し、受診率の向上に努めます。
- 感染予防や疾患の重症化予防等のため、感染症対策や予防接種の必要性を周知し、接種率の向上を図ります。
- こころの健康づくりや悩みを相談できる窓口をSNSなどで発信し周知を図り、自殺予防に努めます。
- 特定健康診査、特定保健指導の受診率向上等に取り組み、疾病予防と健康増進により医療費の抑制に努めます。



## ■ 部門別計画

- 鴻巣市健康づくり推進計画 (H30~R4)
- 鴻巣市いのちを支える自殺対策計画 (H30~R4)
- 鴻巣市データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画 (H30~R5)





## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 健康長寿のための生活習慣の実践</b> <small>戦略</small> 健康的な生活習慣を実践し、健やかで活力に満ちた市民が増加しています。	健康のために市民が取り組んでいる生活習慣の項目数（全14項目）	5.38項目	6.00項目
<b>2 疾病の早期発見・発症及び重症化予防の推進</b> 健康診断等を毎年受診し、経年で検査結果を把握していくことで、生活習慣の見直しや早期治療につなげ、疾病の発症及び重症化の予防が図られています。	この1年間に健康診査や人間ドック、がん検診を受ける市民の割合	75.0%	76.2%
	がん2次検診(精密検査)受診者数の割合	58.6%	70.0%
<b>3 こころの健康の推進</b> こころの健康づくりにより、市民が健やかな心を維持しています。	市役所や地域に悩みごとや心配ごとを相談できる窓口があることを知っている人の割合	45.3%	66.7%
<b>4 地域医療提供体制の整備</b> <small>戦略 強強化</small> 市民が身近な場所で診療が受けられるとともに、救急医療体制が整っています。	かかりつけ医がいる市民の割合	68.0%	70.0%
	かかりつけ薬局がある市民の割合	43.9%	45.0%
	地域の医療提供体制に関する満足度	72.8%	75.0%
<b>5 感染症対策の推進</b> <small>戦略 強強化</small> 感染予防の意識が定着し、新しい生活様式に対応した感染予防・拡大防止に取り組んでいます。	65歳以上で定期インフルエンザ予防接種を受けている市民の割合	45.0% (R元年度)	50.0%
	65歳で定期肺炎球菌予防接種を受けている市民の割合	67.7%	67.7%
	感染症予防を実践している市民の割合	— (R4 新規取得)	維持
<b>6 国民健康保険被保険者の保健事業の推進</b> 被保険者の健康管理により医療費の伸びが抑制されています。	国民健康保険被保険者1人あたりの医療費	360,536円 (R元年度)	376,115円
<b>7 国民健康保険の適正運営</b> 相互扶助で支え合う制度への理解が深まり、国民健康保険制度が適正に運営されています。	国民健康保険税 現年度収納率	96.5% (R元年度)	97.0%

### 用語解説

#### 新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、「社会的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」「3密（密集、密接、密閉）の回避」などの飛沫感染や接触感染への対策を、日常生活に取り入れた生活様式のことです。

#### 健康寿命

平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間のことで、埼玉県では、65歳に達した県民が、健康で自立した生活を送る期間、具体的には、「要介護2以上」になるまでの期間のことです。



## 施策 2 - 2 地域福祉の推進

### ■ 施策の目指す姿

福祉意識が高まり、お互いに助け合う市民が増えています。

### ■ 目標指標

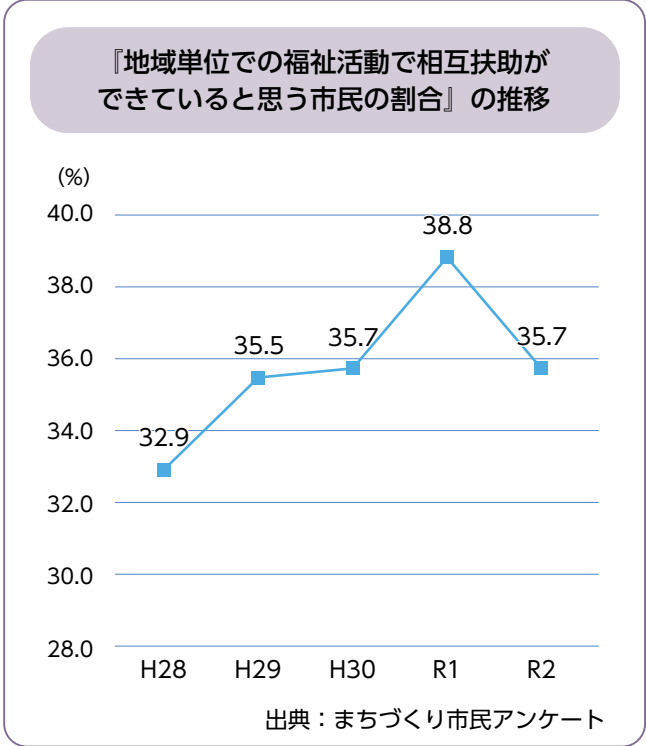
成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
地域単位での福祉活動で相互扶助ができていると思う市民の割合	35.7%	38.8%	まちづくり市民アンケートにて、地域で福祉の相互扶助（手助けをしたり、されたり）体制ができていると「思う」「やや思う」と回答した市民の割合であり、地域福祉体制の充実度を測る指標です。

### ■ 取り巻く現状・環境変化

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化するとともに、多様化する価値観がもたらす家庭や地域での相互扶助機能の低下により、今まで地域が担ってきた身近な生活課題の解決が困難となっています。
- こうした中、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、属性や世代を問わない支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向けて、社会福祉法にて重層的支援体制整備事業が創設され、重要性が増しています。

### ■ 課題と方向性

- 重層的支援体制整備事業の実施を見据え、庁内の関係部署や庁外の協力関係機関とこれまで以上に連携を図るとともに、世代や属性を超えた住民同士が交流できる多様な場の構築をしていきます。
- 地域福祉の重要性についてさらに啓発し、地域を支える人材の育成を図ります。
- 住民同士が日頃からの交流や見守りを行うことで、相互に助け合うことができる地域づくりを進めていきます。



### ■ 部門別計画

第3次鴻巣市地域福祉計画（R1～R5）



## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 地域を支える担い手づくり</b> 市民の地域福祉への理解が深まり、地域福祉を支える担い手が増えています。	福祉ボランティアに参加した市民の割合	10.9%	20.0%
	地域コーディネーター数	71人	80人
	福祉のボランティア及びNPO団体数	115団体	170団体
<b>2 地域を支えるネットワークづくり</b> 地域住民が情報交換や交流のできる場が充実し、地域課題を解決するネットワークが強化されています。	地区懇談会を開催した支部社会福祉協議会の割合	93.8% (R元年度)	100.0%
	民生委員・児童委員の相談件数	2,520件	4,040件
<b>3 誰もが自分らしく生きるための仕組みづくり</b> 誰もが自立した生活を送れるよう、総合的な支援を受けることができます。	重層的支援に係る事業数	0事業	25事業
<b>4 安心して生活ができる環境づくり</b> 防災・防犯の面で安心して暮らせるまちづくりや思いやりと交流のある地域づくり・住民同士の交流が進んでいます。	近隣とのコミュニケーション・交友関係が構築されている市民の割合	39.0%	55.0%
	避難行動要支援者避難支援制度登録者の個別計画作成割合	65.9%	100.0%



民生委員・児童委員理事会

### 用語解説

社会福祉法	社会福祉に関する事項の共通概念を定めた法律で、社会福祉の推進及び社会福祉事業の公明適正な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るとともに、社会福祉の増進に資することを目的とした法律です。
重層的支援体制	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める仕組みのことです。
地域コーディネーター	住民の福祉活動によって発見された生活福祉課題を「解決すべき課題」として捉え、共有し、解決に向け話し合い、活動を推進する「地域福祉活動者の相談役」のことです。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づく社会福祉法人のひとつで、原則、市町村単位で設置されており、地域福祉の推進を目的とする団体として位置づけられています。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者など災害時に配慮が必要な「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが著しく困難であり、避難時に支援が必要な人です。



## 施策 2 - 3 高齢者福祉の推進

### ■ 施策の目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で安心と生きがいを持った生活をしています。

### ■ 目標指標

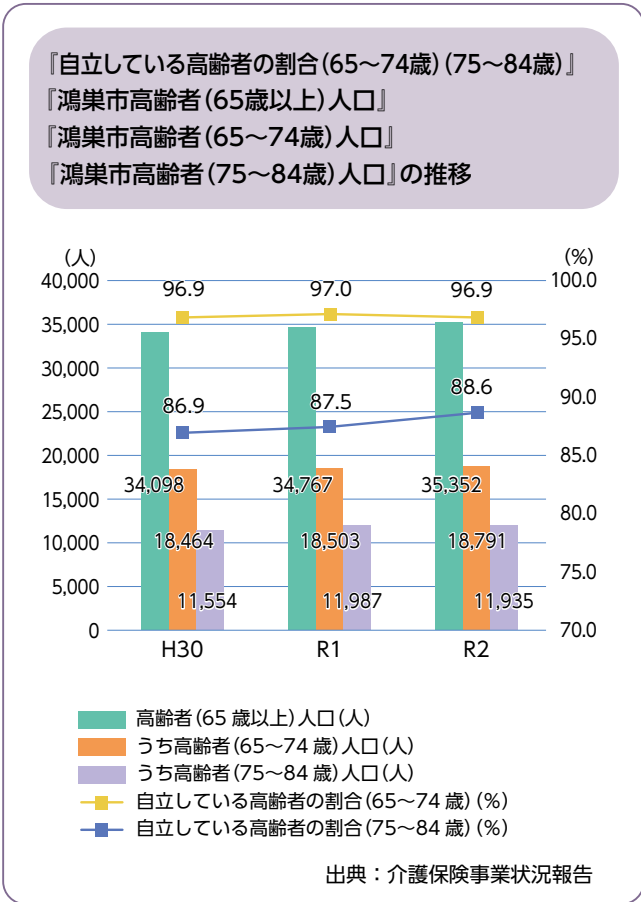
成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
介護保険利用者在宅生活をしている高齢者割合	59.6%	60.0%	地域包括ケア「見える化」システムの現状分析より、施設・居住系・在宅受給者の合計の内、在宅受給者の割合を示す指標で、安心した介護保険サービスの提供度を測る指標です。
自立している高齢者(65～74歳)の割合	96.9%	97.0%	介護保険事業状況報告に基づく、介護保険第1号被保険者(65～74歳)の内、要支援・要介護認定を受けていない方の割合を示す指標で、高齢者の健康度・自立度を測る指標です。
自立している高齢者(75～84歳)の割合	88.6%	88.6%	介護保険事業状況報告に基づく、介護保険第1号被保険者(75～84歳)の内、要支援・要介護認定を受けていない方の割合を示す指標で、高齢者の健康度・自立度を測る指標です。

### ■ 取り巻く現状・環境変化

- 本市の高齢化率は令和3年10月1日時点で30.2%となっており、団塊世代が全て75歳以上となる令和7年には31.8%に達する見込みです。
- 在宅介護実態調査では介護開始後、約5割の介護者がほぼ毎日介護をしている状況であり、介護者の年齢も60代以上が6割を占める状況となっています。
- 高齢化とともに認知症高齢者も増加しており、本市は全国や埼玉県と比較すると認知症高齢者の認定割合が高い状況となっています。

### ■ 課題と方向性

- 認知症の人やその家族の支援ニーズをつなぐチームオレンジを新たに整備することで、認知症施策のさらなる充実を図ります。
- 地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備します。
- 地域包括支援センターや関係機関とともに、ケアラーの支援に関する施策を検討していきます。
- 高齢者が医療を安心して受けられるよう、円滑な事業運営を図るとともに、国の制度改正に適切に対応します。



### ■ 部門別計画

- 第3次鴻巣市地域福祉計画 (R1～R5)
- 第8期鴻巣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (R3～R5)





## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 介護予防・生きがいづくりの推進</b> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">戦略</span> 高齢者一人一人が心身の状態や生活環境に応じて自立した生活を継続できます。また、社会参加や地域活動を通して生きがいを持って生活しています。	生きがいを持っている高齢者の割合	72.0%	78.0%
	新規要介護認定者出現率	2.1%	1.9%
<b>2 住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるための環境づくり</b> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">戦略</span> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">強靱化</span> 高齢者やその家族が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができます。	日常生活支援の延べ利用者数	2,326人	2,442人
	介護保険サービスの満足度 (3年に1度)	58.3%	61.0%
	入所待機者数 (要介護度3以上)	130人	110人
	オレンジサポーター数	0人	120人
<b>3 尊厳のある暮らしの支援</b> 何事も自らの意思により決定することができ、誰もが個人として尊重される地域社会を目指します。	高齢者虐待件数	17件	0件
<b>4 支え合える地域づくりの推進</b> 身近な地域で互いに見守り、支え合いながら、介護を受ける本人及びその家族が、地域の中で安心して暮らし続けられる地域社会を目指します。	見守りの仕組みによって見守られた高齢者数	— (R4 新規取得)	1,716件
<b>5 高齢者に関する保険制度の持続運営</b> 高齢者に関する保険制度が適正に運営され、持続性が保たれています。	認定不服に関する審査請求件数	0件	0件
	介護保険料 現年度収納率 (普通徴収+特別徴収)	99.77%	99.77%
	介護保険1人あたりの給付費	16,914円	20,959円
	後期高齢者医療保険料 現年度収納率 (R元年度)	99.71%	99.76%
	後期高齢者医療被保険者1人あたりの医療費 (R元年度)	788,938円	804,165円

### 用語解説

地域包括ケア「見える化」システム	都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムのことです。
チームオレンジ	近隣の認知症サポーター同士がチームを組み、認知症の人やその家族に対して早期から生活面の支援等を行います。認知症の人にもメンバーとして参加することが望まれます。
地域包括支援センター	公正、中立的な立場から、地域における介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行います。保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士等が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら高齢者への総合的な支援にあたります。
ケアラー	高齢、身体上、精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のことです。ケアラーの中でも、18歳未満の人はヤングケアラーと定義されています。
オレンジサポーター	認知症サポーターステップアップ講座を受講し、チームオレンジとしての活動を行う認知症サポーターのことです。



# 施策 2 - 4 障がい者（児）福祉の充実

## ■ 施策の目指す姿

障がい者（児）が地域で安心して自立した生活をしています。

## ■ 目標指標

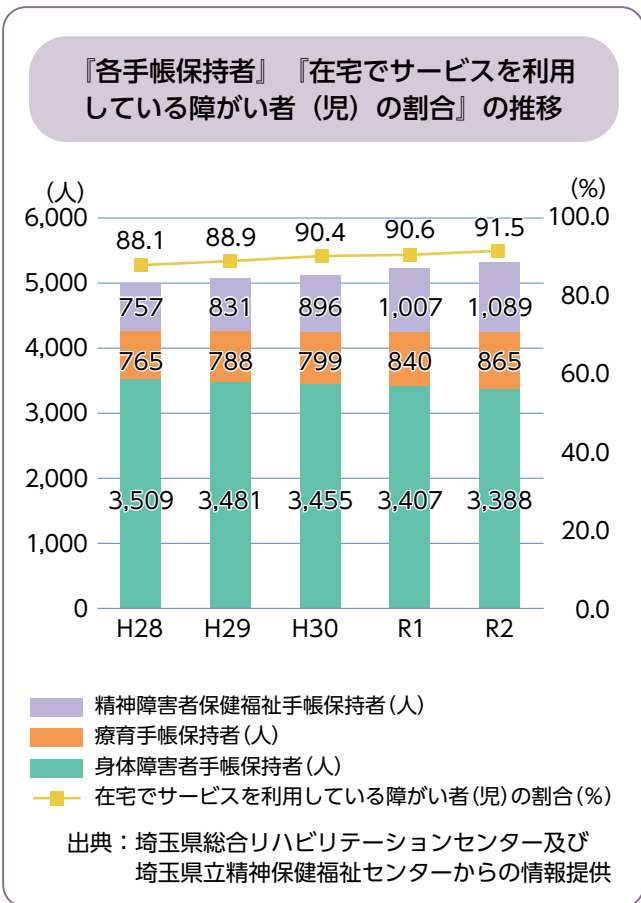
成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
在宅でサービスを利用している障がい者（児）の割合	91.5%	93.3%	障害福祉サービス支給決定者総数から、施設入所者数を差し引いた在宅の障がい者（児）が、障害福祉サービスを利用している割合であり、安心して障害福祉サービスの提供度を測る指標です。

## ■ 取り巻く現状・環境変化

- ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいに対する理解を促し、障がいのある人もない人も相互に支え合い、地域で一緒に生活できる社会を実現するための取組が求められています。
- 障がい者（児）の個々のニーズに応じた適切なサービスの提供と支援体制を整えることが、今後重要です。
- 発達上何らかのサポートが必要な児童が増加しています。療育を中心とした支援や放課後の居場所の提供を行っています。

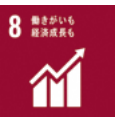
## ■ 課題と方向性

- 障がい者（児）を養護する側の高齢化が進行しています。養護側も日常生活に支障をきたさないよう、また養護者亡き後も障がい者（児）が、安心して暮らせるように、障害福祉サービス、障害者総合支援法や児童福祉法等により提供する事業者が連携し、障がいの特性に応じた支援を行います。
- 個々の障がい者の特性に応じて、安心して就労できるような支援を行い、社会的自立を促進します。
- 障がいに対する正しい理解を深めるために、市民に向けた啓発活動を推進します。



## ■ 部門別計画

- 第3次鴻巣市障がい者計画（R3～R8）
- 第6期鴻巣市障がい福祉計画・第2期鴻巣市障がい児福祉計画（R3～R5）
- 第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）



## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 在宅福祉サービスの充実</b> 障がい者（児）やその家族が、在宅福祉サービスを利用することにより、日常生活での自立が促進されています。	在宅福祉サービス利用者数	943人	1,226人
<b>2 療育相談・支援の充実</b> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">強靱化</span> 早期に相談を受け、適切な療育が受けられています。	適切なサービスを受けるために相談支援されているこども数	152人	281人
<b>3 障がい者（児）の社会参加</b> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">強靱化</span> 主体性・自立性を持って、社会参加や就労に携われる機会が増えています。	障がい者の就労者数（累計） （就労支援センター登録者のうち）	273人	400人
	障がい者の就労割合 （就労支援センター登録者のうち）	50.3%	51.3%
<b>4 市民啓発の充実</b> 障がいを理由とする差別の解消を含め、障がい者（児）の理解を深めるための市民啓発活動が行われています。	啓発活動の回数	43回	50回



「精神障がい者の明るい未来のために」フォーラム



障がい者スポーツ・レクリエーション大会

### 用語解説

**障害福祉サービス**

障害者総合支援法で定めるサービスの総称で、具体的には「介護給付」と「訓練等給付」の2つを指します。

**ノーマライゼーション**

障がい者（児）を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考えです。北欧から世界に広まった障がい者福祉の基本理念です。

**障害者総合支援法**

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」です。





# 施策 2 - 5 セーフティネットの推進

## ■ 施策の目指す姿

生活困窮者の相談支援体制の適正実施に努め、生活の支援が図られています。

## ■ 目標指標

成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
設定なし	-	-	この施策は、国の制度に基づいて社会保障を確実に履行することを目標とするものであり、国が行う施策の影響が大きいことから、市としての施策成果指標は設定しません。

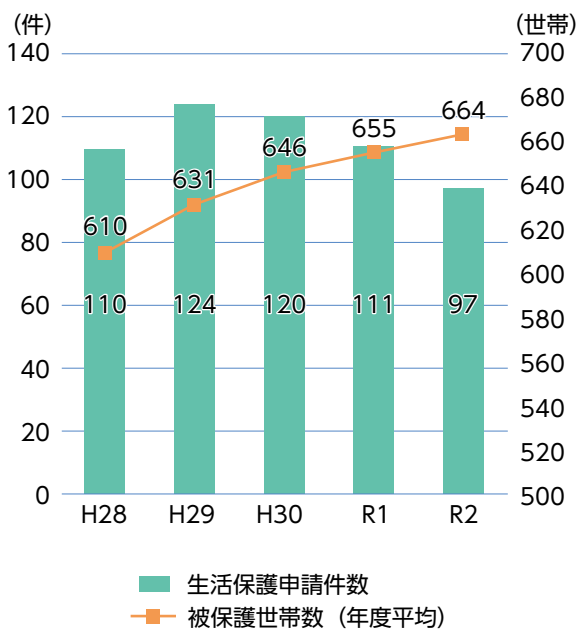
## ■ 取り巻く現状・環境変化

- 平成27年度から生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者自立相談支援センターで相談を行っています。
- コロナ禍により令和2年度は大幅に相談件数が増えましたが、生活困窮者の方々への貸付制度や住居確保給付金、令和3年度には生活困窮者自立支援金の創設等、制度が拡充され、生活保護申請数は、一時減っています。
- 生活保護世帯数は全国的に単身高齢者数の増加に比例し、増える傾向にあります。

## ■ 課題と方向性

- 生活に困窮する方々へ各種制度の利用を促進し、自立に向けた支援を行います。  
また、生活困窮世帯などの子どもへの学習支援をきめ細やかに実施することで、子どもたちが貧困の連鎖から脱却できるよう支援します。
- 生活保護に関しては、必要とされる方に必要な保護を行えるよう「ためらわずに相談してください」と案内を行い、基本理念に則った適正実施を進めます。

『生活保護申請件数』『被保護世帯数』の推移



出典：福祉課

## ■ 部門別計画

第3次鴻巣市地域福祉計画 (R1～R5)



## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 生活困窮者の自立支援</b> 各種相談や社会資源を用いて、生活保護に至らないようにし、困窮状態からの脱却を支援します。	生活困窮者からの相談件数	4,097件	2,000件
	自立支援プランで改善が見られた終了者数	1人	12人
<b>2 生活保護と自立への支援</b> 生活保護受給者に対し、最低限度の生活が保障されるとともに、就労可能世帯での自立を目指します。	生活保護受給世帯数	664世帯	720世帯
	自立による生活保護廃止世帯数	13世帯	20世帯

### 用語解説

生活困窮者自立支援法	生活保護に至る前の段階の自立支援策強化を図るため、生活に困窮する方に対し、自立相談支援事業の実施、各種給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるための法律です。
生活困窮者自立相談支援センター	生活に困窮する方に対し、安心して自立した生活を送ることができるよう、市、福祉サービス事業者、地域住民、自治会・町内会、民生委員・児童委員と連携しながら継続的な支援を行うための相談窓口のことです。
住居確保給付金	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある方で、求職活動等を条件に有期で家賃相当額を支給することにより、安定した住居の確保と自立を図ることを目的とした給付金です。
生活困窮者自立支援金	正式には「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」のことで、生活福祉資金の特例貸付を利用して再貸付が終了するなどにより、これ以上制度を利用できない世帯への支援を目的とした給付金です。
生活保護	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。



# 施策 3 - 1 防災・減災対策の推進

## ■ 施策の目指す姿

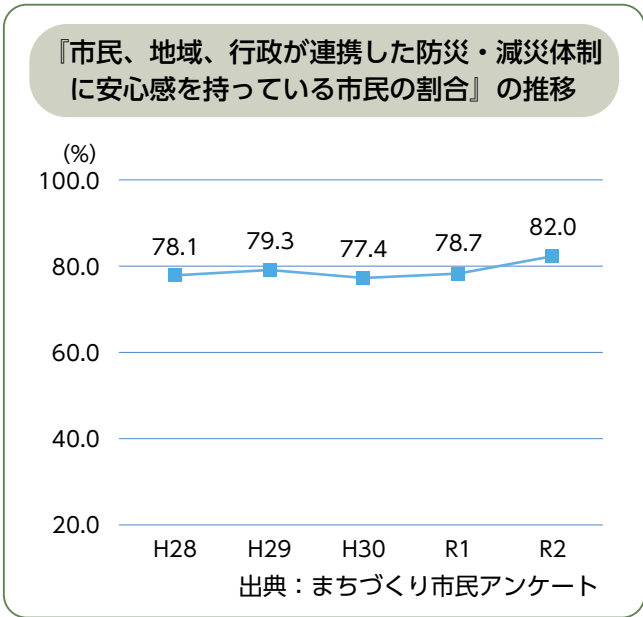
市民、地域、行政が一体となった防災・減災体制が整備され、安心して暮らせるまちになっています。

## ■ 目標指標

成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
市民、地域、行政が連携した防災・減災体制に安心感を持っている市民の割合	82.0%	88.8%	まちづくり市民アンケートにて、防災・減災体制について「満足」、「どちらかといえば満足」、「普通」と回答した市民の割合であり、防災・減災体制に対する市民満足度を測る指標です。

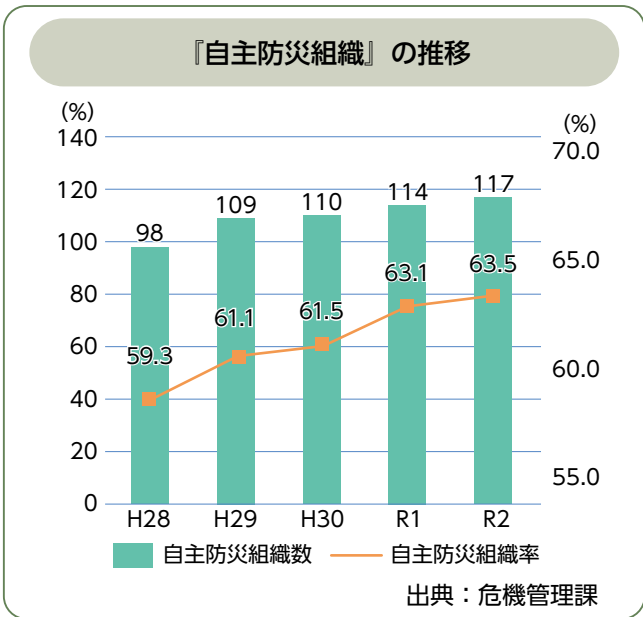
## ■ 取り巻く現状・環境変化

- 令和元年東日本台風では、荒川の熊谷水位観測所の水位が過去最高を記録するなど、近年の災害は激甚化・頻発化しています。また、首都直下地震で想定されるマグニチュード7程度の地震は、30年以内の発生確率が70%程度と予測されており、災害に対する備えが重要となっています。
- 災害対応では、自分や家族の身の安全は自らで守る「自助」、自主防災組織をはじめとする地域やコミュニティにおいて、周囲の人たちが助け合う「共助」が重要となっています。
- 行政には、避難情報や気象情報などの緊急性の高い情報伝達体制の強化や災害に備えた備蓄の充実が求められています。
- 地域消防力の要である消防団員数が減少する一方で、大規模災害時において住民生活を守る上では、消防団の役割が重要となっています。



## ■ 課題と方向性

- 地震や台風等の災害発生時に必要な食料や資機材などについては、備蓄計画に基づき、防災備蓄センターと各防災倉庫を活用した集中と分散による充実化・適正化を図ります。
- 近年の洪水で高齢者や障がい者の被災が課題となっていることから、要配慮者の避難体制の整備を進めます。
- 「共助」の強化を進めるため、自主防災組織の結成や防災訓練などの活動の活性化を図ります。
- 災害に関する避難情報等の伝達方法を充実させるとともに、災害情報の取得方法について、市民への周知を図ります。
- 消防団活動を支援し、加入促進を図るとともに、消防団員の安全確保のため、施設や装備の充実を図ります。



## ■ 部門別計画

鴻巣市地域防災計画 (R4~)

鴻巣市国民保護計画 (R4~)



## 施策を実現する手段

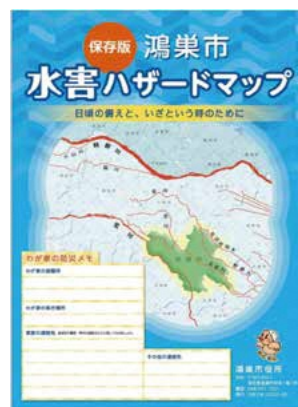
基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 防災・減災意識の向上</b> <small>強強化</small> 市民の防災・減災に対する知識及び意識が高まり、災害に対する備えが行われています。	自分の住む地区の指定避難所を知っている市民の割合	52.3%	84.3%
	日頃から防災・減災に向けての備えをしている市民の平均実践項目数	2.41個	8.4個
<b>2 地域防災力の強化</b> <small>戦略 強強化</small> 災害発生時に地域での共助の仕組みが確立され、地域の防災力が強化されています。	自主防災組織率	63.5%	84.3%
<b>3 災害時対応力の向上</b> <small>強強化</small> 災害時の対応力を強化するため、関係機関との協力体制が構築されています。	災害時の支援協定数	60件	65件
	鴻巣市地域防災計画に基づく備蓄計画の充足率	— (R4 新規取得)	100%
<b>4 災害情報伝達力の向上</b> <small>強強化</small> 災害時の人的被害を軽減するための災害情報が確実に伝わり、迅速に避難できます。	災害情報取得ツールを知っている市民の割合	— (R4 新規取得)	84.3%
<b>5 消防体制の充実</b> <small>強強化</small> 消防体制が充実し、消火力が高まっています。	消防水利施設の充足率	72.7%	78.3%
	消防団員の定員充足率	90.9%	100%



防災備蓄センター



防災ラジオ



水害ハザードマップ

### 用語解説

#### 災害情報取得ツール

市では、気象情報や避難情報について、防災行政無線の他に、緊急速報メール、テレビのテロップ情報掲示、市ホームページ・SNS、鴻巣市防災行政無線メール配信サービス、Yahoo!防災アプリ、テレ玉、フラワーラジオ等で発信しており、情報取得ツールの多重化を図っています。(R3年度時点)



# 施策 3 - 2 暮らしの安全対策

## ■ 施策の目指す姿

犯罪や交通事故が減少し、市民が安心して暮らせます。

## ■ 目標指標

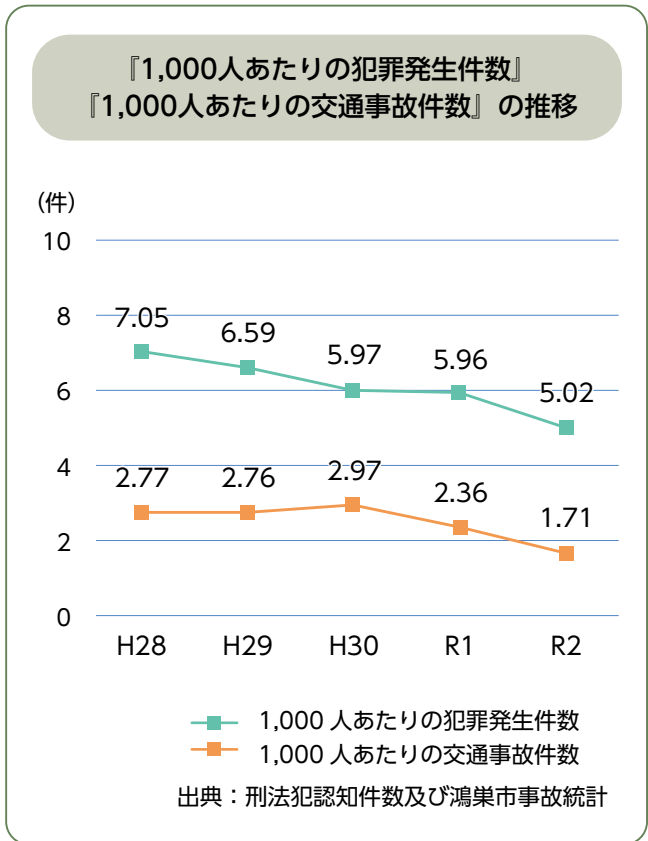
成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
1,000人あたりの犯罪発生件数	5.96件 (R元年度)	5.90件	毎年1月から12月までに市内で発生した刑法犯認知件数を人口1,000人あたりに置き換えて算出した件数であり、安心して暮らせる環境かどうかを測る指標です。
1,000人あたりの交通事故件数	2.36件 (R元年度)	2.36件	毎年1月から12月までの年間交通事故件数を人口1,000人あたりに置き換えて算出した件数であり、市内の交通環境の安全性を測る指標です。

## ■ 取り巻く現状・環境変化

- 本市の犯罪発生件数は、市内全域への防犯灯の整備や地域の防犯活動の効果により、年々減少しています。
- 各地域には、自主防犯パトロールグループが組織され、約3,800人が登録しており、市民協働による地域防犯活動が進められています。
- 本市の交通事故件数は、交通安全施設の整備や交通安全運動などの啓発活動の効果により、概ね減少していますが、毎年交通事故により尊い命が失われており、今後も交通事故の抑止を図っていく必要があります。

## ■ 課題と方向性

- 市民一人一人が防犯意識を高め、犯罪のないまちづくりのため、警察と連携し啓発活動などを行うほか、自主防犯パトロールグループによる活動を支援します。
- 地域や学校・警察・交通関係団体と協働し、登下校の見守り活動を実施するとともに、高齢者と子どもに重点を置いた交通安全教室により交通安全意識の向上を図ります。
- 道路を安全・快適に利用できるように、歩道や自転車通行空間の確保、カーブミラーなどの交通安全施設の整備や適切な管理を実施します。
- 多様化する消費トラブルの未然防止のため、対処法を周知するとともに、被害者救済のために消費生活センターの利用促進を図り、安全で安心な暮らしを継続するために消費者意識の向上を図ります。



## ■ 部門別計画

第11次鴻巣市交通安全計画 (R4~R7)





## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 交通安全対策の推進</b> 交通ルールが守られ、交通安全施設が管理され、交通事故が起こりにくくなっています。	市民が第1当事者となった事故件数	148件 (R元年度)	140件
	カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の新設・修繕の対応率	92.7%	94.3%
<b>2 防犯対策の推進</b> 戦略 強化 個人の防犯対策、地域の防犯活動が活発化して、安全性が高まっています。	防犯対策の平均実践項目数 (全8項目)	1.93個	2.5個
	地域防犯組織数	130団体	133団体
<b>3 賢い消費者づくり</b> 消費生活トラブルに巻き込まれず、賢い消費者となっています。	消費トラブルを防ぐ方策を知っている市民の割合	90.7%	92.0%
	消費生活相談件数	443件	461件
<b>4 登下校の安全確保</b> 児童生徒が登下校時に事件や交通事故に巻き込まれないような体制がつけられています。	登下校での被害件数 (犯罪に巻き込まれた件数及び交通事故にあった件数)	0件	0件
	通学路等における安全対策実施箇所に対する整備割合	55/55箇所 (第4期計画)	113/113箇所 (第5期計画)



交通安全教室



防犯キャンペーン

### 用語解説

#### 消費生活センター

契約上のトラブル、商品の品質やサービスについての疑問や苦情、訪問販売のトラブル、架空請求、商品事故、多重債務問題など様々な消費生活に関する相談を消費生活相談員（有資格者）が応じています。

#### 通学路等における安全対策実施箇所

埼玉県通学路整備計画において、鴻巣市内の通学路等で安全対策が必要とされた箇所です。令和4年度から8年度までの第5期計画では113箇所が該当します。



# 施策 3 - 3 循環型社会・脱炭素社会の形成

## ■ 施策の目指す姿

市民・事業者が環境負荷の少ない、地球に優しい生活・活動を行っています。

## ■ 目標指標

成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
ごみの減量化・リサイクルに意識をもって生活している市民の平均実践項目数	3.92個	4.20個	まちづくり市民アンケートにて、ごみの減量化・リサイクルのための全9項目の取組に対して、実施している平均実践項目数であり、ごみの減量化・リサイクルを意識して生活しているかを測る指標です。
市域からのCO2排出量 (エネルギー起源CO2)	536.4千t-CO2 (H30年度)	404.5千t-CO2	環境省が公表する市町村別・部門別CO2排出量の現況推計より、産業部門・業務部門・家庭部門・運輸部門のCO2排出量を合計したものであり、2050年までに0を目指すものです。

## ■ 取り巻く現状・環境変化

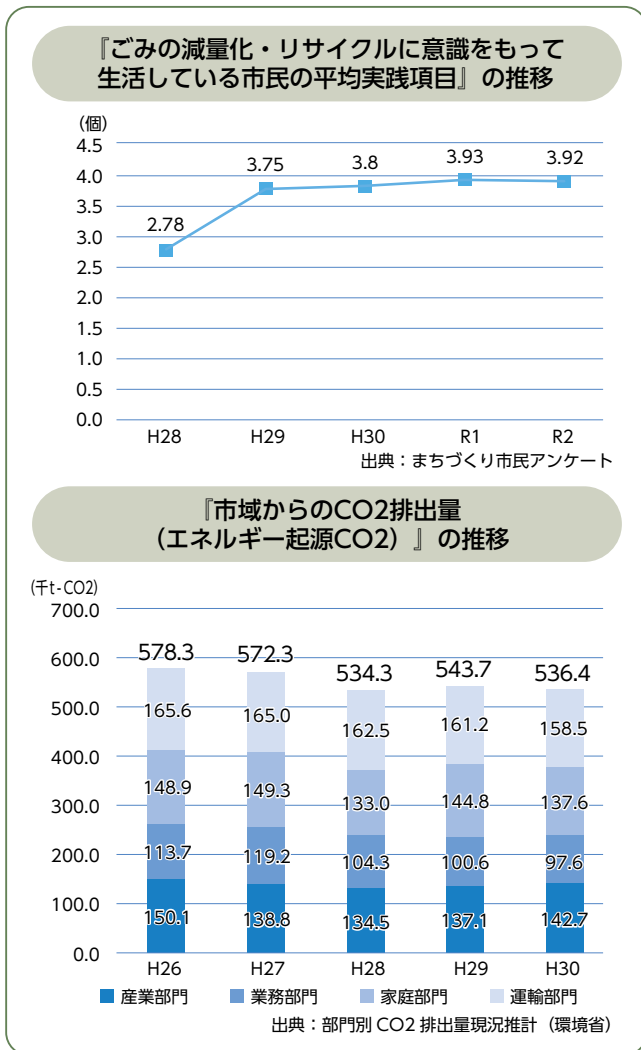
- 近年、地球温暖化や気候変動に伴う気象災害など、世界規模の環境問題が私たちの生活に影響を及ぼしています。本市においては、2021年10月1日に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「鴻巣市ゼロカーボンシティ」を宣言し、脱炭素社会の実現を目指しています。
- 本市の1人1日あたりのごみ排出量は年々減少傾向にありましたが、令和元年からコロナ禍の影響により増加しています。
- 本市から排出される可燃ごみを処理する2か所の処理場が老朽化しており、将来にわたり適正に効率的なごみ処理を行うため、鴻巣市・北本市・吉見町による新たなごみ処理施設の整備について検討が進められています。

## ■ 課題と方向性

- 2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、市民・事業者が主体的に再生可能エネルギーの有効活用をはじめとした脱炭素行動を実践できるよう、エコライフや「COOL CHOICE」運動の普及促進、補助制度の充実を図ります。
- 4R運動を推進し、ごみ排出量の削減とあわせた資源循環型社会の形成を目指します。
- 適正なごみ処理体制を継続させるため、新たなごみ処理施設に関する事業を埼玉中部環境保全組合と連携して、取り組んでいきます。

## ■ 部門別計画

鴻巣市一般廃棄物処理基本計画 (H29~R8)  
 第9期鴻巣市分別収集計画 (R2~R6)  
 鴻巣市環境基本計画 (H30~R9)  
 鴻巣市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編:H30~R12、事務事業編 (第4期):R1~R4)





## SDGs との 関 連 性



## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 ごみ排出量の抑制</b> 大量消費、大量廃棄の生活様式が見直され、ごみの排出量が抑制されています。	1人1日あたりのごみ排出量	799g	764g
<b>2 資源化の推進</b> ごみが分別され、資源が適正に再利用されています。	資源化率	25.6%	29.1%
<b>3 ごみの適正処理</b> 強 <sup>強化</sup> ごみ処理が適正に効率よく行われています。	1人あたりの可燃・不燃ごみ処理費用	4,690円	4,690円
<b>4 再生可能エネルギーの活用</b> 戦 <sup>略</sup> 強 <sup>強化</sup> 脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーが活用されています。	再生可能エネルギー発電設備の導入容量 (家庭、事業所)	27,970kW	39,970kW
<b>5 脱炭素行動の実践</b> 戦 <sup>略</sup> 脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者・行政が一体となって脱炭素行動を実践しています。	脱炭素社会を意識して生活している市民の平均実践項目数	3.95個	4.58個

### 用語解説

ゼロカーボンシティ	環境省では「2050年にCO <sub>2</sub> （二酸化炭素）を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」をゼロカーボンシティとしています。本市においては、2021年10月1日に「鴻巣市ゼロカーボンシティ宣言」の表明を行いました。
カーボンニュートラル	2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。「排出を全体としてゼロ」すなわち「カーボンニュートラル」とは、CO <sub>2</sub> （二酸化炭素）をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。
再生可能エネルギー	太陽・地球物理学的・生物学的な源に由来し、一度利用しても比較的短期間に再生が可能なエネルギーの総称をいいます。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどを挙げることができます。「自然エネルギー」と呼ばれることもあります。
エコライフ	地球温暖化防止のため、省エネや省資源など環境にやさしい生活・ライフスタイルに取り組むことをいいます。埼玉県では、簡単なチェックシートを利用して1日、エコライフを体験する「エコライフDAY」の実施により、自らのライフスタイルを見直すきっかけとしています。
COOL CHOICE	脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する、また快適な暮らしにもつながる「賢い選択」をしていこうという取組をいいます。
4R	ごみの量を減らそう（Reduce:リデュース）、必要ないものは断ろう（Refuse:リフューズ）、繰り返し使おう（Reuse:リユース）、資源として生かそう（Recycle:リサイクル）の頭文字をとったもので、資源を大切に使うためのポイントとなる行動のことをいいます。
資源化率	排出されたごみのうち、そのまま、又は何らかの処理を行い、原料や燃料等として使用されたものの割合のことをいいます。

序

論

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

国土強靱化  
地域計画

資料編



# 施策 3 - 4 生活環境の整備

## ■ 施策の目指す姿

快適で安全な生活環境が維持されています。

## ■ 目標指標

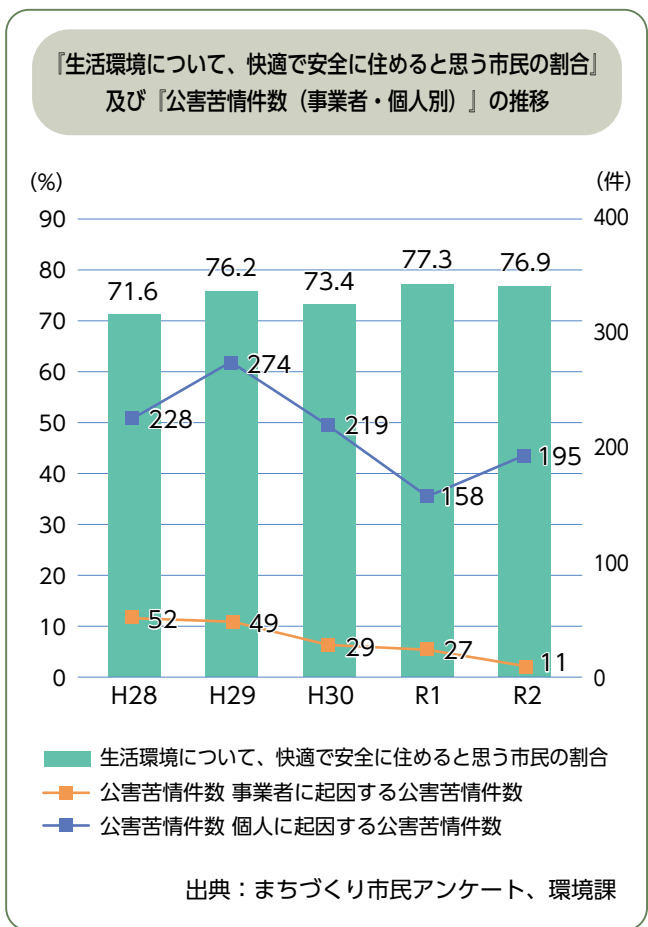
成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
生活環境について、快適で安全に住めると思う市民の割合	76.9%	81.1%	まちづくり市民アンケートにて、騒音・振動・悪臭・ペット・雑草等について「満足」「どちらかといえば満足」「普通」と回答した市民の割合であり、快適で安全な生活環境が維持されているかを測る指標です。

## ■ 取り巻く現状・環境変化

- 市内の大气、騒音、水質環境などは、おおむね環境基準を満たしています。
- ライフスタイルの多様化に伴い、身の回りの生活環境に対する意識の変化、関心の高まりから、あき地の雑草や野外焼却など、個人のモラルやマナーに起因した苦情が寄せられています。
- アライグマなど外来種による農作物への被害や、家屋侵入などの生活被害が近年増加しています。

## ■ 課題と方向性

- 公害のない、快適で安全な地域の生活環境を創出、保全するためには、定期的な調査等を実施するとともに、市民や事業者の環境意識を高める必要があることから、積極的に啓発活動を推進します。
- 事業者起因する公害については、定期的な環境測定や事業者の実態把握に基づいた適切な指導により、環境事故の予防に努めます。
- 多様化する生活公害については、個人の意識の改善や解決方法の提示が不可欠であるため、雑草に係る苦情のあったあき地の所有者等に適切な管理を促すとともに、スズメバチの巣の駆除を補助するなど、防止策を講じていきます。



## ■ 部門別計画

鴻巣市環境基本計画 (H30~R9)



## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 事業者公害の防止</b> <small>強靱化</small> 事業者が法・条例で定められている各種基準を遵守しています。	事業者に起因する公害苦情件数	11件	11件
	法・条例、各種基準違反件数	0件	0件
<b>2 生活公害の防止</b> 市民の生活環境に対する意識が向上し、ルールやマナーが守られています。動植物による生活被害が減少しています。	個人に起因する公害苦情件数	195件	158件
	動植物等に起因する苦情件数	153件	220件



元荒川カヌー環境教室における川の清掃活動



生きもの探し



環境美化区域における路上巡回及び清掃

### 用語解説

#### 環境基準

空気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、環境基本法により定められているものです。

#### 外来種

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物を指します。特に生態系などへの被害が認められるものは、外来生物法により「特定外来生物」として指定され、飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いが規制されます。



# 施策 3 - 5 上水道の安定供給

## ■ 施策の目指す姿

安全な水道水を安定的に使用することができます。

## ■ 目標指標

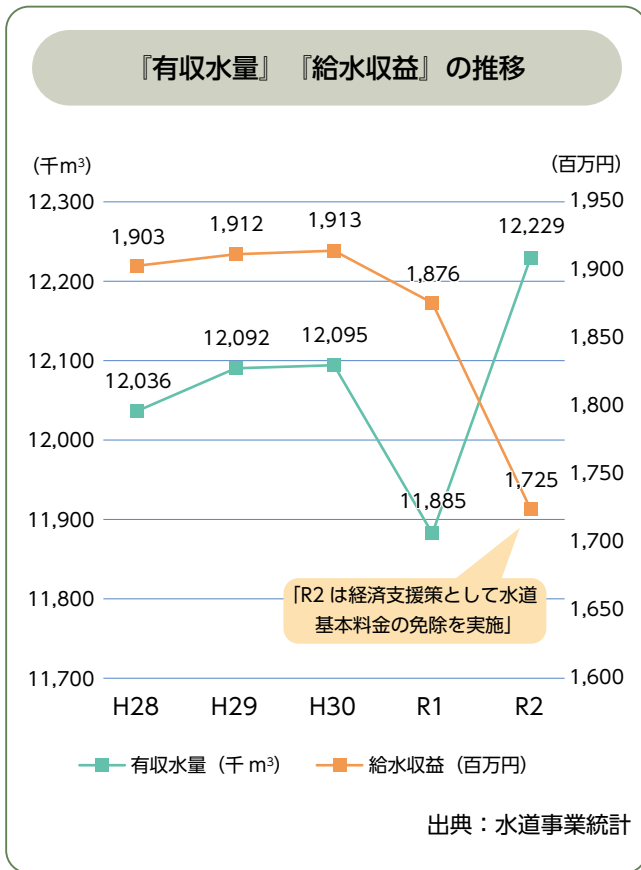
成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
水質基準不適合率	0%	0%	定期的に実施する水質検査において、水質基準値に対する不適合の割合であり、水質の安全性を測る指標です。原則0%の維持が必要です。
年間給水制限日数	0日	0日	1年間に漏水時や水道施設の事故等により水圧を下げるなどの給水制限を実施した日数であり、給水サービスの安定性を測る指標です。

## ■ 取り巻く現状・環境変化

- 本市の水道は、埼玉県営水道から受水（購入）する県水と市内の地下水を水源とする安全な水道水を供給しており、まちづくり市民アンケートでは満足度1位の施策となっています。
- 近年の多発する地震や激甚化・頻発化する災害時でも安定した給水を継続させるため、老朽化が進む施設の更新などの対策が必要となっています。
- 人口減少に伴う給水収益の減益が見込まれる中で、将来的には施設の更新に多額の費用が必要な状況となっており、安定した事業経営を持続させていくことが全国的に課題となっています。

## ■ 課題と方向性

- 今後も安心して使用できる水道水を供給するため、引き続き水源等の適切な維持管理に努めます。
- 市民の生活基盤である水道水の安定供給を継続するため、施設の強靱化及び耐震化対策を図ります。
- 将来の水道事業において予見される様々な課題を解決するため、令和4年度までに水道事業ビジョン及び経営戦略を見直し、効率的で安定した事業経営を目指します。



## ■ 部門別計画

鴻巣市水道事業ビジョン (H30~R9)





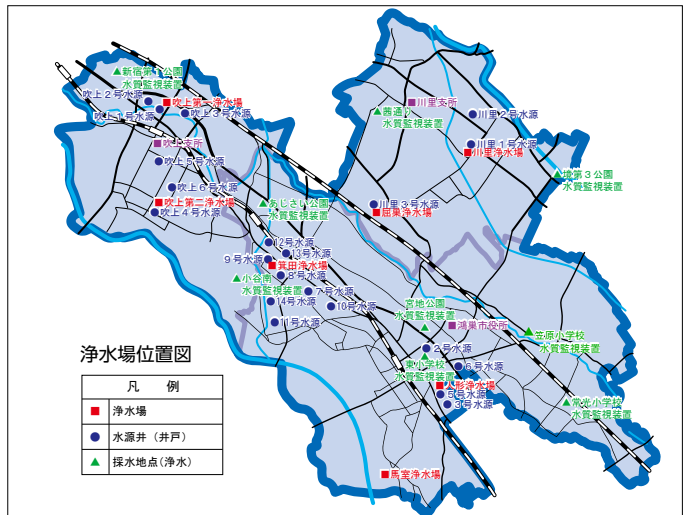
## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 安定した水道水の供給</b> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">強強化</span> 水道施設の維持管理が適正に行われ、安定的な水道水が供給されるとともに強強化対策が進んでいます。	水道施設利用率	57.9%	58.0%
	基幹管路の耐震化率	5.2%	12.9%
	浄水施設の耐震化率	28.8%	62.1%
<b>2 安全な水道水の供給</b> 水源の維持管理が適正に行われ、水質基準に適合した安全な水道水が供給されています。	水源の水質事故件数	0件	0件
	総トリハロメタン濃度水質基準比率	19.1%	21.0%
<b>3 経営の安定化</b> 効率的で安定した水道事業の経営が行われています。	水道事業営業収支比率	97.9%※	103.0%
	水道料金回収率	100.1%※	106.0%
	有収率	91.3%	91.4%

※現状値 (R2) と目標値 (R8) を同じ条件で対比できるように、新型コロナウイルス感染症に対する経済支援として実施した水道基本料金免除 (4カ月) がなかった場合の数値を算出して計上しています。



吹上第二浄水場



### 用語解説

**水道施設利用率**

水道施設の効率性を示すもので、施設能力に対してどの程度施設を利用しているかを表す指標のことです。値が大きいほど施設が有効に利用されていると判断できますが、一方では予備的な能力が少ないとも捉えられます。

**総トリハロメタン濃度水質基準比率**

給水栓における総トリハロメタン濃度の水質基準値に対する割合を示すもので、水道水の安全性を表す指標のことです。値が小さいほど良いとされています。

**水道事業営業収支比率**

営業収益の営業費用に対する割合を示すもので、水道事業の収益性を表す指標のことです。収益的収支が最終的に黒字であるためには、100%を一定程度上回っている必要があります。

**水道料金回収率**

「給水原価」は有収水量1㎡あたりのくらの費用を要しているか、「供給単価」は有収水量1㎡あたりのくらの収益を得られているかを表しており、給水原価に対する供給単価の割合を示したものが「水道料金回収率」です。水道事業の経営状況の健全性を表す指標であり、100%を下回っている場合は給水にかかる費用が料金収入以外の収入で賄われていることを意味します。

**有収率**

水道事業において料金徴収の対象となった水量を「有収水量」、年間配水量に対する年間有収水量の割合が「有収率」です。有収率は一般に100%に近いほど良いとされています。



# 施策 3 - 6 汚水処理の推進

## ■ 施策の目指す姿

河川の水質が向上し、衛生的な生活環境が維持されています。

## ■ 目標指標

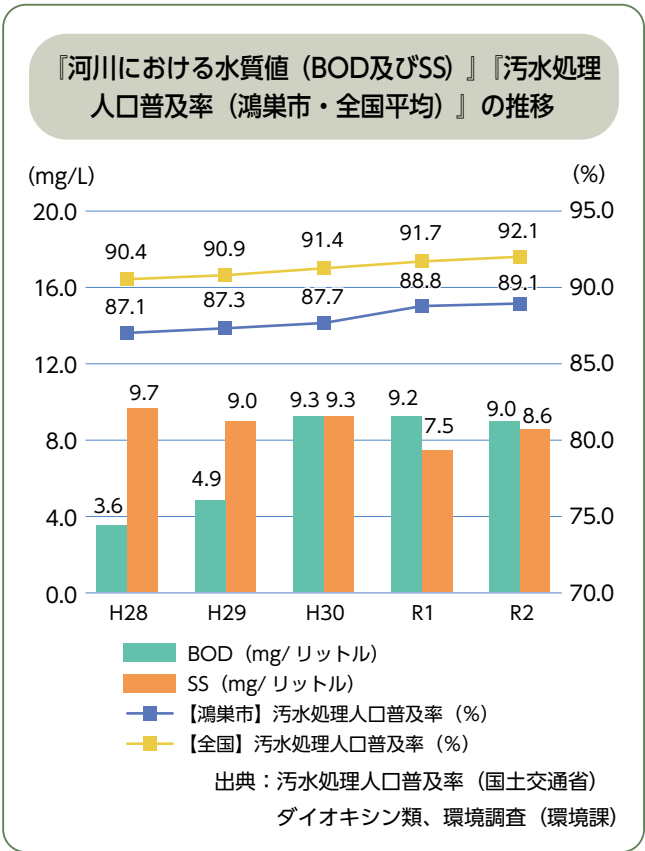
成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
河川における水質値 (BOD) (直近5年間平均)	9.0mg/リットル	3.5mg/リットル	河川・水路等水質調査にて、水中の有機物を微生物が分解するのに使われる酸素の量の平均値であり、水の汚れを測る指標です。
河川における水質値 (SS) (直近5年間平均)	8.6mg/リットル	8.6mg/リットル	河川・水路等水質調査にて、水中に浮遊している不溶性の物質の量の平均値であり、水の濁りを測る指標です。なお、公共下水道は下放流水質の技術上の基準にて 40mg/リットル以下の定めがあります。
汚水処理人口普及率	89.1%	100%	浄化槽等処理人口調査における公共下水道及び農業集落排水施設を利用している人口に、合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、行政人口で除して算定した割合であり、水洗化及び合併処理浄化槽の普及状況を測る指標です。

## ■ 取り巻く現状・環境変化

- 「埼玉県生活排水処理施設整備構想」に伴う「鴻巣市生活排水処理基本計画」により、令和7年度に生活排水処理率100%を目標に整備を進めています。
- 本市の汚水処理人口普及率は令和2年度末時点で89.1%に達しました。今後、箕田地区、北新宿土地区画整理事業地区、大間地区等の未整備箇所の污水管渠整備が必要です。
- 既存整備済区域の施設の老朽化が進行しており、今後とも本市の財政面も考慮しながら、計画的な整備が必要です。

## ■ 課題と方向性

- 水洗化・合併浄化槽の推進により、河川環境の水質面に関する成果指標の現状値はおおむね安定しており、引き続き水質や生態系に負荷をかけない衛生的な環境を整えます。
- 経営安定化による健全かつ効率的な事業運営を前提とし、「公共下水道の整備と長寿命化対策」、「農業集落排水への接続の推進」、「合併浄化槽への転換」を組み合わせ、令和7年度に汚水処理人口普及率100%を目標にした事業を進めていきます。



## ■ 部門別計画

- 鴻巣市環境基本計画 (H30～R9)
- 鴻巣市都市計画マスタープラン (H21～R7)
- 鴻巣市下水道ストックマネジメント計画 (H31～R5)
- 鴻巣市下水道事業経営戦略 (H31～R10)
- 鴻巣市農業集落排水事業経営戦略 (R2～R11)





## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 下水道施設の整備と適正な維持管理</b> <small>強強化</small> 計画区域内の整備を推進するとともに、公共下水道施設、農業集落排水施設の機能が適正に維持されています。	公共下水道整備率	97.5%	100%
	管路点検及び調査の延長 (累計)	13,700m	20,900m
	維持管理における公共下水道及び農業集落排水施設の不具合件数	27件	20件
<b>2 公共下水道及び農業集落排水への接続の促進</b> 処理区域内における未接続世帯に、公共下水道及び農業集落排水への接続が進んでいます。	水洗化率 (公共下水道)	94.7%	100%
	水洗化率 (農業集落排水)	91.9%	100%
<b>3 合併処理浄化槽の推進</b> <small>強強化</small> 市街化調整区域内のくみ取り及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進んでいます。	合併処理浄化槽普及率	45.60%	50.78%
	転換による合併処理浄化槽設置数	1,343基	1,565基
<b>4 経営の安定化</b> 計画的かつ安定的な下水道事業の経営が行われています。	有収率 (公共下水道)	80.3%	80.5%
	有収率 (農業集落排水)	86.8%	87.0%

### 用語解説

公共下水道	家庭から出るすべての汚水 (トイレ・風呂・台所・洗面所・洗濯等) や事業所などの排水を道路に埋めてある下水管渠に流し、終末処理場に集めて化学的に処理し、きれいな水にして河川などに放流する施設のことです。
農業集落排水	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理し、農業用排水の水質汚濁を防止する施設のことです。
単独処理浄化槽	トイレの排水のみを処理する浄化槽のことです。平成13年4月以降、新設での設置はできないこととなっています。
合併処理浄化槽	家庭から出るすべての汚水 (トイレ・風呂・台所・洗面所・洗濯等) を処理する浄化槽のことです。
BOD (生物化学的酸素要求量)	水の中の有機物 (汚れの原因) を微生物が分解するのに使われる酸素の量で、水の汚れを示す代表的指標のことです。
SS (浮遊物質)	水の中に浮遊している不溶性の物質の量で、水の濁りを示す指標のことです。公共下水道は下水道法施行令第6条による放流水質の技術上の基準にて、40mg/L以下の定めがあります。
水洗化	くみ取り式トイレを水洗トイレに改造することだけではなく、排水設備を設置して生活雑排水を下水道へ流せるようにすることです。また、浄化槽を廃止して排水設備を下水道へ接続することです。
水洗化率	公共下水道処理区域内人口ないし農業集落排水処理区域内人口に対する、その区域内での水洗化済みの人口の割合のことです。
有収率	下水道事業、農業集落排水事業において、使用料の対象となった水量を「有収水量」、年間汚水処理水量に対する年間有収水量の割合が「有収率」です。有収率は一般に100%に近いほど良いとされています。



# 施策 4 - 1 調和と魅力ある土地利用の推進

## ■ 施策の目指す姿

都市と緑が調和した秩序ある土地利用がされています。

## ■ 目標指標

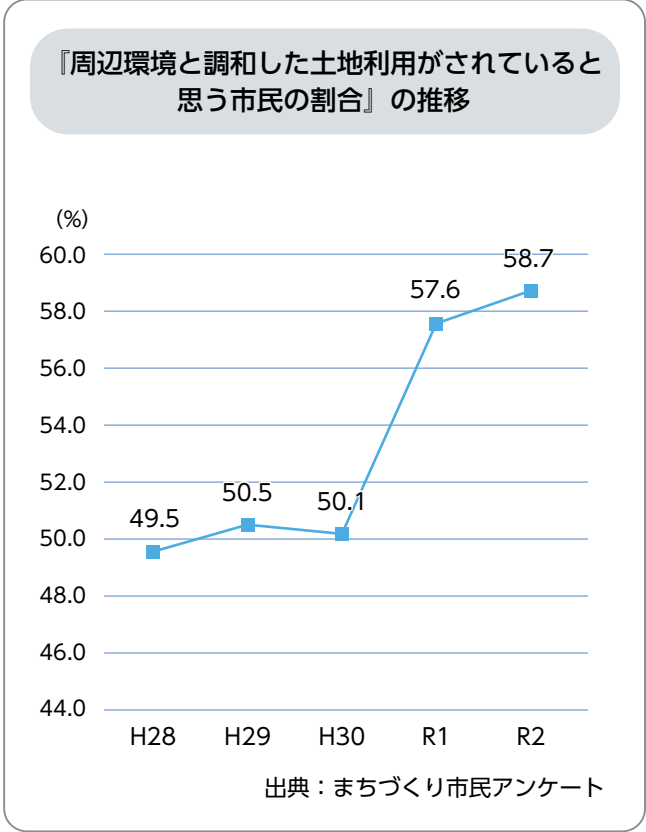
成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
周辺環境と調和した土地利用がされていると思う市民の割合	58.7%	64.7%	まちづくり市民アンケートにて、鴻巣市が住宅、商業、農業、工業、公園などの用地が相互に調和のとれた土地利用が「なされている」「なされている部分が多い」と回答した市民の割合であり、市内の土地利用状況を総合的に測る指標です。

## ■ 取り巻く現状・環境変化

- 人口減少と高齢化の同時進行や産業構造の変化、地球温暖化などの環境問題に対する意識が高まる中、コンパクトで持続可能な都市の構築が必要です。
- 近年、大規模な自然災害の発生が懸念されており、密集市街地の改善や道路の整備、公共空地の確保など、災害に強いまちづくりが求められます。
- 本市では「北新宿第二土地区画整理事業」「広田中央特定土地区画整理事業」を推進していますが、人口減少社会の対策として、良好な住環境が供給され市内への転入を促進する本事業の重要性は増しています。

## ■ 課題と方向性

- 豊かな田園や緑と調和した、市街化区域と市街化調整区域の秩序ある土地利用を図ります。
- 市街化区域内では土地区画整理事業の推進や未利用地の開発等により、都市基盤が整備された、災害に強く、緑あふれる良好な住宅地を創出します。
- 本市が、住みやすい・住み続けたいと感じられるまちであるためには、市民・事業者・行政が連携した取組が不可欠であり、「まちづくりルール」の作成支援といった、土地利用の面から地域の課題解決につながる支援を充実していきます。



## ■ 部門別計画

- 鴻巣市都市計画マスタープラン (H21~R7)
- 鴻巣市公営住宅長寿命化計画 (H26~R5)
- 鴻巣市耐震改修促進計画 (R3~R7)



## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 適正な土地利用の促進</b> 土地利用構想及び都市計画マスタープランに基づいた、土地の有効利用が進んでいます。	市街化区域内の未利用地割合	5.55%	4.15%
	市街化区域内人口	92,563人	92,299人
<b>2 住みやすい・住み続けたい住環境づくり</b> 戦略 強彰化 良好な住宅環境を整えることで、市内で持ち家を持つ方が増加し、住宅購入に伴う転出が減少します。	地区計画・建築協定等締結箇所数 (累計)	14地区	16地区
	住宅購入・借り換えを目的に、他市へ転出した割合	13.3%	5.5%
	空き家バンクの登録物件数 (累計)	4件	20件
<b>3 土地区画整理事業の推進</b> 戦略 強彰化 土地区画整理事業で良好な住環境を整備し、住み続けたいと思えるまちが創出されています。	仮換地の整備が完了し、利用が可能になった土地の使用収益開始率	57.3%	71.5%
	土地区画整理事業施行区域内人口	2,947人	3,718人



鴻巣駅東口駅通り地区再開発事業地内



北新宿第二土地区画整理事業地内

### 用語解説

市街化区域	都市計画法第7条に規定される、既に市街地を形成している区域と、今後おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことです。
市街化調整区域	都市計画法第7条に規定される、市街化を抑制すべき区域で、開発行為は原則として抑制される区域のことです。
地区計画	それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の整備と保全を図るために、まちづくりの方針やその方針に沿った道路・公園などの配置、建物の用途や形態の制限をきめ細かく定めるものです。
建築協定	建築基準法に基づき、一定の地域の土地所有者等の全員合意によって、建築物の敷地・構造・用途・形態・意匠などについて協定を締結し、生活環境の維持・向上等を図る手法のことです。
公共空地	一般市民が利用でき、国や地方公共団体によって管理されている空地のことで、公園・運動場・霊園などがあります。
土地区画整理事業	道路、公園、広場、河川等の公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、土地区画整理法に基づき行われる土地の区画形質の変更、及び公共施設の新設又は変更に関する事業のことです。
仮換地	土地区画整理事業において、土地の区画形質の変更や公共施設の新設などの工事をするために必要なとき、又は換地処分を行う必要がある場合に、従前の宅地についてその宅地に代わって、仮に使用し、又は収益することができる土地のことです。
使用収益開始率	仮換地を指定した土地が画地確定され、使用収益を開始した面積の率のことで、土地区画整理事業の進捗状況といえるものです。
未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期にわたり利用されていない土地のことです。



# 施策 4 - 2 道路の整備

## ■ 施策の目指す姿

生活道路や幹線道路の整備と保全により、安全性・利便性が向上します。

## ■ 目標指標

成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
幹線道路の整備に関する満足度	81.9%	84.0%	まちづくり市民アンケートにて、幹線道路の整備状況に対し「満足」「どちらかといえば満足」「普通」と回答した市民の割合であり、幹線道路の安全性・利便性を測る指標です。
生活道路の整備に関する満足度	73.0%	75.0%	まちづくり市民アンケートにて、生活道路の整備状況に対し「満足」「どちらかといえば満足」「普通」と回答した市民の割合であり、生活道路の安全性・利便性を測る指標です。

## ■ 取り巻く現状・環境変化

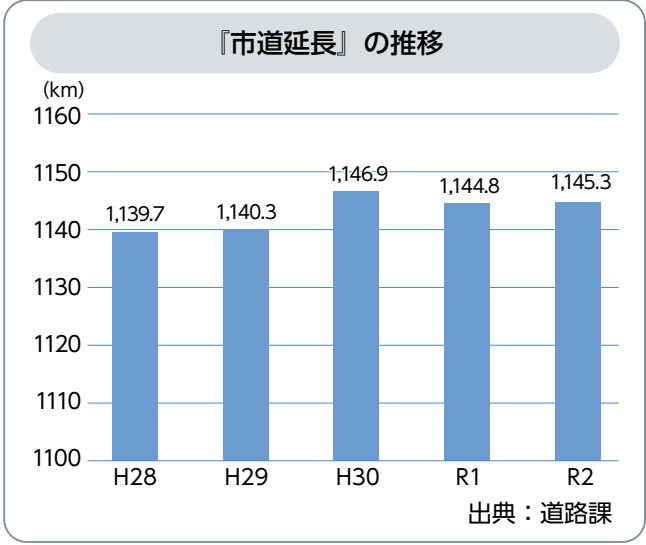
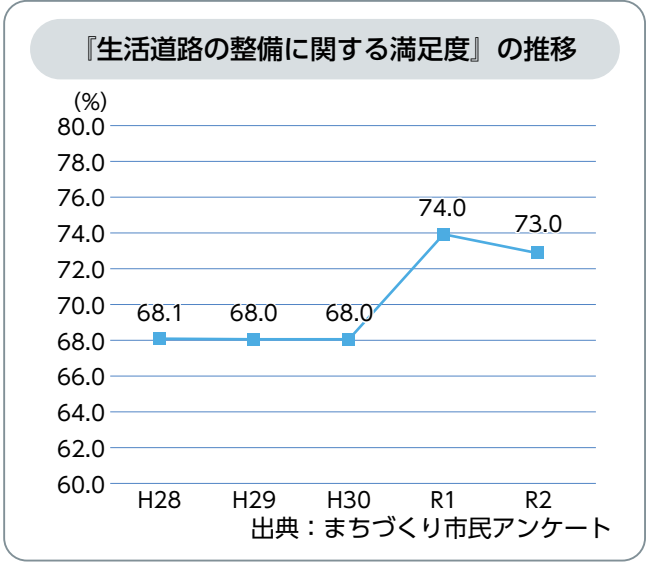
- 鴻巣駅東西交通の円滑化に寄与する三谷橋大間線においては、近年の荒川左岸通線から旧中山道区間の開通に引き続き、旧中山道から国道17号区間について、整備を推進しています。これらの計画的な整備などにより市内交通の円滑化を図り、交通渋滞の緩和などの効果が生まれています。
- 本施策に対する市民の満足度は全施策の中でも低位にあり、重要度も高位に位置していることから、生活道路を中心とした道路環境の整備は市民生活に必要な不可欠な要素といえます。

## ■ 課題と方向性

- 市内外の交通ネットワークの軸となる幹線道路については、交通需要や地域特性を考慮し、段階的に整備するとともに、必要性に応じ整備水準を含めた見直しを検討します。また、国道17号上尾道路の進捗に関連し、三谷橋大間線や荒川左岸通線など、周辺道路の円滑な交通アクセスの構築に取り組みます。
- 道路や橋りょうなどは、交通量の増大や経年劣化などによる損傷などを計画的に改修し、安全面、生活環境の向上、長寿命化を含めた改修を推進していきます。

## ■ 部門別計画

鴻巣市都市計画マスタープラン (H21~R7)  
 鴻巣市橋梁長寿命化修繕計画 (R2~R11)  
 鴻巣市舗装の個別施設計画 (R2~R11)





## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿		指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
1 生活道路の整備 <span style="float: right;">強強化</span>	道路状況や利用状況を踏まえた、安全な生活道路が整備されています。	生活道路改良延長（基本計画期間累計）	8,989m	11,500m
		都市計画道路・幹線道路の整備 <span style="float: right;">強強化</span>	都市計画道路整備延長（累計）	38.83km
2 都市計画道路・幹線道路の整備 <span style="float: right;">強強化</span>	都市計画道路、幹線道路を整備することで、利便性の高い市域の交通ネットワークが構築されています。	幹線道路整備延長（累計）	126.3km	182.3km
		3 市が管理する道路・橋りょうの保全 <span style="float: right;">強強化</span>	道路維持管理上の事故件数	2件
市が管理する道路・橋りょうが安全に利用できるよう保全されています。		橋りょうの健全性Ⅲ及びⅣ（危険）の箇所数	29件	17件



三谷橋大間線（国道17号線～旧中山道区間）

### 用語解説

幹線道路	市道の骨格道路として、国道や県道などに連絡する道路のことです。
生活道路	幹線道路以外の地域の身近な道路のことです。
都市計画道路	都市計画法に基づき、位置や幅員を定めた市の根幹をなす道路です。この道路は、交通施設としての機能のほか、防災、都市環境保護、上下水道施設等の埋設空間など、日々の都市活動を支えます。
橋りょうの健全性	橋長2m以上の橋りょうに対して実施される点検により、Ⅰ（安全）～Ⅳ（危険）に区分される指標で、Ⅲが「早期に監視や対策を行う必要がある状態」、Ⅳが「緊急に対策を行う必要がある状態」と判定されたものです。



# 施策 4 - 3 雨水対策の推進

## ■ 施策の目指す姿

浸水・冠水箇所が減少し、市民への被害が軽減されます。

## ■ 目標指標

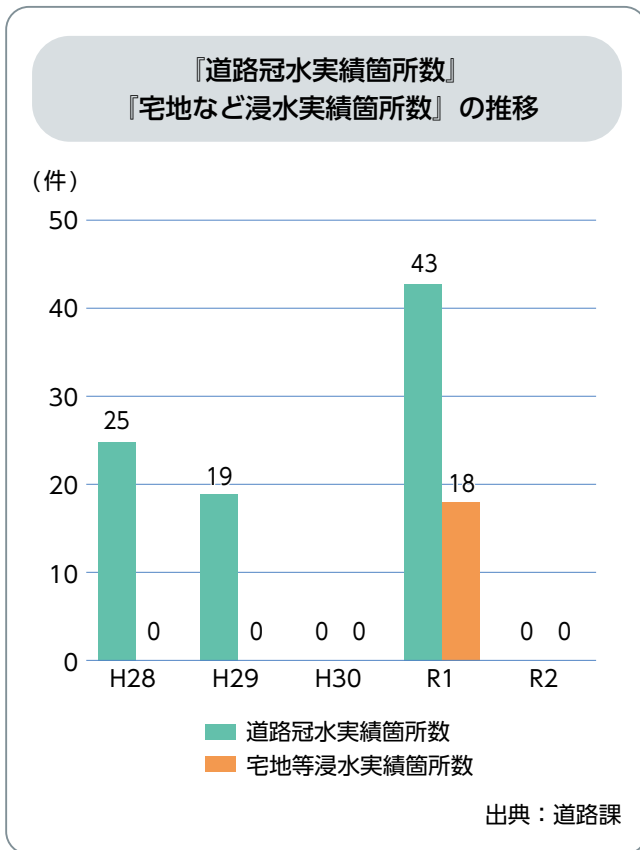
成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
道路冠水箇所数	22件	20件	1年間に道路冠水した箇所数であり、雨に強いまちとなっているかを測る指標です。
宅地など浸水箇所数	0件	0件	1年間に道路以外(宅地等)の浸水(床上・床下)した箇所数であり、雨に強いまちとなっているかを測る指標です。

## ■ 取り巻く現状・環境変化

- 全国的に台風や線状降水帯の発生による豪雨被害が年々増加傾向にあり、本市においても、市街地の低い箇所などに雨水がたまる浸水が発生しています。
- 道路冠水箇所は主に地形に起因する場合が多い中、本市では道路側溝、排水路、雨水幹線、調整池などの排水施設整備を着実に進めることで、道路冠水箇所は減少傾向にあります。

## ■ 課題と方向性

- 引き続き、台風・集中豪雨などによる浸水箇所を少なくするため、総合的な雨水対策を他施策と連携し、排水施設や浸透施設の整備、農地の保全など、雨水の貯留等の対策を推進します。特に、雨水管理総合計画で定めた重点対策地区や、土地区画整理事業が進む北新宿地区に対し、計画的に排水施設整備を引き続き推進します。
- 河川を管理する国・埼玉県や流域の関係市町村、武蔵水路を管理する水資源機構とも連携し、治水対策を推進します。



## ■ 部門別計画

鴻巣市都市計画マスタープラン (H21~R7)  
 鴻巣市雨水管理総合計画 (R2~R7)  
 鴻巣市地域防災計画 (R4~)





## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 雨水の流出抑制</b> <span style="background-color: #0072bc; color: white; padding: 2px;">強強化</span> 貯留浸透施設の設置により、雨水流出が抑制されることで、道路冠水や浸水被害が軽減されます。	流出抑制量（5年間累計）	22,466m <sup>3</sup>	20,000m <sup>3</sup>
<b>2 排水施設の整備</b> <span style="background-color: #0072bc; color: white; padding: 2px;">強強化</span> 排水施設の整備、及び既存施設の適切な維持管理により、排水機能を高め、道路冠水や浸水被害が軽減されます。	排水路整備延長（基本計画期間累計）	2,058m	6,500m
	調整池延べ容量	273,279m <sup>3</sup>	285,879m <sup>3</sup>
	雨水幹線の整備延長	7,235m	8,727m



北新宿1～4号調整池

### 鴻巣市雨水調整池の概要

調整池	場所	貯留能力 (単位：立方メートル)
大間雨水調整池	大間地内	約 28,300m <sup>3</sup>
東部雨水調整池	常光地内	約176,000m <sup>3</sup>
1～4号調整池	北新宿土地区画整理事業地内	約 22,200m <sup>3</sup>
5号調整池	北新宿土地区画整理事業地内	約 13,200m <sup>3</sup>
6号調整池	北新宿土地区画整理事業地内	約 12,600m <sup>3</sup>

### 用語解説

#### 道路冠水箇所数 宅地など浸水箇所数

目標指標の中の「道路冠水箇所数」及び「宅地など浸水箇所数」は、平成27年台風第11号における鴻巣市内の降水量（159.0mm/日）時の道路冠水箇所数を基準とし、目標値との比較対象としています。

#### 雨水幹線

主に市街地の道路や側溝からの雨水排水を集めながら流下する、雨水排除面積が20ha以上の管渠等のことです。

#### 調整池（雨水調整池）

集中豪雨などの局地的な出水により、河川の流下能力を超過する可能性のある洪水を、河川に入る前に一時的に溜める池のことです。

#### 貯留浸透施設

宅地の雨水を一時貯留し、効率よく地下に浸透させて水害を防ぐ施設のことです。地下水の保全も図ることができます。



# 施策 4 - 4 利便性の高い公共交通の確保

## ■ 施策の目指す姿

公共交通が充実し、市民の移動手段が確保されています。

## ■ 目標指標

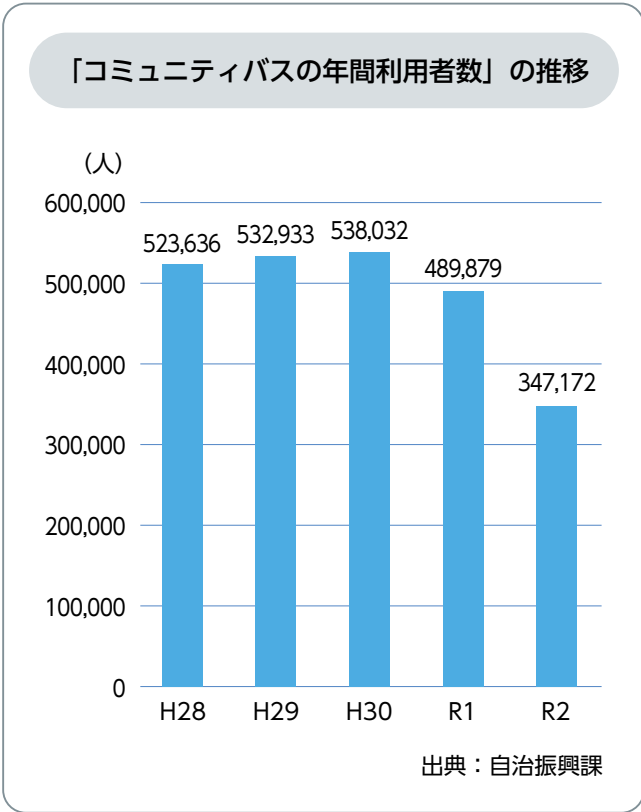
成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
市内の交通環境に満足している市民の割合	78.3%	80.0%	まちづくり市民アンケートにて、市内の公共交通環境に対し「満足」「どちらかといえば満足」「普通」と回答した市民の割合であり、市内の交通環境への満足度を測る指標です。

## ■ 取り巻く現状・環境変化

- 市内施設の円滑な交通手段の確保のため、平成21年度からコミュニティバスの運行を市内全域にて実施しています。
- 高齢者や障がい者を主とした移動手段の確保を目的に、平成30年度からタクシーを利用したデマンド交通を導入しました。また、令和2年度からは乗合型デマンド交通の実証運行を開始し、市内移動の利便性向上が図られています。
- 高齢化の進行により、運転免許返納者や移動困難者の増加が予想される中で、交通弱者の生活の移動手段としてバスを中心とした公共交通の重要性が高まっています。

## ■ 課題と方向性

- 公共交通を持続的に運行するために、利用状況の分析や市民ニーズを踏まえて、適宜、運行体制を見直し、コミュニティバスの利用促進及びデマンド交通の最適化を図ります。
- 日常の移動手段として市民が安心して利用できるよう、衛生的な車内環境の確保等、十分な感染拡大防止対策を講じ、安全に運行します。
- すべての人が不自由なく利用できる駅周辺環境の実現を目指し、さらなる利便性の向上を図ります。



## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 持続性のある生活交通の確保と利用促進</b> <span style="background-color: #008080; color: white; padding: 2px;">戦略</span> バスを中心とする市内外の移動手段が、効率的・効果的に確保され、利用が促進されています。	コミュニティバスの年間利用者数	347,172人	500,000人
	デマンド交通における乗合型の利用率	20.5%	25.0%
	市運営・補助の公共交通における市民1人あたりの市負担額	1,695円	1,732円
<b>2 駅及び駅周辺の利便性の向上</b> <span style="background-color: #008080; color: white; padding: 2px;">強靱化</span> 鴻巣駅、北鴻巣駅及び吹上駅周辺が安全かつ快適に利用できます。	駅の利便性（バス、タクシー、送迎者への乗降等）に関する満足度	79.0%	80.0%



このす乗合タクシー



コミュニティバス「フラワー号」



鴻巣駅東口ロータリー

### 用語解説

#### デマンド交通

利用者の要望に応じ、出発地から目的地まで移動する公共交通で、タクシーを活用した「ひなちゃんタクシー」と、予約制で乗り合いながら運行する「このす乗合タクシー」の2種類があります。





# 施策 4 - 5 花と緑あふれる空間の創出

## ■ 施策の目指す姿

花が街中にあり、公園や緑地の整備・保全により、花と緑にふれあうことができます。

## ■ 目標指標

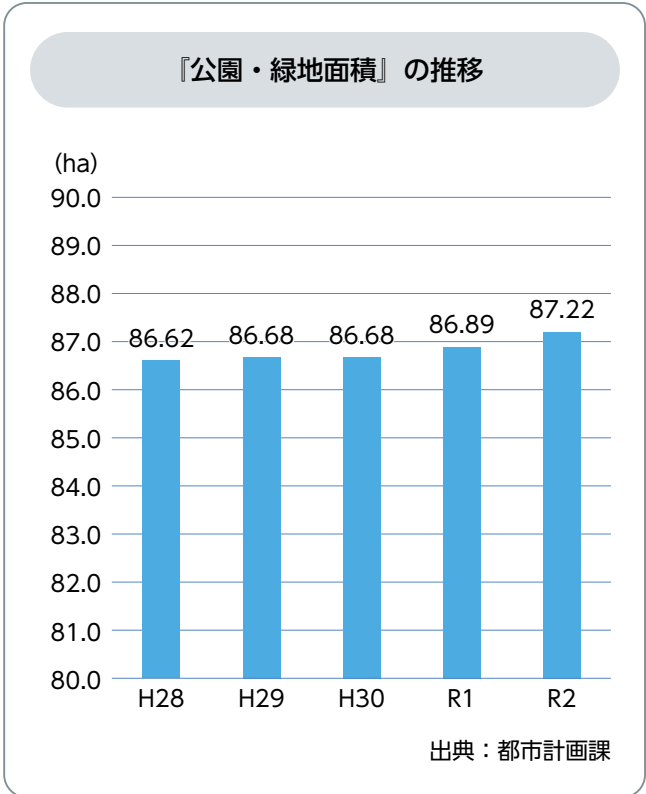
成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
身近に「花」や「緑」に親しめる環境があると思う市民の割合	— (R4 新規取得)	90.0%	まちづくり市民アンケートにて、花や緑に親しめる場所・空間に対する満足度について「満足」「どちらかといえば満足」「普通」と回答した市民の割合であり、花と緑にふれあう環境に対する充足度を測る指標です。

## ■ 取り巻く現状・環境変化

- 公園・緑地、緑道は、市民が緑を感じ親しむ場所であるとともに、良好な都市環境の形成や災害時に一時避難できる場所として重要な役割を担っています。
- 花が咲き誇り、荒川や広大な田園地帯など豊かな緑が残る本市では、令和2年に「花と緑の都市」を宣言し、市民協働で花や緑を活かしたまちづくりに取り組んでいます。
- 繁殖させたひな鳥の放鳥を目指し、令和3年10月より野生復帰センターでコウノトリの飼育を開始しました。

## ■ 課題と方向性

- 市民の憩いの場所として公園、緑地、緑道等の整備を進めます。また、遊具等公園施設の安全強化に取り組み、市民が安心してくつろげる空間づくりを推進します。
- 全国有数の産地、流通拠点として「花」に親しむ文化を育み、屋敷林や寺社林等の原風景、市街地農地や緑地等、様々な形で私たちに潤いを与えてくれる豊かな「緑」を守り、育て、花と緑にあふれたまちづくりを進めます。
- コウノトリを自然と共存する持続可能なまちづくりのシンボルとして「人にも生きものにもやさしいコウノトリの里こうのす」の実現を目指します。「自然と共生する環境づくり」「にぎわいのある元気なまちづくり」「笑顔が輝く担い手づくり」の基本方針に沿った取組を推進します。



## ■ 部門別計画

- 鴻巣市都市計画マスタープラン (H21~R7)
- 鴻巣市緑の基本計画 (H21~R7)
- 鴻巣市森林整備計画 (H30~R9)



## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 花のある都市空間の創出</b> <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">戦略</span> 花を育て、花を身近に感じることができています。	花を育てる、飾るなど、花が身近にある生活を送る市民の割合	— (R4 新規取得)	65.0%
	花のコミュニティづくり事業参加団体数	16団体	18団体
<b>2 公園・緑の整備と維持管理</b> <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">戦略</span> <span style="background-color: #000080; color: white; padding: 2px;">強強化</span> 緑地の確保や公園整備や保全により、安全で快適に緑を身近に感じ、親しむことができます。	市民1人あたり公園（緑地）面積	7.40㎡	8.04㎡
	住民全体で管理している公園数	40件	46件
	公園での維持管理に起因する事故件数（遊具、植栽等）	0件	0件
	公園に対する満足度	78.8%	80.0%
<b>3 生物多様性の維持保全</b> <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">戦略</span> 多様な生きものが生息可能な豊かな自然環境が維持・保全されています。	生物多様性が保たれていると思う市民の割合	78.4%	83.2%
	生きもの調査での生息確認数（コウノトリのえさとなるもの）	50種	56種



コウノトリ：花（手前・メス）と空（奥・オス）



コウノトリ野生復帰センター「天空の里」



花のボランティア活動



鴻巣駅～免許センターを彩る「フラワーロード」

### 用語解説

#### コウノトリ

コウノトリ目コウノトリ科の大型の水鳥です。完全な肉食で、水田や河川、湿地といった水辺生態系ピラミッドの頂点に立つコウノトリは、豊かな自然環境のシンボルです。





# 施策 5 - 1 商工業の振興

## ■ 施策の目指す姿

企業誘致や新規起業、既存企業継続経営の支援により、雇用が創出され、地域経済が活性化しています。

## ■ 目標指標

成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
法人市民税額	734,683千円	917,751千円	法人市民税額（均等割と法人税割の合計）であり、市内産業の経済的活性度を測る指標です。
市内事業所数 (確定申告に基づく法人登録件数)	2,153件	2,195件	確定申告に基づく市内の法人登録件数であり、市内の事業者動向を測る指標です。

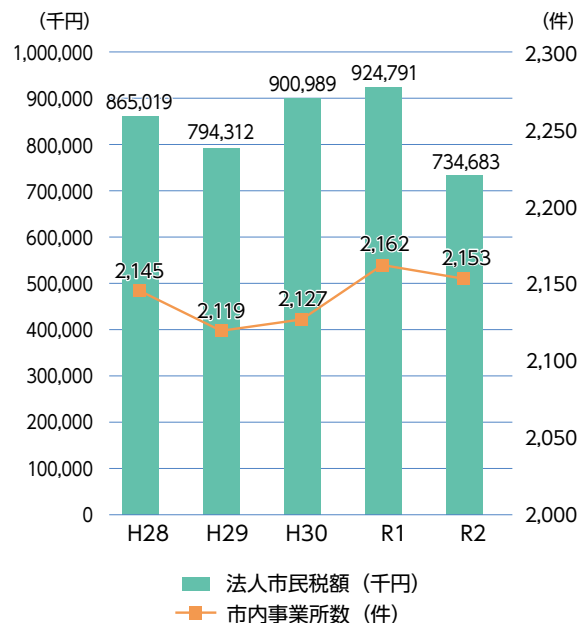
## ■ 取り巻く現状・環境変化

- 企業誘致による新たな雇用の確保や、それによる定住者の増加も見据え、埼玉県企業局と共同で「鴻巣箕田地区産業団地」の整備を進めています。
- 圏央道や国道17号上尾道路など、物流の主要となる道路整備が進むに伴い、企業進出の問い合わせが増加傾向にあり、埼玉県企業立地課や金融機関との連携に努めています。
- 平成25年に開設された、ジョブサポートこうのすを多数の相談者が利用しており、就労支援環境が整ってきています。

## ■ 課題と方向性

- バーチャルモールやweb販売など、従来とは違った販売手法、社会環境に適應する必要があることから、商工会の役割が益々重要となっています。商工会との情報交換を密に行い連携を強化していきます。
- 鴻巣市中小企業及び小規模企業振興基本条例制定に伴い、意欲的な起業家や事業者を積極的に支援することで、市内事業者数の増加に努め、まちのにぎわいや商工業の活性化を推進していきます。
- 少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、厳しい労働環境による離職者の増加により、近年、労働力不足が深刻化しています。企業の人手不足の解消と生産性向上につながるよう、国や県と連携しながら多様な働き方に対する取組を支援していきます。

『法人市民税額』『市内事業所数』の推移



出典：税務課

## ■ 部門別計画

鴻巣市創業支援等事業計画 (H28~R7)  
 鴻巣市導入促進基本計画 (H30~R4)



## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 事業所の経営支援と市内購買力向上</b> <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">戦略</span> <span style="background-color: #000080; color: white; padding: 2px;">強化</span> 事業所の経営改善がされ、安定経営する事業所が増加するとともに、市内購買力が向上します。	黒字化している事業所割合 (法人税割を納めている事業所)	41.0%	47.0%
	廃業事業所数	52件	46件
	日用品・食料品を市内で買う市民の割合	75.3%	81.0%
<b>2 企業誘致・定着の推進</b> <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">戦略</span> 企業が進出・継続経営がされ、地域雇用の場が維持・増加します。	企業誘致件数 (基本計画期間累計)	3件	5件
	市内法人従業者数	25,257人	28,441人
<b>3 起業・事業開発の支援</b> <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">戦略</span> 企業間・産官学での事業研究・開発が進み、新規起業が増加しています。起業相談を受け、起業する方が増加します。	新規法人登録件数	126件	156件
	起業、研究等相談件数 (基本計画期間累計)	31件	95件
<b>4 就労の促進と働きやすい職場づくり</b> <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">戦略</span> 求人情報の拡充や企業支援により、市内の就労状況を向上させます。 企業の協力・支援などにより、働く環境を向上させます。	市内企業の求人者数	2,448件	3,000件
	ジョブサポートこうのすにおける就職者数	280人	430人
	埼玉県多様な働き方実践企業数 (累計)	53企業	63企業



鴻巣箕田地区産業団地整備計画地

### 用語解説

#### バーチャルモール

インターネット上で商品を販売する店舗が複数集まったウェブサイトのことをいいます。消費者はバーチャルモール内で商品を検索すれば、複数の店舗の中から商品を探すことができます。サイバーモール、オンラインモールともいいます。

#### web 販売

ホームページを通じて企業や個人が商品を販売することをいいます。

#### 鴻巣市中小企業及び小規模企業振興基本条例

地域社会全体の連携と協力により、中小企業及び小規模企業の振興に取り組むことで、地域経済の活性化と市民生活の向上を図るため、基本理念等を定めた令和4年4月1日に施行の条例をいいます。

#### 多様な働き方

男女問わず仕事と育児・介護を両立することや、テレワーク及びフレックスタイム制度を活用することなど、働く人々がそれぞれの事情に応じて柔軟に働き方を選択することをいいます。



# 施策 5 - 2 農業の振興

## ■ 施策の目指す姿

農業としての作付面積や生産規模を維持し、安定経営・付加価値化で農業所得が増加します。

## ■ 目標指標

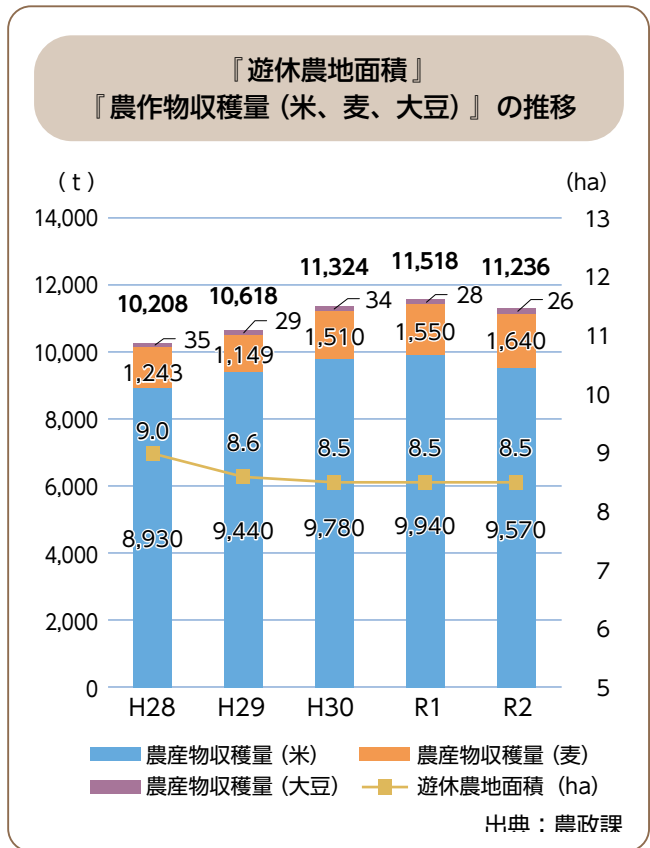
成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
遊休農地面積	8.5ha	7.8ha	市内で遊休農地であった面積の総計であり、市内農地の活用状況を測る指標です。
農産物収穫量 (米、麦、大豆)	11,236t	12,100t	埼玉県農林水産統計年鑑に示される米、麦、大豆の年間生産額であり、主要農産物の生産動向を測る指標です。
花き出荷額	1,608,654千円	1,895,000千円	鴻巣花き(株)及び川里花卉出荷協議会の取引にて市内生産者より卸された花きの出荷額であり、本市の主力産業である花き生産の動向を測る指標です。

## ■ 取り巻く現状・環境変化

- 農地には生産の場以外にも、やすらぎのある景観の創出、降雨時の貯水、多様な生物の生息環境など多面的な機能を担っています。
- 農業者の高齢化や後継者不足により、農家数が減少しています。農地中間管理事業等の促進により、担い手に農地を集積して、生産性の向上を図るとともに遊休農地対策を講じていきます。
- 本市が全国に誇る「花き栽培」においても、景気動向、市場価格や流通ルートが多様化などにより、売上への影響が懸念されています。

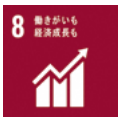
## ■ 課題と方向性

- 認定農業者などの意欲的な農業者に対して農地を集約し、経営改善指導や生産性の向上などを目指します。
- 生産性が高い優良農地の確保のため、圃場\*整備・水利施設の補修や更新など、必要な農業生産基盤の整備を進めます。
- 付加価値を生み出す質の高い生産体制の確立を支援するとともに、販促拠点としての「(仮称)道の駅こうのす」の整備を進め、農作物の流通・販路拡大に積極的に取り組みます。



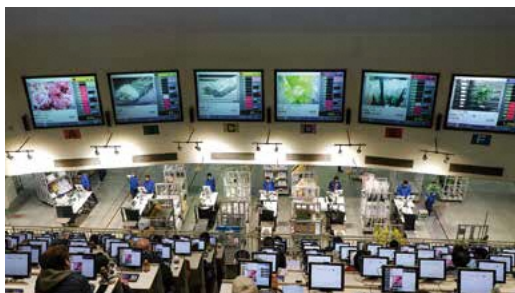
## ■ 部門別計画

- 鴻巣市農業振興地域整備計画 (H19~)
- 鴻巣市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (R4~)



## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 担い手確保と農業経営継続への支援</b> <small>戦略 強靱化</small> 経営安定への支援などを活用し、地域農業の担い手が確保されています。	認定農業者数	173人	190人
	農業生産法人数	21法人	26法人
	農業法人税割額	1,412千円	1,600千円
<b>2 生産基盤の整備</b> <small>強靱化</small> 災害にも強く、生産効率の高い耕作環境になっています。	かんがい排水路整備率	79.4%	80.0%
	新たに圃場整備された面積 (基本計画期間累計)	52.3ha	89.2ha
<b>3 地産地消の推進と競争力の強化</b> <small>戦略 強靱化</small> 地域で生産された農作物を知ってもらい、市内・市外を問わず積極的に消費される環境を整えます。	学校給食における米の消費量	73.2t	80.0t
	鴻巣市産の農産物や花を、市内店舗や直売所で購入している市民の割合	78.0%	85.0%



花のせり (フラワーセンター)



咲き誇る鴻巣市産シクラメン



緑一面の水田 (笠原地区)



道の駅整備計画地

### 用語解説

かんがい排水路	農業生産に必要な農業用の用水路や排水路のことです。
遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。またはその農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地のことです。
地産地消	地域で生産された農林水産物を、その地域で消費することです。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業者、又は法人のことです。
農地所有適格法人	農地法に定める一定の要件を満たし、農地を耕作する権利を有する法人、又は農地を保有できる法人のことです。
農地中間管理機構	耕作を続けることが難しい農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手に貸し付ける機関です。
圃場	農作物を栽培するための田畑・農園のことです。





# 施策 5 - 3 観光資源の活用と交流の促進

## ■ 施策の目指す姿

観光客数の増加や市民の交流により、まちのにぎわいが創出されています。

## ■ 目標指標

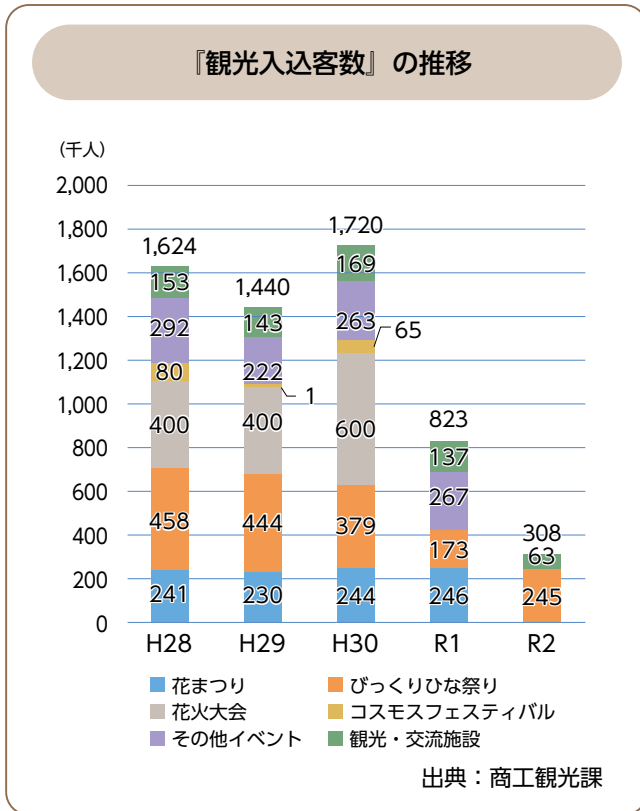
成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
観光入込客数	307,932人	1,700,000人	主催者が発表する各イベントや観光での入込客の総計であり、市内の観光としての集客力を測る指標です。
イベント来訪者のリピート率	— (R4 新規取得)	70.0%	イベント来訪者へのアンケート調査にて、来訪回数が2回目以上と答えた人の割合であり、イベントにおけるリピート率を測る指標です。
まちのにぎわいが創出されていると思う市民の割合	— (R4 新規取得)	65.0%	まちづくり市民アンケートにて、5年前と比較してまちのにぎわいが向上していると「思う」「やや思う」と回答した市民の割合であり、にぎわい創出度を測る指標です。

## ■ 取り巻く現状・環境変化

- 本市における観光は「このす花まつり」「このす花火大会」等のイベント観光が主体であり、気象や感染症等により、施策の展開に大きな影響を受けています。
- 本市ゆかりの著名人を「このす観光大使」に任命し、それぞれの活動を通して本市をPRしてもらうほか、市民観光大使「KONOSstagram観光大使」を任命し、SNSを活用した市民目線での観光情報発信を行っています。
- 観光拠点である「ひなの里」や「花久の里」において、それぞれの特徴を活かしたイベントを開催し、観光情報を発信しています。

## ■ 課題と方向性

- イベント観光が主軸となる本市の観光施策ではリピーターの獲得が重要です。市内外に向けたPRを市民協働で継続的に行い、繰り返し来訪してもらえるよう取り組みます。
- 令和4年4月開館の「にぎわい交流館」において市民等の交流を促進し、まちのにぎわい創出に取り組みます。施設の管理・運営をはじめ、観光・交流施策全般において官民連携による取組を推進します。
- 施策の効果的な展開には、他自治体との連携・協働による広域的な取組が有効です。地域の特徴や市の特性を活かした事業を協働で実施し、施策の充実を図ります。



## ■ 部門別計画

第2次鴻巣市観光戦略計画 (R1~R5)





## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 情報発信、魅力PRの強化</b> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">戦略</span> 鴻巣市の観光情報が分かりやすく整理され、多くの方が見えています。各種媒体を活用して、鴻巣市がPRされています。	市、観光協会のHPのイベント情報へのアクセス件数	205,999件	470,000件
	マスコミでの露出件数 新聞（朝日、毎日、読売、埼玉） テレビ、ラジオ	21件	35件
	KONOSTagram観光大使年間発信回数	2,281回 (2年間実績)	1,500回/年
	連携・協働活動を実施している他自治体数	10 (R元年度)	15
<b>2 観光・交流施設の活用の促進</b> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">戦略</span> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">強靱化</span> 観光・交流施設の活用が促進され、安全・快適に利用することができます。	観光・交流施設の年間利用者数	62,668人	170,000人



こうのす花まつり



こうのす花火大会



コスモスフェスティバル



鴻巣びっくりひな祭り



花と音楽の館かわさと「花久の里」



鴻巣市産業観光館「ひなの里」



鴻巣市にぎわい交流館「にこのす」

### 用語解説

**KONOSTagram  
観光大使**

観光スポットやグルメ、イベント等の市内の魅力を、Instagramを活用し広く情報発信する市民観光大使のことです。

序  
論

基本  
構  
想

基本  
計  
画

政  
策  
1

政  
策  
2

政  
策  
3

政  
策  
4

政  
策  
5

政  
策  
6

地  
域  
計  
画  
国  
土  
強  
靱  
化

資  
料  
編



# 施策 6 - 1 人権尊重の推進

## ■ 施策の目指す姿

市民がお互いの人権を尊重しあい、共に生きる社会が形成されています。

## ■ 目標指標

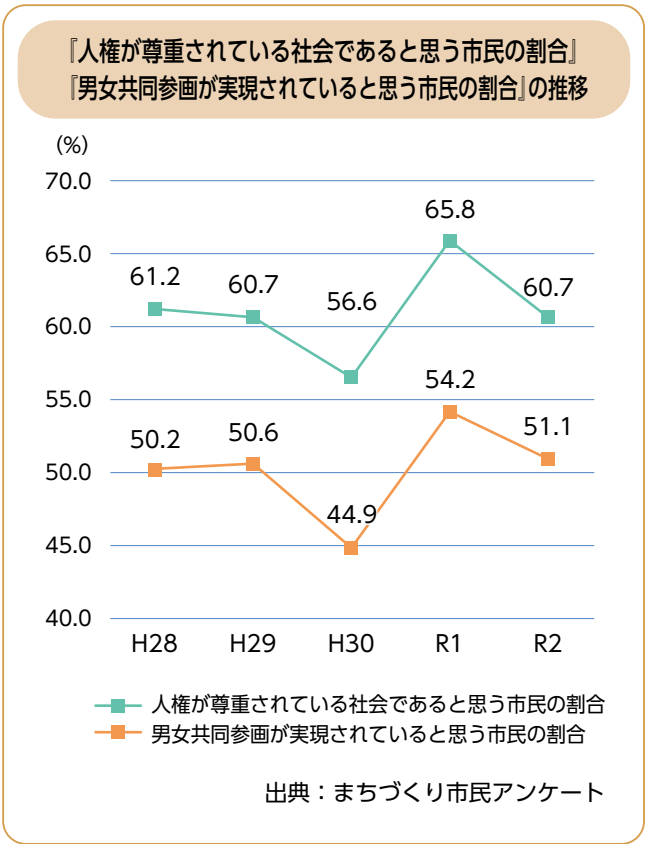
成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
人権が尊重されている社会であると思う市民の割合	60.7%	66.0%	まちづくり市民アンケートにて「今の社会は人権が尊重されている社会であると思うか」の問いに「思う」と回答した市民の割合であり、市民の人権意識を測る指標です。

## ■ 取り巻く現状・環境変化

- 「人権が尊重されている社会であると思う市民の割合」はおおむね横ばい傾向で推移しています。
- 人権侵害の事案は、同和問題、男女差別、DV（ドメスティック・バイオレンス）、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、性的少数者への偏見など多様化しています。
- 自然災害時や生命に関わるような感染症の流行等により不安が広がった際には、SNSなどのインターネットの匿名性を悪用した、特定の人や職種に対する人権侵害が問題となっています。
- 性別などの違いに関係なく、市民一人一人の個性が尊重される住みよい社会を目指して、令和2年12月にパートナーシップ宣誓制度を導入し、令和3年12月に新たにパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度として拡充しています。

## ■ 課題と方向性

- 人権尊重都市宣言の趣旨に則り、あらゆる差別をなくし、平和で明るい心安らかな鴻巣市を目指すとともに、SDGsの達成に向けた取組を進めます。
- 生い立ちや人種、性別、個性の違い等による差別や偏見をなくすため、学校・地域などを中心に人権教育・啓発・相談等の事業を積極的に推進します。
- 男女が互いの人権を尊重し、自らの意思に基づき一人一人の個性と能力が発揮できるよう、各分野にわたる施策を計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を目指します。



## ■ 部門別計画

このす男女共同参画プラン (R2~R9)  
人権尊重の推進 (人権・同和施策) 実施計画 (H30~R4)



## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 人権教育の推進と人権尊重意識の醸成</b> 子どもから高齢者世代に至る市民一人一人の人権尊重意識の高揚が図られ、多様性を認め合いながら、豊かな人権感覚が醸成されています。	人権を侵害されたと思う市民の割合	12.7%	12.0%
	相手の気持ちを考え、やさしい言葉遣いのできる児童生徒の割合	88.1%	91.4%
<b>2 人権に関する相談・支援体制の充実</b> 人権に関する相談体制が整備され、悩み事が気軽に相談できます。	人権相談件数	40件 (H28~R2の平均)	40件
<b>3 男女共同参画の推進</b> 一人一人が個性を発揮し、それぞれのライフスタイルに合わせて自己実現できる男女共同参画社会が形成されています。	男女共同参画が実現されていると思う市民の割合	51.1%	60.0%

### 用語解説

#### 同和問題

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、一部の人が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題です。

#### DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことです。

#### パワーハラスメント

職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。

#### セクシュアルハラスメント

相手方の意に反する性的な言動で、それによって仕事をする上で一定の不利益を与えたり、職場環境を悪化させたりすることです。

#### マタニティハラスメント

女性が職場において妊娠・出産、育児休業の取得等を理由として、事業主から解雇、雇い止め等不利益な取扱いを受けたり、上司や同僚から就業環境を害する言動を受けることです。

#### 性的少数者

セクシュアル・マイノリティの日本語訳。性的指向や性自認等についてのありようが多数派とは異なる人をいいます。

#### SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録した利用者同士が交流できるインターネットサービスです。ツイッターやフェイスブック、インスタグラム、LINEなどが知られています。

#### パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとする2人が、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係「パートナーシップ」を結んでいることを市に宣誓できる制度です。また、宣誓する方に一緒に暮らしている子ども（未成年）がいる場合、家族として生活を共にすることを併せて宣誓できる制度です。





## 施策 6 - 2 コミュニティ活動の推進

### ■ 施策の目指す姿

地域のコミュニティが充実し、市民活動が活発に行われています。

### ■ 目標指標

成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
過去1年間に自治会活動に参加したことがある市民の割合	32.8%	45.0%	まちづくり市民アンケートにて、自治会活動に「参加している」「ときどき参加している」と回答した市民の割合であり、コミュニティ形成の充実度を測る指標です。
ボランティア・NPO活動を行った市民の割合	6.8%	13.0%	まちづくり市民アンケートにて、ボランティア・NPO活動を「している」と回答した市民の割合であり、市民活動の活性化を測る指標です。

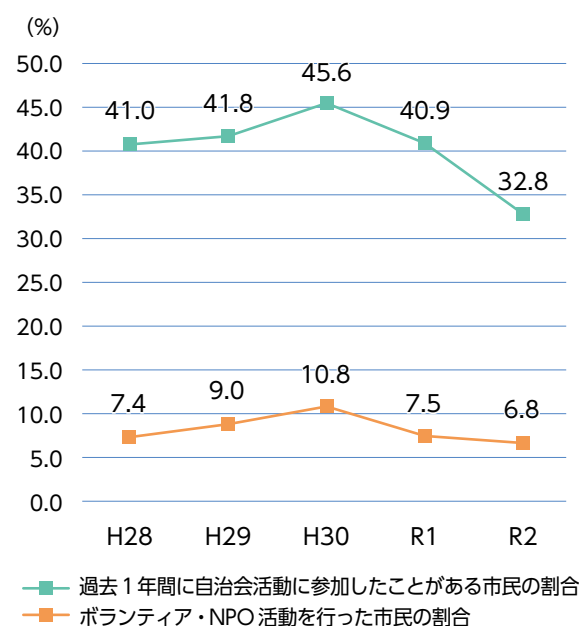
### ■ 取り巻く現状・環境変化

- ボランティア団体等の活動拠点である市民活動センター（平成25年開設）は、平成30年度から指定管理者制度を導入しました。令和2年度末で330団体が登録しています。
- 価値観の多様化や単身世帯等の増加により地域コミュニティ離れが進んでおり、自治会加入率は減少傾向になっています。
- 地域住民の高齢化により、自治会運営に携わる役員などの地域活動の担い手が不足しています。

### ■ 課題と方向性

- 住民同士の交流が希薄化しつつある中、今後の地域コミュニティの在り方を市民・地域とともに検討していきます。そのための土台作りとして、地域の活動に参加しやすい仕組みづくりや市民協働の意義の啓発に取り組みます。
- 自治会への加入促進に取り組むとともに、自治会やボランティア団体等の主体的な活動を支援することにより、地域の活性化を推進します。
- 他国の歴史や文化・風土を理解するとともに、多言語行政サービスの提供などにより、共に暮らせる多文化共生社会を目指します。

『過去1年間に自治会活動に参加したことがある市民の割合』『ボランティア・NPO活動を行った市民の割合』の推移



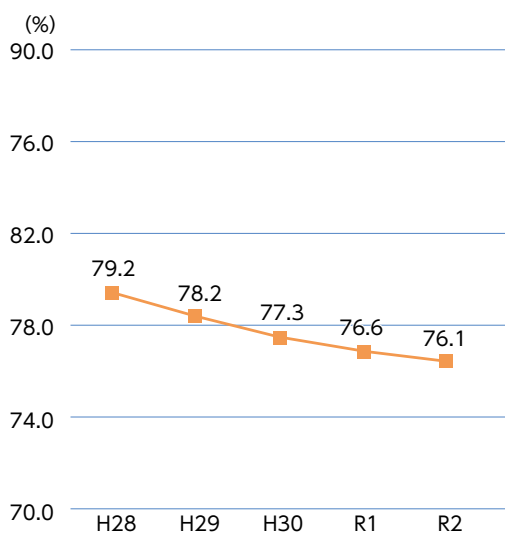
出典：まちづくり市民アンケート



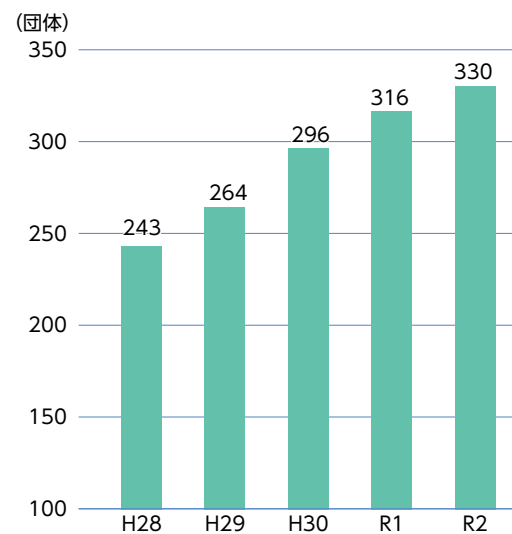
## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 地域コミュニティ活動の充実</b> <small>戦略</small> 自治会活動に、より多くの市民が参加し、活発な活動が行われています。	自治会加入率	76.1%	77.0%
	自治会活動に参加したいと思う市民の割合	58.6%	75.0%
<b>2 市民活動の推進・支援</b> <small>戦略 強彰化</small> NPO やボランティア団体などが自主的に活動する環境が整っています。	市民活動団体などの登録数	330団体	380団体
	ボランティア活動に参加したいと思う市民の割合	35.0%	50.0%
<b>3 コミュニティ・市民活動施設の活用推進</b> <small>強彰化</small> 自治会活動やボランティア活動を行うための「場」が確保され活用されています。	ボランティアや自治会活動を行うための会議や打合せの場所の確保に困る市民の割合	31.5%	25.0%
	コミュニティ・市民活動施設の利用者数	138,014人	270,000人
	コミュニティ・市民活動施設の不具合による利用支障件数	0件	0件
<b>4 国際交流の推進</b> 他国の歴史や文化、風土を相互に理解し、共に暮らせる地域になっています。	国際交流関連団体数	3団体	7団体
	国際交流・異文化交流の機会をもった市民の割合	1.8%	10.0%

『自治会加入率』の推移



『市民活動センター登録団体』の推移



出典：自治振興課

### 用語解説

#### 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。



# 施策 6 - 3 市民協働とシティプロモーションの推進

## ■ 施策の目指す姿

まちへの愛着と市政への関心が高まり、市民協働のまちづくりが進められています。

## ■ 目標指標

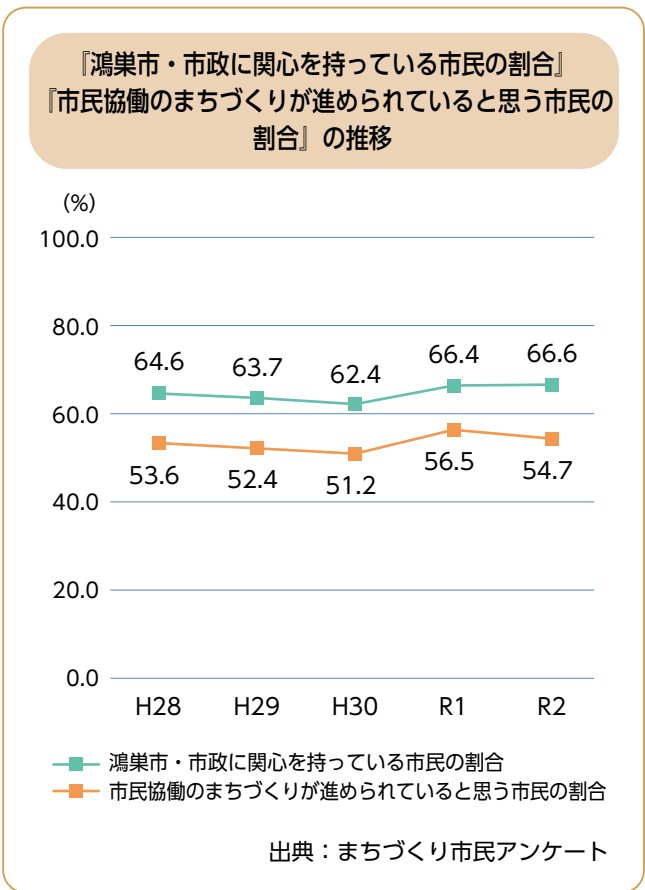
成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
鴻巣市・市政に関心を持っている市民の割合	66.6%	70.0%	市民アンケートにて、「鴻巣市の行事・イベントやまちづくり、市の財政等について、関心がありますか」の問いに「非常に関心がある」「ある程度関心がある」と回答した市民の割合であり、市民の市政への関心度を測る指標です。
市民協働のまちづくりが進められていると思う市民の割合	54.7%	58.0%	市民アンケートにて、「鴻巣市が市民と行政が協力・協働したまちづくりを進めていると思いますか」の問いに「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合であり、市民協働のまちづくりの充実度を測る指標です。

## ■ 取り巻く現状・環境変化

- 多様化・複雑化する課題やニーズにきめ細やかに対応するためには、市政への市民参画が必要であり、地域懇談会や審議会などへの参加機会の拡大に取り組んでいます。
- 審議会議事録の公開や意見公募（パブリックコメント）など、積極的な情報公開を行っています。
- 市ホームページへのアクセス数や公式SNSアカウントの登録者数が年々増加しており、市民のインターネットからの情報入手が進んでいます。

## ■ 課題と方向性

- 市長へのメールや職員出前講座など、多様な広聴チャンネルの提供により、市民からの声を的確に把握し、市政への反映に努めます。
- 行政情報を的確かつ迅速に市民に伝えていくために、広報紙やホームページ、SNS等を効果的に活用します。
- 市政運営の方向性を定める審議会等への市民参加の機会の充実を図るなど、自治基本条例に基づき市民協働によるまちづくりを推進します。
- 地域の特色を生かしたシティプロモーションを市民と協働で推進し、ふるさとへの愛着醸成と関係人口の増加に努めます。





## ■ 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 広聴の充実</b> 市民の様々な声が、行政に届いています。	市民の意見や考えを行政に伝える場が身近に確保されていると思う市民の割合	83.3%	84.0%
	市民の声を聴くための各種チャンネルへの参加総数	2,406人 (H28~R2の平均)	2,800人
<b>2 広報の充実</b> 行政の情報が分かりやすく発信され、市民に正確に伝わっています。 <span style="float: right; color: #0070C0;">強 化</span>	市からの情報量、内容に満足している市民の割合	91.1%	92.0%
	ホームページのアクセス数	176.5万件 (H28~R2の平均)	300万件
	広報紙（WEB版含む）の閲読率	86.1%	90.0%
<b>3 市民参画の機会づくり</b> 市民の行政運営への参加の機会が充実しています。	附属機関における公募委員の割合	33.3%	33.3%
<b>4 情報公開の推進</b> 行政情報が積極的に公開され、市政への市民の理解と信頼が深められています。	情報公開に係る公開決定変更件数	0件	0件
	議事録を公開している審議会などの割合	100%	100%
<b>5 シティプロモーションの推進</b> 市民がまちに誇りや愛着を持ち、主体的にまちの魅力を発信しています。 <span style="float: right; color: #0070C0;">戦 略</span>	この1年間で知人・友人に対し、鴻巣市の魅力を伝えたことのある市民の割合	79.9%	90.0%
	市公式SNSアカウントの登録者数	11,383人	30,000人
	ふるさと納税寄附者のリピート率	21.9%	25.0%

### 用語解説

シティプロモーション	地場産品や観光資源、住環境などの様々な地域の魅力を市内外に広報・PRすることにより、市民やまちに関わりのある人の地域への愛着を醸成し、定住人口や関係人口の増加を図る取組のことです。
意見公募 (パブリックコメント)	行政が政策立案する際に市民などの意見を聞き、それを反映させる手法のことです。
市公式 SNS アカウント	鴻巣市の公式アカウントには、ツイッター、LINE、ユーチューブ、インスタグラムがあります。 (R4年3月現在)
自治基本条例	まちづくりの基本的な考え方や進め方、それらを実現するための仕組みやルールなどを定めた条例のことです。



# 施策 6 - 4 効率的な行財政運営の推進

## ■ 施策の目指す姿

効率的な行財政運営が継続的に行われています。

## ■ 目標指標

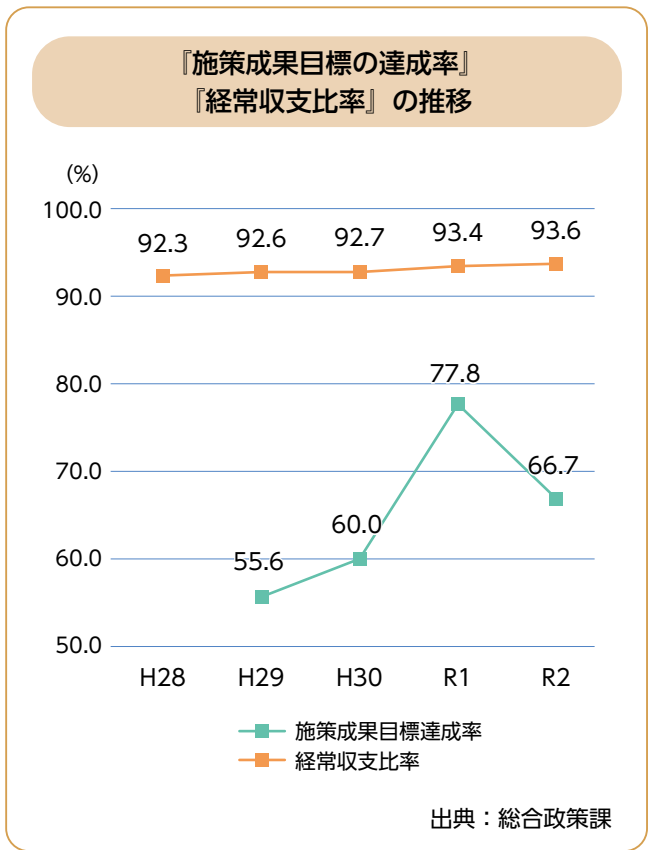
成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	説明
施策成果目標の達成率	66.7%	85.1%	本基本計画で定める全 28 施策の成果目標 (47 目標指標) の達成割合であり、前期基本計画の成果を測る指標です。
経常収支比率	93.6%	93.6%	市財政の弾力性を表す数値で、財政状況の安定性を測る指標です。この数字の比率が高いほど財政状況が硬直化していることを示します。

## ■ 取り巻く現状・環境変化

- 人口構造の変化に伴う義務的経費の増加に加え、公共施設等の老朽化による投資的経費の増大も見込まれることから、今後の財政見通しはさらに厳しくなることが予想されます。
- マイナンバーなどを含む特定個人情報を扱うことから、高い水準のセキュリティ対策を講じつつ、利用者目線での行政サービスのデジタル化が求められています。
- テレワークによる勤務、子育て目的の休暇等の取得促進などにより多様な働き方を推進し、働きやすい職場環境の整備を進めています。

## ■ 課題と方向性

- 持続的な行政経営に向け、収納率向上などにより安定財源を確保することや、行政評価によるPDCAサイクルを効果的に機能させることにより、各施策に掲げた成果目標の達成を目指します。
- 公共施設等に係るトータルコストの縮減を図りつつ、官民連携手法等の積極的な導入による提供サービスを充実させる「拡充から縮充への転換」を推進します。
- デジタル技術を活用して、業務の効率化及び市民の利便性向上を図り、誰一人取り残さないデジタル社会の形成を目指します。
- 多様な市民ニーズに応えるために、人事評価等を活用した人材育成を進め、質の高い行政経営を行います。



## ■ 部門別計画

鴻巣市公共施設等総合管理計画 (H29~R38)  
 鴻巣市デジタル・トランスフォーメーション推進計画 (R4~R8)



## 施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (R2)	目標値 (R8)
<b>1 健全な財政運営の推進</b> 歳入の確保と適正な予算編成・執行により、持続可能な財政運営ができています。	財政調整基金残高比率	10.7%	10.0%
	将来負担比率	8.9%	10.6%
	実質公債費比率	4.3%	3.8%
<b>2 成果を重視した行政経営の推進</b> PDCA サイクルに基づいた成果を重視した質の高い行政経営が行われています。	基本事業成果目標の達成率	57.0%	70.0%
	民間活力導入件数	92件	120件
<b>3 公共施設等マネジメントの推進</b> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">戦略</span> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">強靱化</span> 公共施設に係る行政コストの縮減を図りつつ、公共サービスのパフォーマンスが向上しています。	市民1人あたりの公共施設維持管理費	4,191円/人	4,191円/人
	公共施設（建築物）延床面積	353,994m <sup>2</sup>	342,887m <sup>2</sup>
<b>4 適切な情報管理・システム運用</b> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">強靱化</span> 適切な情報管理・システム運用により、安定した市民サービスが提供されています。	個人情報漏えい件数	0件	0件
	基幹系システム（税・住民基本台帳）の安定稼働率	99.9%	100%
	庁内ネットワークの安定稼働率	100%	100%
<b>5 DXの推進</b> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">戦略</span> デジタル技術の活用により、業務の効率化及び市民の利便性向上が図られています。	デジタル技術を活用することで、業務の効率化が図られていると思う職員の割合	84.6%	90.0%
	電子申請利用手続数	55件	130件
<b>6 組織・人事マネジメントの推進</b> 働きやすい職場環境で、職員の資質向上が図られ、質の高い業務が行われています。	職員の応対や仕事ぶりに満足している市民の割合	83.2%	85.0%
	質の高い業務を遂行していると思う職員の割合	94.2%	95.0%
	職員の年次有給休暇の平均取得日数	9.6日	10日

### 用語解説

経常収支比率	経常的経費（人件費・扶助費・公債費）に、地方税や普通交付税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみる指標です。国や県では95%以上になると要注意とされています。
財政調整基金残高比率	市が標準的な状態で収入しうる経常的な一般財源の大きさに対する、財政調整基金（市が年度間の財源変動に備え積み立てる基金）の残高の比率です。一般的に10%程度を確保できると良いと言われていています。
将来負担比率	市が標準的な状態で収入しうる経常的な一般財源の大きさに対する、地方債など現在市が抱えている実質的な負債の大きさの比率です。将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示します。この比率が350%を超えると早期健全化団体となります。
実質公債費比率	市が標準的な状態で収入しうる経常的な一般財源の大きさに対する、地方債の元利償還金をはじめとする実質的な公債費相当額の比率です。この比率が高まると財政の弾力性が低下します。25%以上で早期健全化団体となり、35%以上で財政再生団体となります。
DX(デジタル・トランスフォーメーション)	デジタル技術を活用することで、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることです。





# 鴻巣市国土強靱化地域計画

計画期間：令和3年度～令和8年度

第1章 計画の概要

第2章 強靱化の基本的考え方

第3章 脆弱性評価と推進方針

第4章 計画の推進及び進捗管理

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画の策定趣旨

### (1) 計画の策定趣旨

国は、東日本大震災の教訓を踏まえて、平時から大規模自然災害に備えることが重要であるとの認識のもと、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行し、平成26年6月に基本法に基づく「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。

これを受け、埼玉県では、平成29年3月に地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として「埼玉県地域強靱化計画（以下「県地域計画」という。）」を策定しました。

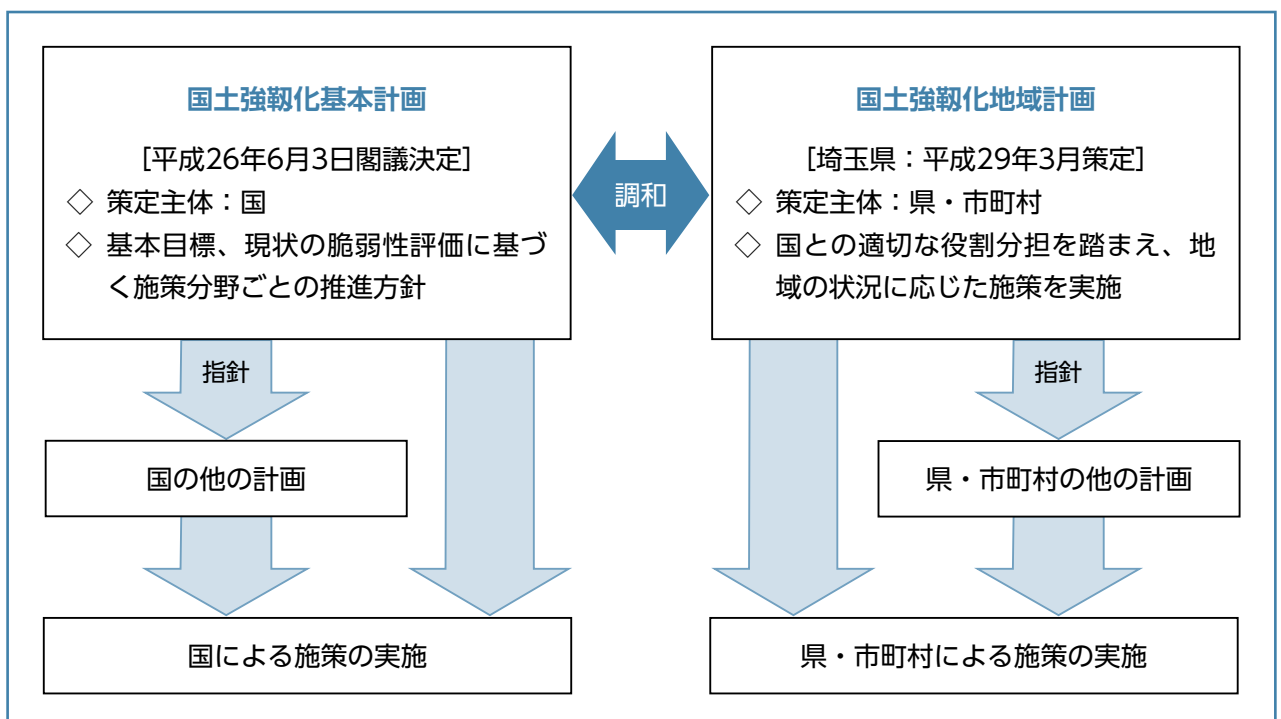
本市においても、過去の災害を教訓に、大規模自然災害が発生しても市民の生命・生活を最大限に守る「強さ」と、被害を最小化することで迅速な復旧・復興を可能とする「しなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進するため、基本計画及び県地域計画との調和を図った「鴻巣市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

### (2) 国土強靱化とは

大規模自然災害等に備えるため「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進することです。

## 2. 計画の位置付け

### (1) 国土強靱化基本計画と国土強靱化地域計画の関係



●基本法第13条（国土強靱化地域計画）

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

●基本法第14条（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）

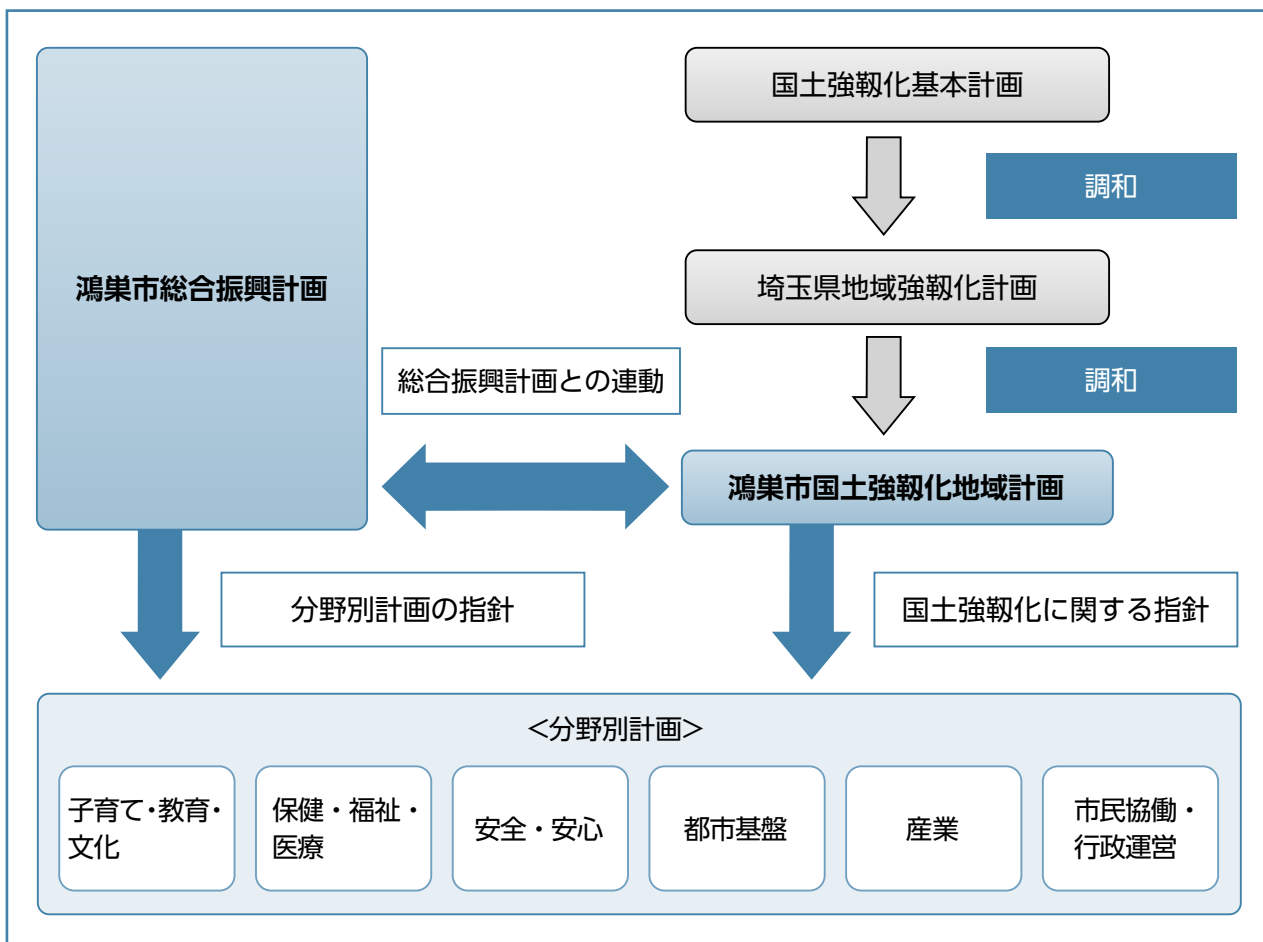
国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

（2）鴻巣市国土強靱化地域計画と関連計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」として、本市における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画として策定します。

そのため、本計画は本市を包含する計画である基本計画及び県地域計画との調和を図るとともに、本市の行財政運営における最上位計画である「鴻巣市総合振興計画」との連動を図り、本市における様々な分野別計画の強靱化に係る指針となります。

【鴻巣市国土強靱化地域計画と関連計画の位置付け】



### (3) 鴻巣市地域防災計画との関係

本市における防災への取組について定めた「鴻巣市地域防災計画」は「震災対策編」「風水害対策編」など、災害の種類ごとに災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっています。

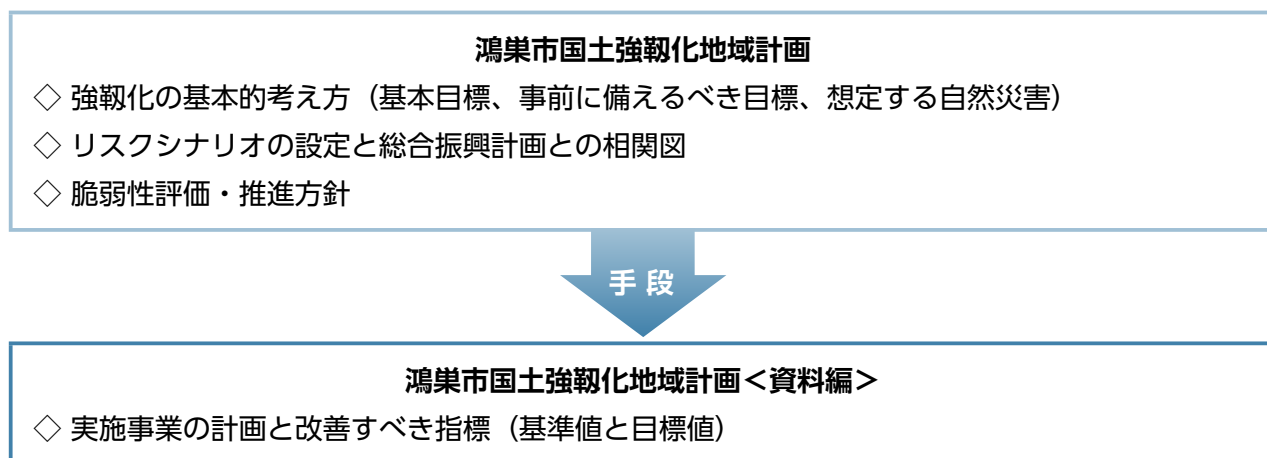
一方、本計画は、あらゆる自然災害を想定し、最悪の事態に陥ることを回避するために、平時（災害発生前）の備えを中心に定めるものであり、まちづくりの視点も含めたハード・ソフト両面での包括的な計画となります。

両計画はどちらも災害発生というリスクに対する計画であり、それぞれの目的に合わせて役割分担を図りながら、災害に対する全てのフェーズにおいて備えをすることで、災害に強いまちづくりを推進します。

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し、地域社会を強靱化	災害の種類ごとに、発生時の対応力を強化
対象フェーズ	災害発生前(平時)	災害発生前・災害発生時・発生後
施策の設定方法	リスクシナリオを回避するための施策	—
施策の重点化	○	—

## 3. 計画の構成

鴻巣市国土強靱化地域計画では、強靱化の基本的考え方、リスクシナリオ（最悪の事態）の設定とそれに対する脆弱性評価及び推進方針を示します。また、脆弱性評価の結果、取り組む具体的事業及び改善すべき指標については、別冊の「鴻巣市国土強靱化地域計画＜資料編＞」に記載します。なお「鴻巣市国土強靱化地域計画＜資料編＞」は、必要に応じて見直しを行います。



## 4. 計画期間

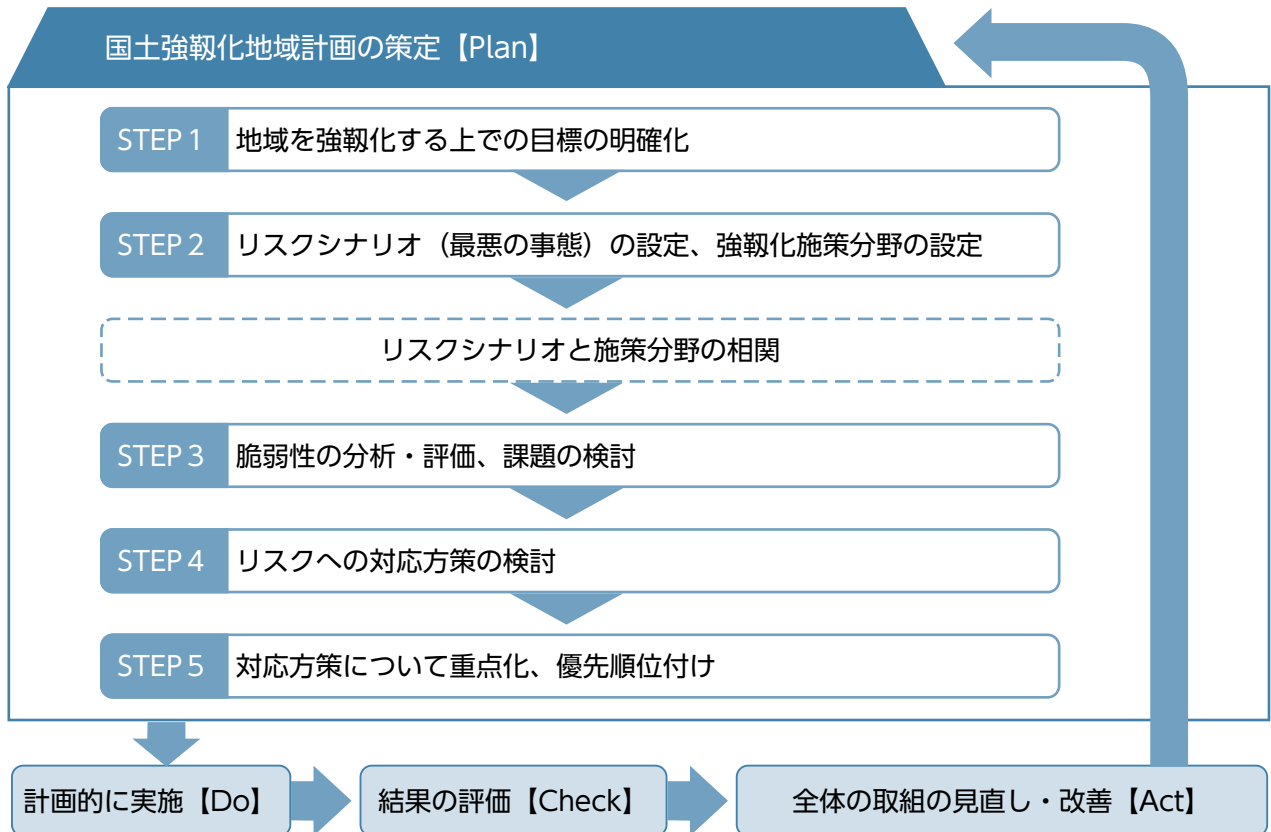
本計画は、総合振興計画の基本計画期間（5年間）と連動させて策定することを基本とします。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

	～R3年度	R4～R8年度	R9～R18年度	
鴻巣市総合振興計画	第6次		第7次	
	前期基本計画	後期基本計画	前期基本計画	後期基本計画
鴻巣市国土強靱化地域計画	第1版		第2版	第3版
鴻巣市国土強靱化地域計画 ＜資料編＞	必要に応じて見直し			

## 5. 計画策定の進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画ガイドライン」を参考に、以下の手順により策定を行います。





## 第 2 章 強靱化の基本的考え方

### 1. 基本目標

基本計画及び県地域計画を踏まえ、本市における強靱化を推進するために、次の4つの「基本目標」を設定します。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

### 2. 事前に備えるべき目標

県地域計画を踏まえ、基本目標の実現のため、より具体的な目標として、次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

事前に備えるべき目標	
1	被害の発生抑制により人命を保護する
2	救助・救急・医療活動により人命を保護する
3	交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
4	必要不可欠な行政機能を確保する
5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
6	「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する
7	二次災害を発生させない
8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

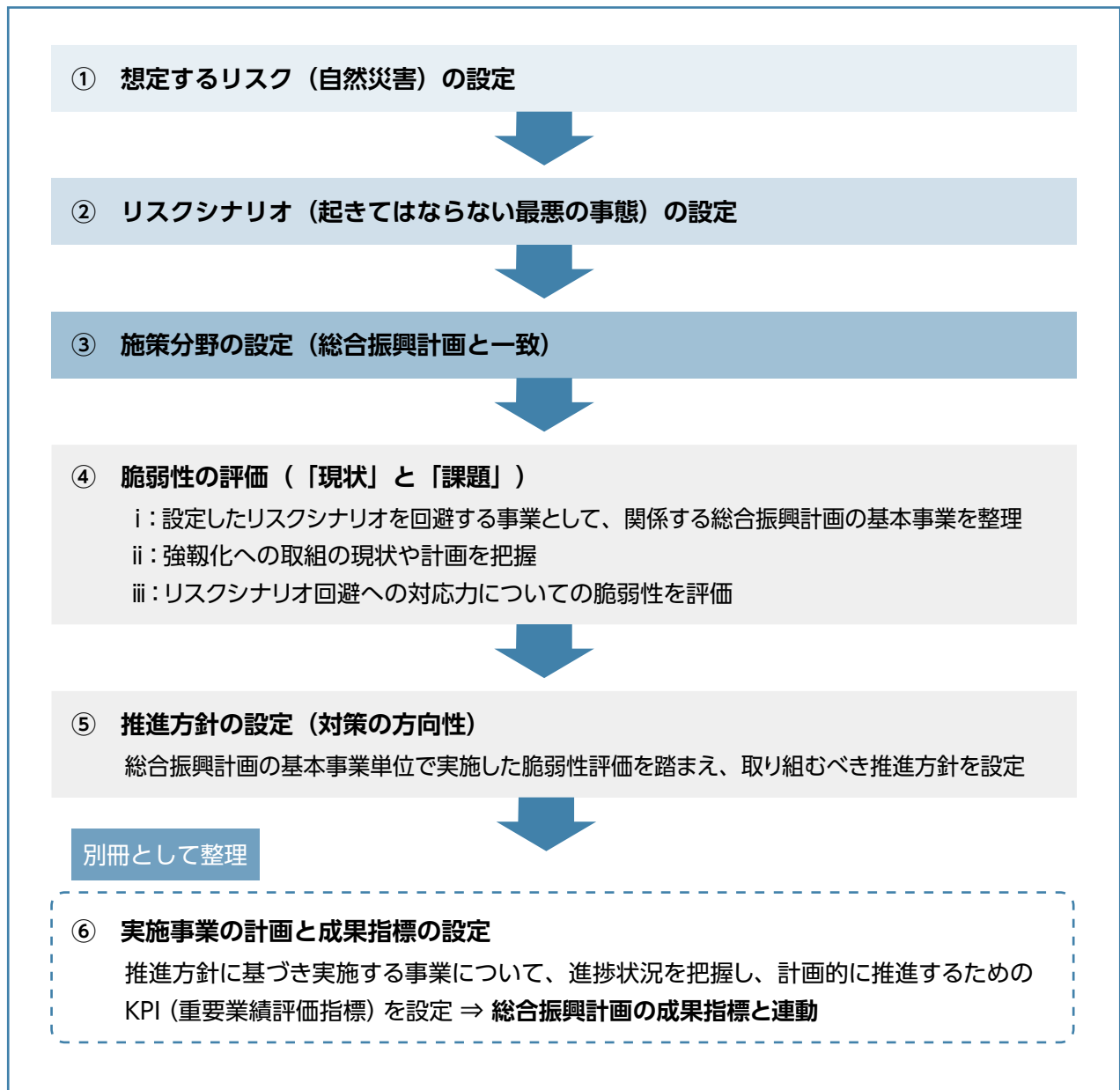
# 第 3 章 脆弱性評価と推進方針

## 1. 脆弱性評価とは

「事前に備えるべき目標」の達成に向けて、起きてはならない最悪の事態として「リスクシナリオ」を設定します。そして、想定する自然災害が発生した場合に、設定したリスクシナリオに陥る可能性があるかどうかを分析・評価します。このことを、国土強靱化地域計画においては「脆弱性評価」と称します。

そして、脆弱性があるリスクシナリオについては、それを回避・軽減するための推進方針を整理します。ただし、財源の確保等の理由により、すべての事業をただちに実施することは困難であるため、推進方針に基づき実施する事業は「鴻巣市国土強靱化地域計画〈資料編〉」に記載します。

## 2. 脆弱性評価と推進方針検討のプロセス



### 3. 想定するリスク（自然災害）

本計画では、本市における過去の災害被害及び国の基本計画や県の地域計画を踏まえ、広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とするため、地震、水害、竜巻の3種類を想定する自然災害とします。

① 地震	【規模】 関東平野北西縁断層帯地震（深谷断層帯・綾瀬川断層による地震）
【概要】 市内には綾瀬川断層帯があり、想定される最大の地震は関東平野北西縁断層帯地震の震度7が想定されています。この地震が発生した場合、家屋の全壊が6,300世帯、半壊が7,553世帯、避難者が最大25,658人と想定されています。	
② 水害	【規模】 荒川・利根川等の一級河川の堤防の決壊
【概要】 本市は1級河川である荒川、利根川による被害が想定されます。荒川、利根川の堤防が決壊した場合、市内の大部分が浸水想定区域となっており、甚大な被害が生じることが想定されます。	
③ 竜巻	【規模】 国内最大級（F3※）の発生
【概要】 竜巻が発生した場合、多様な飛散物が発生し、規模によっては交通障害、停電や通信回線の途絶も想定されます。	
※F3：藤田（F）スケールの階級。藤田（F）スケールとは、竜巻等の被害状況から風速を6段階で評定するもので、被害が大きいほどFの値が大きく、風速が大きかったことを示しています。	

## 4. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

埼玉県が設定したリスクシナリオをベースに、本市の基礎自治体としての役割や特性を考慮して、30のリスクシナリオを設定します。

事前に備えるべき目標	鴻巣市のリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)		埼玉県リスクシナリオ
<目標1> 被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	市民の災害に対する認識が十分でないために、多数の死者・負傷者が発生する事態	市独自
	1-2	情報伝達の不備により、多数の死者・負傷者が発生する事態	3-7
	1-3	避難場所の不十分な整備により、多数の死者・負傷者が発生する事態	市独自
	1-4	火災や建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態	1-1,1-2
	1-5	異常気象(浸水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	1-3
	1-6	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	1-4
<目標2> 救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態	2-1
	2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態	2-2
	2-3	疫病・感染症が蔓延する事態	市独自
<目標3> 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態	3-1
	3-2	旅客・物資の輸送が長期間停止する事態	3-3,3-4
	3-3	情報通信が輻輳・途絶する事態	3-6
<目標4> 必要不可欠な行政機能を確保する	4-1	被災等により、治安が悪化する事態	4-1
	4-2	市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態	4-2
<目標5> 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	5-1
	5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態	5-2
	5-3	上水道等が長期間にわたり供給停止する事態	5-3
	5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態	5-4
	5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	5-5
<目標6> 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下し、経済活動が停滞する事態	6-1
<目標7> 二次災害を発生させない	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態	7-1
	7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態	7-2
	7-3	危険物・有害物質等が流出する事態	7-3
<目標8> 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態	8-1
	8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-2
	8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態	8-3
	8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態	8-4
	8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態	8-5
	8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	8-6
	8-7	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化が衰退・損失する事態	市独自

## 5. 施策分野の設定

施策分野は、リスクシナリオの回避に向けた取組の方向性を明確にするために設定するものです。施策分野の設定にあたっては、県地域計画において設定された施策分野との整合性を図るため、鴻巣市総合振興計画の6つの政策に対応させ、市の最上位計画である総合振興計画と連動させることで、一体的・効果的に国土強靱化に関する取組を推進することとします。

県地域計画		鴻巣市国土強靱化地域計画			
個別施策分野	1 行政機能	政策1 子育て・教育・文化	12 教育	15 地域づくり・リスクコミュニケーション	16 老朽化対策
	2 住宅・都市	政策2 保健・福祉・医療	3 保健医療		
	3 保健医療		4 福祉		
	4 福祉	政策3 安全・安心	5 エネルギー		
	5 エネルギー		11 ライフライン		
	6 情報通信		14 環境		
	7 産業	政策4 都市基盤	2 住宅・都市		
	8 交通		8 交通		
	9 農業		10 国土保全		
	10 国土保全		13 土地利用		
	11 ライフライン	政策5 産業	7 産業		
	12 教育		9 農業		
	13 土地利用	政策6 市民協働・行政運営	1 行政機能		
	14 環境		6 情報通信		
横断的分野	15 地域づくり・リスクコミュニケーション				
	16 老朽化対策				



## 6. リスクシナリオと総合振興計画の相関図

総合振興計画との連動を図るため、リスクシナリオを回避するために実施する脆弱性評価及び推進方針の設定にあたり、総合振興計画の施策分野のどこに該当するかを整理します。

鴻巣市のリスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		総合振興計画での該当分野			
		政策番号	施策番号	基本事業番号	基本事業名称
1-1	市民の災害に対する認識が十分でないために、多数の死者・負傷者が発生する事態	3	1	1	防災・減災意識の向上
		3	1	2	地域防災力の強化
1-2	情報伝達の不備により、多数の死者・負傷者が発生する事態	2	2	4	安心して生活ができる環境づくり
		3	1	4	災害情報伝達力の向上
		6	3	2	広報の充実
1-3	避難場所の不十分な整備により、多数の死者・負傷者が発生する事態	3	1	3	災害時対応力の向上
		4	5	2	公園・緑の整備と維持管理
1-4	火災や建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態	6	4	3	公共施設等マネジメントの推進
		1	1	1	幼児教育・保育サービスの充実
		1	2	4	学習環境の整備
		1	3	2	こどもの居場所づくり
		1	4	4	生涯学習施設の利用促進
		1	5	2	スポーツ施設の利用促進
		2	3	2	住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるための環境づくり
		2	4	2	療育相談・支援の充実
		2	4	3	障がい者(児)の社会参加
		3	1	5	消防体制の充実
		4	1	2	住みやすい・住み続けたい住環境づくり
		4	1	3	土地区画整理事業の推進
		4	4	2	駅及び駅周辺の利便性の向上
		5	3	2	観光・交流施設の活用の促進
6	2	3	コミュニティ・市民活動施設の活用推進		
1-5	異常気象(浸水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	3	1	1	防災・減災意識の向上
		3	1	—	施策の総合推進(防災・減災対策の推進)
		4	3	1	雨水の流出抑制
		4	3	2	排水施設の整備
1-6	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	3	1	1	防災・減災意識の向上
		4	1	2	住みやすい・住み続けたい住環境づくり
2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態	3	1	2	地域防災力の強化
		3	1	3	災害時対応力の向上
		3	1	5	消防体制の充実
2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態	2	1	4	地域医療提供体制の整備
2-3	疫病・感染症が蔓延する事態	2	1	5	感染症対策の推進
3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態	4	1	2	住みやすい・住み続けたい住環境づくり
		4	2	1	生活道路の整備
		4	2	2	都市計画道路・幹線道路の整備
3-2	旅客・物資の輸送が長期間停止する事態	4	2	2	都市計画道路・幹線道路の整備

鴻巣市のリスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		総合振興計画での該当分野			
		政策番号	施策番号	基本事業番号	基本事業名称
3-3	情報通信が輻輳・途絶する事態	1	2	1	確かな学力の向上
		3	1	4	災害情報伝達力の向上
		6	3	2	広報の充実
		6	4	4	適切な情報管理・システム運用
4-1	被災等により、治安が悪化する事態	3	2	2	防犯対策の推進
4-2	市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態	3	1	3	災害時対応力の向上
		6	4	3	公共施設等マネジメントの推進
5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	3	1	1	防災・減災意識の向上
		3	1	3	災害時対応力の向上
		5	2	3	地産地消の推進と競争力の強化
5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態	3	1	3	災害時対応力の向上
		3	3	4	再生可能エネルギーの活用
5-3	上水道等が長期間にわたり供給停止する事態	3	5	1	安定した水道水の供給
		3	5	—	施策の総合推進(上水道の安定供給)
5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態	3	6	1	下水道施設の整備と適正な維持管理
		3	6	3	合併処理浄化槽の推進
		3	6	—	施策の総合推進(汚水処理の推進)
5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	2	2	4	安心して生活ができる環境づくり
		6	2	2	市民活動の推進・支援
6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下し、経済活動が停滞する事態	4	3	2	排水施設の整備
		5	1	1	事業所の経営支援と市内購買力向上
		5	2	1	担い手確保と農業経営継続への支援
		5	2	2	生産基盤の整備
7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態	3	1	1	防災・減災意識の向上
		3	1	5	消防体制の充実
7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態	4	3	2	排水施設の整備
7-3	危険物・有害物質等が流出する事態	3	4	1	事業者公害の防止
8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態	3	3	3	ごみの適正処理
8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	4	2	1	生活道路の整備
		4	2	2	都市計画道路・幹線道路の整備
		4	2	3	市が管理する道路・橋りょうの保全
8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態	4	2	3	市が管理する道路・橋りょうの保全
8-4	耕作放棄地等の荒地が増加する事態	5	2	2	生産基盤の整備
8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態	4	3	2	排水施設の整備
8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	3	1	3	災害時対応力の向上
		4	1	2	住みやすい・住み続けたい住環境づくり
8-7	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化が衰退・損失する事態	1	4	3	伝統文化の保護・継承

## 7. リスクシナリオ別の脆弱性評価と推進方針

### 目標1 被害の発生抑制により人命を保護する

#### 1-1 市民の災害に対する認識が十分でないために、多数の死者・負傷者が発生する事態

政策	3	施策	1	基本 事業	1	防災・減災意識の向上
【脆弱性評価】	災害発生時に市民が迅速に避難できるよう、日常からの備えとして「水害ハザードマップ」を全世帯へ配付しているが、自主的な防災活動の実践へとつなげる必要がある。					
【推進方針】	市民に災害への知識について理解を深めてもらい、行動につなげるための災害対応力の向上を図るため、教育事業を拡充していく。					

政策	3	施策	1	基本 事業	2	地域防災力の強化
【脆弱性評価】	自主防災組織については、令和3年3月時点で組織率は63.5%となっており、それぞれの組織の活動内容に差があるため、災害時に機能するための支援を行っていく必要がある。					
【推進方針】	自治会等に働きかけて自主防災組織の組織率向上を図っていく。 また、市主催の防災訓練の継続的な実施と併せて、市民が迅速に避難行動をとれるよう自主防災組織が主体となった防災訓練の支援を行っていく。					

#### 1-2 情報伝達の不備により、多数の死者・負傷者が発生する事態

政策	2	施策	2	基本 事業	4	安心して生活ができる環境づくり
【脆弱性評価】	避難行動要支援者支援制度は、高齢化によりニーズが高まっているため、支援者の担い手不足を解消するとともに、支援者への連絡体制を構築する必要がある。					
【推進方針】	避難行動要支援者や支援者に確実に情報が伝達され、迅速に避難ができるよう避難行動要支援者名簿を毎年更新するとともに、個々の避難場所を決めるなど、発災前の事前準備を行っていく。					

政策	3	施策	1	基本 事業	4	災害情報伝達力の向上
【脆弱性評価】	市民への避難情報は、防災行政無線の他に、緊急速報メール、テレビのテロップ情報掲示、テレビ埼玉、市ホームページ、SNS、鴻巣市防災行政無線放送メールサービス、Yahoo防災アプリ、フラワーラジオ等で発信しているが、避難の遅延を防ぐため、災害情報ツールの登録者数を増加させる必要がある。					
【推進方針】	市が複数用意している災害情報ツールの認知度を向上させ、登録者数の増加を図っていく。また、防災行政無線については、暴風雨時では聞こえづらく、避難が遅れるおそれがあるため、新たな防災行政無線システムを整備し、戸別受信機を導入する。 なお、災害情報の発信にあたっては、常に市民のニーズを把握しながら、正確性・迅速性の向上を図っていく。					

政策	6	施策	3	基本 事業	2	広報の充実
【脆弱性評価】	市のホームページについて、職員が外部から情報更新できる仕様にする必要がある。また、「災害時緊急放送に関する協定」を締結している株式会社フラワーコミュニティ放送との連携を強化するほか、広く避難情報や被災情報を発信する手段を構築する必要がある。					
【推進方針】	更新用の外部PCを災害対策本部に配置するとともに、情報発信手段の充実・強化を図っていく。					

### 1-3 避難場所の不十分な整備により、多数の死者・負傷者が発生する事態

政策	3	施策	1	基本 事業	3	災害時対応力の向上
【脆弱性評価】	指定避難所である小学校に設置する防災倉庫にて備蓄を行っている。令和2年度までに小学校全校で太陽光パネル付照明灯の整備が完了したが、マンホールトイレは公共下水道等に接続可能な12校について整備を行っており、今後は全ての小学校に仮設トイレを整備する必要がある。					
【推進方針】	防災倉庫の備品が水害から守られるような運用をしていく。 また、公共下水道等に接続できない指定避難所については、自動ラップ式トイレを整備していく。					

政策	4	施策	5	基本事業	2	公園・緑の整備と維持管理
【脆弱性評価】	事業計画にある公園や緑道の整備を進めているが、発災時の延焼防止や指定緊急避難場所や一時避難場所となる公園整備面積が目標に達していない。 また、一部既設公園については、長寿命化計画を作成しており、遊具点検業務や樹木等の剪定等の維持管理をしていく必要がある。					
【推進方針】	災害発生時には、発災直後の指定緊急避難場所や一時避難場所となる公園整備を進めていく。 また、既設公園については、長寿命化計画の作成及び遊具点検業務を行い、老朽化した施設の更新を行っていく。					

#### 1-4 火災や建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態

##### 《市有公共施設 共通》

政策	6	施策	4	基本事業	3	公共施設等マネジメントの推進
【脆弱性評価】	本市の公共施設等の多くは、都市化の進展や経済成長を背景とした昭和40～50年代の人口増加時に、集中的に整備されたが、近い将来、一斉に更新する時期を迎える。さらに、少子高齢化・人口減少の進展による財政状況の悪化が懸念されていることから、必要性の高い公共施設を良好で安全な状態に保っていくため、公共施設の総量の適正化やライフサイクルコストの縮減等を図る必要がある。					
【推進方針】	「公共施設等総合管理計画」等に基づき、全ての公共施設等を対象に、安全対策を徹底するとともに、人口減少や人口構造の変化に伴う市民ニーズの変化・財政状況や費用対効果等の面から総合的な検討を行い、計画的な保有総量の適正化を図っていく。					

政策	1	施策	1	基本事業	1	幼児教育・保育サービスの充実
【脆弱性評価】	公立の保育施設については、令和3年度ですべて耐震化が完了するが、一部、浸水想定区域内の施設があり、民間の保育施設の一部には、未耐震の施設や浸水想定区域内の施設がある。					
【推進方針】	浸水想定区域内の保育施設では、避難訓練を継続して実施するとともに、保護者への連絡体制を構築していく。 また、耐震基準を満たしていない、又は老朽化が進む民間の保育施設に対しては、耐震化と予防保全の必要性や補助制度の周知・啓発を行い、国・県の補助金活用による計画的な整備を支援していく。					



政策	1	施策	2	基本 事業	4	学習環境の整備
【脆弱性評価】	避難所に指定された小中学校の校舎と体育館は、耐震化が完了しているが、小学校施設の不良箇所の改修や老朽化の進んだ校舎・屋内運動場の大規模改修を実施し、避難所としての機能を強化していく必要がある。					
【推進方針】	「公共施設等総合管理計画」及び「鴻巣市公共施設個別施設計画」に基づき、長期的な視点のもと、定期点検の実施や非構造部材を含めた修繕を行う予防保全の導入を進めていく。大規模改修を必要とする校舎・屋内運動場は、計画的に施設改修を進めていく。					

政策	1	施策	3	基本 事業	2	こどもの居場所づくり
【脆弱性評価】	鴻巣児童センター及び学校施設外の放課後児童クラブのうち3施設について、耐震診断義務化の対象建物ではないが、耐震化を進めていく必要がある。また、一部、浸水想定区域内の施設については、災害時に迅速に対応できる体制を構築する必要がある。					
【推進方針】	耐震化されていない施設は「公共施設等総合管理計画」に基づく施設のあり方を検討し、耐震化を図っていく。また、放課後児童クラブにおいて、事業者が適切に災害対応できる体制を構築するため、救急救命等の研修や各種災害に備えた避難訓練等を継続的に実施していく。					

政策	1	施策	4	基本 事業	4	生涯学習施設の利用促進
【脆弱性評価】	文化センター・映画館・集会所（3館）・図書館（3館）は、耐震化が完了しているが、文化センターについては、建設後20年が経過し、施設設備等の老朽化が進んでいるため、適正な維持管理を行っていく必要がある。					
【推進方針】	文化センター・映画館・集会所（3館）は、今後、大規模改修が必要となるため「公共施設等総合管理計画」に基づく長寿命化を計画的に進めていく。また、川里図書館については「公共施設等総合管理計画」に基づく施設のあり方を検討していく。					

政策	1	施策	5	基本 事業	2	スポーツ施設の利用促進
【脆弱性評価】	総合体育館・コスモスアリーナふきあげは、耐震化が完了しているが、避難所として機能するため、建築基準法に基づく点検を実施し、安全性を確保する必要がある。また、野球場、陸上競技場の照明設備は、倒壊した場合に避難を妨げるおそれがあるため、適正な維持管理を行っていく必要がある。					
【推進方針】	総合体育館については、非常時に備えた安全予防を図るとともに、夏季冬季の避難所利用を考慮し、空調設備、感染症対策に配慮した換気設備の設置を進めていく。また、野球場、陸上競技場については、照明設備等の点検を実施し、必要な改修や整備を行っていく。					

政策	2	施策	3	基本 事業	2	<b>住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるための環境づくり</b>
【脆弱性評価】	民間の高齢者施設には、未耐震施設、危険性のあるブロック塀や老朽化した防災設備などが残っており、耐震化を進めていく必要がある。					
【推進方針】	補助金等の活用により、耐震化やブロック塀の撤去、老朽化した防災設備を更新するための啓発活動を行っていく。					

政策	2	施策	4	基本 事業	2	<b>療育相談・支援の充実</b>
【脆弱性評価】	市の療育施設は、耐震診断義務化の対象建物ではないが、耐震化を進めていく必要がある。					
【推進方針】	「公共施設等総合管理計画」に基づく施設のあり方を検討し、耐震化を図っていく。					

政策	2	施策	4	基本 事業	3	<b>障がい者(児)の社会参加</b>
【脆弱性評価】	市の障がい者支援施設は4か所あり、いずれも平成4年から平成9年の間に建築され、付設施設の老朽化も進んでいるため、適正な維持管理を行っていく必要がある。 また、民間の障がい者(児)施設には、未耐震施設、危険性のあるブロック塀や老朽化した防災設備などが残っており、耐震化を進めていく必要がある。					
【推進方針】	利用者が施設を安全に利用してもらうため、適正な維持管理を行うとともに、必要に応じて施設保全のために修繕をしていく。 民間の障がい者(児)施設に対しては、各種補助金等の活用による耐震化やブロック塀の撤去、老朽化した防災設備の更新を図るための啓発活動を行っていく。					

政策	3	施策	1	基本 事業	5	<b>消防体制の充実</b>
【脆弱性評価】	消防団に対して、資機材の提供及び必要に応じた更新をするほか、訓練の支援を行い、消防力の強化を図る必要がある。					
【推進方針】	計画的に装備品等を整備するなど消防団の活動環境を整備するとともに、連携強化及び人材確保を図ることで、消防体制を強化していく。					

政策	4	施策	1	基本 事業	2	住みやすい・住み続けたい住環境づくり
			【脆弱性評価】			<p>【空家等対策】 適正に管理されていない空き家の倒壊や火災等による周辺住民への被害を軽減するため、空家等対策の推進が必要である。</p> <p>【市営住宅】 市営住宅8団地のうち2団地は入居停止、残りの6団地は耐震化が完了しており、将来見込まれる修繕工事の内容、修繕時期、必要となる費用等を予め想定し、それをもとに実施する定期点検、日常点検の結果を踏まえながら、計画的に修繕を行っていく必要がある。入居停止の団地の内1団地については、耐震診断を行っておらず、また、老朽化が進行していることから耐震上の課題がある。</p> <p>【木造住宅耐震診断・改修】 住宅等の耐震改修に向けて、木造住宅耐震診断補助金、木造住宅耐震改修工事費補助金の給付等を平成22年4月から実施しているが、耐震化がされていない木造住宅が推計で約9%（令和3年3月時点）あり、耐震改修の促進を図る必要がある。</p> <p>【危険ブロック塀】 令和元年7月から危険ブロック塀等の撤去に対して、補助金の給付を行っているが、通学路の危険箇所を調査した結果、危険と思われるブロック塀等が95件あり、災害時の安全や通行を確保するため、撤去を進めていく必要がある。</p>
			【推進方針】			<p>【空家等対策】 空家等適正管理事業において、「鴻巣市空家等対策計画」に基づき、空き家バンクへの登録促進や、管理不全な空き家の解消に向けた所有者への適正な管理を啓発・依頼することで、災害発生時の被害を抑制していく。また、危険な状態にある空き家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等として、助言・指導等を行うことで改善を図っていく。さらに、老朽化した空き家等の解消のため、空き家等の解体工事を行った者に補助金を交付するなど、空き家の解消に向けた取組を推進していく。</p> <p>【市営住宅】 耐震診断を行っていない1団地については、解体撤去に向け、用途廃止の手続きを進めていく。また、住棟の良好な状態を維持するために、計画を策定し、効率的な修繕を行っていく。</p> <p>【木造住宅耐震診断・改修】 既存住宅の耐震化を図るため「鴻巣市耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化の促進に関する取組を実施していく。</p> <p>【危険ブロック塀】 広報紙や市ホームページで既存ブロック塀の点検について注意喚起を行うとともに「鴻巣市耐震改修促進計画」に基づき、危険ブロック塀等の撤去等に関する取組を実施していく。</p>

政策	4	施策	1	基本 事業	3	土地区画整理事業の推進
【脆弱性評価】	北新宿第二土地区画整理事業、広田中央特定土地区画整理事業において、未整備の狭隘道路や、老朽化した木造住宅があり、建物倒壊や火災の延焼等によって避難活動に支障をきたすことがないよう、道路の整備を進めていく必要がある。また、敷地が細分化され、低未利用地が散在する既成市街地の再編・整備を進めていく必要がある。					
【推進方針】	同地区の土地区画整理事業において、安全な避難路や、緊急車両の通行を確保するため、区画整理地内の幹線道路や狭隘道路の整備を進めながら、仮設道路等による迂回路を確保することで、リスク低減を図っていく。また、細分化された敷地を集約して有効活用するとともに地域の拠点となる施設を整備することで、安全・安心で快適に暮らすことができる市街地への再生・再構築を図っていく。					

政策	4	施策	4	基本 事業	2	駅及び駅周辺の利便性の向上
【脆弱性評価】	市内3駅の自由通路、公衆トイレ等の老朽化が進んでおり、災害時に損壊し、自由通路としての機能が失われる可能性があり、これらが列車の運行にも支障を及ぼすおそれがあることから、維持管理と点検を実施し、安全性を確保する必要がある。					
【推進方針】	東日本旅客鉄道株式会社との連携を強化するとともに、3駅の自由通路や公衆トイレ等の施設改修を計画的に進め、予防保全に取り組んでいく。					

政策	5	施策	3	基本 事業	2	観光・交流施設の活用の促進
【脆弱性評価】	「花久の里」「ひなの里」「にこのす」は耐震化が完了しているが、災害時に迅速な避難ができるよう継続して避難訓練を実施する必要がある。					
【推進方針】	「花久の里」「ひなの里」「にこのす」について、維持管理と点検を実施するとともに、展示物等の落下を防止し、施設設備損壊リスクの低減を図っていく。また、館内の安全誘導をスムーズに行えるよう、指定管理者による避難訓練を継続的に実施していく。					

政策	6	施策	2	基本 事業	3	コミュニティ・市民活動施設の活用推進
【脆弱性評価】	市内のコミュニティ施設は、耐震化が完了しているが、施設の老朽化が進んでいる箇所があり、計画的に大規模修繕を実施する必要がある。					
【推進方針】	施設を維持するため、予防保全の観点から、定期点検、日常点検の結果を踏まえ、計画的に修繕を行っていく。					

1-5 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

政策	3	施策	1	基本事業	1	防災・減災意識の向上
【脆弱性評価】	1000年に1度の大規模降雨により荒川・利根川・元荒川等が氾濫した場合の浸水想定では、最大の浸水深が5～10mに及ぶ地域があるため、市民は自宅や職場の浸水想定や水害時の避難場所を把握する必要がある。					
【推進方針】	水害ハザードマップにおける自宅や職場の浸水の想定及び水害時の避難場所を、多くの市民に確認してもらうとともに、水害の危険性が高まっているときの自分自身がとる行動を整理したマイ・タイムラインの作成により、個々の避難行動を確認してもらうよう周知を徹底していく。					

政策	3	施策	1	基本事業	—	施策の総合推進(防災・減災対策の推進)
【脆弱性評価】	浸水想定区域内の社会福祉施設等は、避難確保計画を策定し、利用者の安全を確保する必要がある。					
【推進方針】	浸水想定区域内の社会福祉施設等の避難確保計画を全施設において策定していく。					

政策	4	施策	3	基本事業	1	雨水の流出抑制
【脆弱性評価】	市内全域における治水対策の一つとして、鴻巣市雨水排水流出抑制施設設置基準を設けており、敷地内に雨水流出抑制施設を設置する必要がある。 また、市が管理している設備や水路の整備を行うことと併せ、市内の主要河川においては、国・県の河川管理者に対し、現状を踏まえて、河川改修の促進等の働きかけを行う必要がある。					
【推進方針】	鴻巣市雨水排水流出抑制施設設置基準に基づき、関係箇所への流出抑制施設の設置を依頼していく。 また、排水樋門等の老朽化対策や市が行うべき水路の整備を計画的に実施していくとともに、国や県に河川改修事業促進のために働きかけ、市内河川の損傷箇所の補強改修や流下能力不足を解消していく。					

政策	4	施策	3	基本事業	2	排水施設の整備
【脆弱性評価】	河川増水時の内水氾濫や、水路の排水機能が滞ることにより、道路冠水や住宅浸水などが生じるおそれがあるため、計画的な整備を実施していく必要がある。					
【推進方針】	令和2年度策定の「雨水管理総合計画」に基づき、対策を講じていく。 また、道路冠水や住宅浸水などのおそれのあるところは、雨水・排水対策として側溝の新設や改修、及び水路の改修を計画的に実施していく。					



## 1-6 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

政策	3	施策	1	基本 事業	1	防災・減災意識の向上
【脆弱性評価】	市内では土砂災害警戒区域が4か所、土砂災害特別警戒区域が3か所、県から指定されており、建物の被害や立入りによる被害の防止策を講じていく必要がある。					
【推進方針】	大雨や増水時における市民の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の立ち入り禁止を徹底し、対象区域周辺の住民と被害防止に向けた連携を図っていく。					

政策	4	施策	1	基本 事業	2	住みやすい・住み続けたい住環境づくり
【脆弱性評価】	埼玉県による第一次調査において、大規模盛土造成地として10か所が抽出されたため、市では第二次調査を実施している。第二次調査により、9か所が除外され、残る1か所については、地震による地滑りが発生するリスクの有無を調査する必要がある。					
【推進方針】	市の第二次調査結果を踏まえ、地滑りの危険性が確認された場合には、その対策の必要性を周知していく。					

## 目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する

### 2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態

政策	3	施策	1	基本 事業	2	地域防災力の強化
政策	3	施策	1	基本 事業	3	災害時対応力の向上
政策	3	施策	1	基本 事業	5	消防体制の充実
【脆弱性評価】	大規模災害発生時には、市の消防力だけでは対応が困難であり、広域的な支援が必要となる。 また、緊急災害時には消防署の公助には限界があるため、共助による救助・捜索が求められていることから、市の自主防災組織の組織率を高める必要がある。					
【推進方針】	他市町村や自衛隊、支援団体の円滑な支援が得られるように、受援計画を策定するなど、受入体制を整備していく。 また、消防団員の確保、活動技術の向上、施設資機材の整備等、多面的に消防団の強化を図っていく。 さらに、自主防災組織の組織率を高めるため、自治会等に働きかけ、自主防災への関心を高めてもらう啓発活動を行っていく。					

### 2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態

政策	2	施策	1	基本 事業	4	地域医療提供体制の整備
【脆弱性評価】	市では、医師会と「災害時の医療救護活動に関する協定」、歯科医師会と「災害時における歯科医療救護活動に関する協定」、薬剤師会と「災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定」を締結している。 また、広範囲の災害に備えて、市独自による、大規模災害発生時の「医療保健対応マニュアル」を策定しているが、市域を越えた医療体制を確保する必要がある。					
【推進方針】	広域の医療体制確保策として「(新) 鴻巣市災害時医療保健活動マニュアル」の策定に向けて、北足立郡市医師会管内の市町(鴻巣市・桶川市・北本市・伊奈町)と協議を進めていく。					

### 2-3 疫病・感染症が蔓延する事態

政策	2	施策	1	基本 事業	5	感染症対策の推進
【脆弱性評価】	避難者及び避難所対応職員の感染症予防を図るため、マスク等の衛生用品の備蓄をしているが、浸水のリスクが低い備蓄場所を確保する必要がある。					
【推進方針】	市の業務継続計画(BCP)に基づく備蓄量に加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況からマスク、消毒液等を、医療機関に提供できるように備蓄量を増やすとともに、浸水しない備蓄場所を確保していく。					

## 目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

### 3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態

政策	4	施策	1	基本 事業	2	住みやすい・住み続けたい住環境づくり
【脆弱性評価】	地震や大規模災害が発生した場合、老朽化した空き家が道路上へ倒壊し、通行に支障をきたすおそれがあるため、空家等対策の推進が必要である。					
【推進方針】	管理不全な空き家の所有者に対し、適正な管理を啓発・依頼することで、災害発生時の被害を抑制していく。また、危険な状態にある空き家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等として、助言・指導等を行うことで改善を目指していく。					

政策	4	施策	2	基本 事業	1	生活道路の整備
【脆弱性評価】	地震や大規模災害の発生で、近隣の道路が閉塞され、迂回路が確保できていない場合には、避難や物資輸送に影響を及ぼすため、狭隘道路については拡幅や機能向上を図るとともに、緊急車両が近づけない消防活動困難区域については避難路の多重化を進めていく必要がある。					
▼						
【推進方針】	<p>道路が閉塞され、迂回路が確保できない地区施設道路の整備（新設、拡幅、改良）を行い、迂回路の確保を進めていく。</p> <p>狭隘道路の拡幅や機能向上については、鴻巣市道路等整備箇所評価検討委員会での結果に基づき順次実施していく。</p> <p>緊急車両が近づけない消防活動困難区域については、新設、拡幅等の道路整備を計画的に行い、避難路が多重化されるよう整備を進めていく。</p> <p>旧暫定逆線引き地区のうち市街化区域に編入された地域については、各地区計画に定められた道路を順次整備していく。</p>					

政策	4	施策	2	基本 事業	2	都市計画道路・幹線道路の整備
【脆弱性評価】	市内の幹線道路には、右折車両の滞留の解消や歩行者の通行の安全確保が必要な路線もあり、自動車、自転車、歩行者等が安全かつ迅速に避難できる道路を整備する必要がある。					
▼						
【推進方針】	市道A-1004号線の整備など、自動車、自転車、歩行者等が安全かつ迅速に移動できる避難路としての道路整備や道路ネットワークを構築していく。					

序  
論基本  
構  
想基本  
計  
画政  
策  
1政  
策  
2政  
策  
3政  
策  
4政  
策  
5政  
策  
6地  
域  
計  
画  
国  
土  
強  
靱  
化資  
料  
編

3-2 旅客・物資の輸送が長期間停止する事態

政策	4	施策	2	基本事業	2	都市計画道路・幹線道路の整備																																	
【脆弱性評価】	<p>緊急災害時における物資の輸送を円滑に行うために、市外との基幹道路の多重化を進めていく必要がある。</p> <p>また、市の幹線道路である三谷橋大間線や駅南通線、また上尾道路に接続する市道については、緊急輸送道路を補完する道路として物流が停止するリスクを低減させるため、整備を進めていく必要がある。</p>																																						
【推進方針】	<p>緊急災害時の物資輸送については、引き続き、国、県と協力しながら、市外との道路ネットワークを形成し、道路新設事業や道路拡幅などの改良事業を着実に推進していく。</p> <p>三谷橋大間線（2期工事）については、国道17号宮地交差点から中山道鴻神社前交差点までの約480mを現道約8mから計画16m幅員の都市計画道路として整備していく。国道17号と整備後に緊急輸送道路となり得る上尾道路を結ぶ三谷橋大間線（3期工事）や駅南通線、また上尾道路に接続する市道（市道A-2045・C-307・B-241・B-476・A-2020・A-1038・A-2017・B-481号線）は、緊急輸送道路を補完する機能の確保のため、上尾道路事業の進捗に合わせ整備していく。</p> <p>※ 社会資本総合整備計画 防災・安全交付金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間</th> <th>全体事業費(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道A-2045号線整備事業</td> <td>令和4年度～令和11年度</td> <td>239</td> </tr> <tr> <td>三谷橋大間線整備事業(3期工事)</td> <td>令和4年度～令和10年度</td> <td>1,470</td> </tr> <tr> <td>駅南通線整備事業</td> <td>令和4年度～令和10年度</td> <td>853</td> </tr> <tr> <td>市道C-307号線整備事業</td> <td>令和6年度～令和9年度</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>市道B-241号線整備事業</td> <td>令和5年度～令和12年度</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>市道B-476号線整備事業</td> <td>令和5年度～令和12年度</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>市道A-2020号線整備事業</td> <td>令和5年度～令和12年度</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>市道A-1038号線整備事業</td> <td>令和5年度～令和12年度</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>市道A-2017号線整備事業</td> <td>令和5年度～令和12年度</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>市道B-481号線整備事業</td> <td>令和5年度～令和12年度</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table>						事業名	事業期間	全体事業費(百万円)	市道A-2045号線整備事業	令和4年度～令和11年度	239	三谷橋大間線整備事業(3期工事)	令和4年度～令和10年度	1,470	駅南通線整備事業	令和4年度～令和10年度	853	市道C-307号線整備事業	令和6年度～令和9年度	8	市道B-241号線整備事業	令和5年度～令和12年度	85	市道B-476号線整備事業	令和5年度～令和12年度	32	市道A-2020号線整備事業	令和5年度～令和12年度	171	市道A-1038号線整備事業	令和5年度～令和12年度	111	市道A-2017号線整備事業	令和5年度～令和12年度	43	市道B-481号線整備事業	令和5年度～令和12年度	16
事業名	事業期間	全体事業費(百万円)																																					
市道A-2045号線整備事業	令和4年度～令和11年度	239																																					
三谷橋大間線整備事業(3期工事)	令和4年度～令和10年度	1,470																																					
駅南通線整備事業	令和4年度～令和10年度	853																																					
市道C-307号線整備事業	令和6年度～令和9年度	8																																					
市道B-241号線整備事業	令和5年度～令和12年度	85																																					
市道B-476号線整備事業	令和5年度～令和12年度	32																																					
市道A-2020号線整備事業	令和5年度～令和12年度	171																																					
市道A-1038号線整備事業	令和5年度～令和12年度	111																																					
市道A-2017号線整備事業	令和5年度～令和12年度	43																																					
市道B-481号線整備事業	令和5年度～令和12年度	16																																					

### 3-3 情報通信が輻輳・途絶する事態

政策	1	施策	2	基本 事業	1	確かな学力の向上
【脆弱性評価】	小中学校の校舎・体育館のWi-Fi環境を整備し、平時は教育のために活用し、緊急災害時には避難者の連絡手段として活用するため、整備後は適切な保守を行う必要がある。					
【推進方針】	小中学校の校舎・体育館に整備されているWi-Fi環境を災害時にも活用できるよう、保守点検を実施していく。					

政策	3	施策	1	基本 事業	4	災害情報伝達力の向上
【脆弱性評価】	防災行政無線の屋外拡声子局では、暴風雨時には屋内で聞こえにくいため、緊急災害時には遅滞なく情報の伝達ができる体制を整備する必要がある。					
【推進方針】	令和2年度から令和3年度にかけて導入した新たな防災行政無線システムにより、屋外拡声子局からより高音質で聞き易い音声となっているが、暴風雨時においても防災情報の受信ができるよう個別受信機を推奨していく。					

政策	6	施策	3	基本 事業	2	広報の充実
【脆弱性評価】	一定量のアクセス負荷に耐えうるサーバは確保されているが、緊急災害時にはアクセス集中によって市のホームページが閲覧できなくなるおそれがあるため、情報発信手段の充実を図る必要がある。					
【推進方針】	市のホームページへのアクセス集中の対策として、トップページを緊急災害モードへ切り替えることで、HTMLや画像データなどのコンテンツデータを一時的に排除し、サーバの負荷を軽減させているが、それと併せTwitter・LINEなどのSNSをはじめ、市民の利用実態を把握しながら情報発信手段の充実を図っていく。					

政策	6	施策	4	基本 事業	4	適切な情報管理・システム運用
【脆弱性評価】	大規模災害発生時には、多数の避難者や帰宅困難者が生じるとともに、通信インフラに負荷がかかり、携帯電話などが利用できない状況が想定されるため、災害対策本部の機能を強化するとともに、市民が災害情報等を迅速に入手できるよう、避難情報の発信や情報伝達のためのインフラを整備する必要がある。 また、各種業務システムの多くが庁内サーバで運用されているため、データのバックアップ体制を強化するとともに、迅速な復旧を可能とする必要がある。					
【推進方針】	地域防災計画で災害対策本部や地域活動拠点に指定されている市役所新館、本庁舎、吹上支所、川里支所や、福祉避難所に指定されている市内公民館8か所、コミュニティセンター3か所のほか、文化センター、総合体育館、コスモスアリーナ、花久の里の19施設に整備したWi-Fi環境について、災害発生時にも住民等が広く情報収集できる状態を確保していく。 また、災害時における各種業務システムのデータ保護と迅速な復旧に向け、クラウド化を推進していく。					

序  
論

基本  
構  
想

基本  
計  
画

政  
策  
1

政  
策  
2

政  
策  
3

政  
策  
4

政  
策  
5

政  
策  
6

地  
域  
計  
画  
国  
土  
強  
靱  
化

資  
料  
編



**目標 4 必要不可欠な行政機能を確保する**

**4-1 被災等により、治安が悪化する事態**

政策	3	施策	2	基本事業	2	<b>防犯対策の推進</b>
<b>【脆弱性評価】</b>	災害時には、空巢や窃盗などの街頭犯罪が増加し、市民の生命、財産が侵害されるおそれがあるため、平時から各種犯罪の予防に努める必要がある。					
<b>【推進方針】</b>	平時から警察との連携を図りながら青色回転灯装備車両を利用した防犯パトロールを実施するなど、市民に向けた防犯情報の伝達について、様々な媒体を利用し、啓発していく。					

**4-2 市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態**

政策	3	施策	1	基本事業	3	<b>災害時対応力の向上</b>
<b>【脆弱性評価】</b>	市役所が被災した場合の業務継続計画（BCP）は策定しているが、迅速な行政機能の回復が行える業務継続マネジメント（BCM）能力を向上させる必要がある。 また、大規模災害発生時には、本市のみの対応では業務継続に支障をきたすことが想定され、非常時に応援を要請する自治体等との協力体制を構築する必要がある。					
<b>【推進方針】</b>	業務継続計画（BCP）について、必要な資源の確保や定期的な教育・訓練・点検(図上訓練、避難所開設訓練)等の実施を通じて、適宜更新しながら業務継続に必要な体制を整備するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力を向上させていく。 また、他の自治体等と締結している災害時の応援協定を継続するとともに拡大していくことで、受援体制を強化していく。					

政策	6	施策	4	基本事業	3	<b>公共施設等マネジメントの推進</b>
<b>【脆弱性評価】</b>	市役所新館・本庁舎は、耐震化が完了しているが、会議室棟、現業棟は建物の老朽化が進んでいるため、適正な維持管理を行っていく必要がある。 また、災害対策本部が設置される市役所新館・本庁舎には、非常用発電設備を完備しているが、停電時においても電力供給を可能とするため、適正な維持管理を行っていく必要がある。					
<b>【推進方針】</b>	本庁舎及び新館の適切な維持管理を実施するとともに、老朽化した会議室棟、現業棟は計画的に修繕を行っていく。 また、非常用発電設備の日常点検、維持管理により、緊急災害発生時にはその機能を発揮できるようにする。					

## 目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

### 5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態

政策	3	施策	1	基本 事業	1	防災・減災意識の向上
【脆弱性評価】	発災直後から救援物資が届くまでの備えとして、各家庭での非常用持ち出し品の準備や食料・飲料水等の備蓄をするよう継続的に啓発する必要がある。					
【推進方針】	各家庭での最低3日間分（推奨1週間分）の食料・飲料水及び生活必需品の備蓄の必要性について啓発し、家庭での備蓄率向上を図っていく。					

政策	3	施策	1	基本 事業	3	災害時対応力の向上
【脆弱性評価】	緊急災害時の食料・日用品は、市民用及び帰宅困難者用を含めて、防災備蓄センターへの集中備蓄と指定避難所等に分散備蓄をしているが、感染症対策として消毒液等についても備蓄の拡充を図る必要がある。 また、非常用燃料は一般社団法人埼玉県LPガス協会鴻巣支部、埼玉県石油商業組合鴻巣支部と協定を締結しており、災害時には優先的に燃料の供給ができる体制を構築しているが、さらなる燃料の確保が必要である。					
【推進方針】	関東平野北西縁断層帯地震を想定した備蓄計画に基づく備蓄品の拡充を図っていく。					

政策	5	施策	2	基本 事業	3	地産地消の推進と競争力の強化
【脆弱性評価】	緊急輸送道路沿線に、支援・救援の中継地として、物資運搬車両の駐車や搬送が行える拠点を整備していく必要がある。					
【推進方針】	整備予定の道の駅を災害時の支援・救援の拠点とするとともに、防災や災害情報共有といった災害応急対応施設として活用できるよう整備を行っていく。					

### 5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態

政策	3	施策	1	基本 事業	3	災害時対応力の向上
【脆弱性評価】	電気及びガス供給事業者と協定を締結しているが、広範囲、かつ長時間にわたる供給が停止した場合に備え、各避難所に発電設備を整備する必要がある。					
【推進方針】	各避難所への太陽光発電設備や、非常用発電設備やバッテリー等の整備を進めていく。					

政策	3	施策	3	基本 事業	4	再生可能エネルギーの活用
【脆弱性評価】	エネファーム（家庭用燃料電池）や蓄電システムをはじめとした省エネルギー設備の設置を促進するなど、エネルギー供給の停止による影響を抑える必要がある。					
【推進方針】	引き続き、エネファーム（家庭用燃料電池）や蓄電システムなどの省エネルギー設備の設置に対する補助制度による導入促進を図っていく。					

### 5-3 上水道等が長期間にわたり供給停止する事態

政策	3	施策	5	基本 事業	1	安定した水道水の供給
【脆弱性評価】	災害時においても安全な水を安定して供給できるよう、基幹管路や配水池、浄水施設の耐震化を推進する必要がある。					
【推進方針】	水道水の安定供給を継続するため、管路の耐震化及び更新を計画的に進めていく。配水池及び水道施設等は、人口推移や節水機器の普及等による水需要減少を踏まえ、施設の適正化を考慮した耐震化を推進していく。					

政策	3	施策	5	基本 事業	—	施策の総合推進(上水道の安定供給)
【脆弱性評価】	大規模災害によって低下した水道供給機能を早期に復旧させるため、公益社団法人日本水道協会埼玉県支部県北水道協会との給水体制等確保に向け連携を強化するとともに、市の水道事業の業務継続計画（BCP）を策定する必要がある。					
【推進方針】	被災時の水道供給機能の復旧に向け、給水の連携体制の確立や、業務継続計画（BCP）の策定を行っていく。また、職員への周知徹底とともに、大規模災害時においても業務を継続できる体制を整備していく。					

#### 5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態

政策	3	施策	6	基本事業	1	下水道施設の整備と適正な維持管理
【脆弱性評価】	<p>【公共下水道】老朽管の破損によって、汚水の滞留や道路陥没を引き起こすおそれがあるため、下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽管の調査・更新を実施するとともに、平成9年以前の敷設の重要な幹線等の管路延長34.8kmについて、耐震性レベルを確認する必要がある。</p> <p>【汚水中継ポンプ施設】停電時でも停止しないよう、非常用発電設備の維持管理を行っていく必要がある。</p> <p>【農業集落排水】農業集落排水施設については、停電時に停止し、汚水が停滞するおそれがある。また、農業集落排水の老朽管が破損した場合、汚水の滞留や道路陥没を引き起こすおそれがあるため、適正な維持管理を行っていく必要がある。</p>					
【推進方針】	<p>【公共下水道】下水道ストックマネジメント計画により、老朽管の調査・診断を実施しており、その結果をもとに改築・更新を進めていく。さらに、今後は「下水道総合地震対策計画」を策定し、管渠の耐震性の調査をしていく。</p> <p>【汚水中継ポンプ施設】長時間にわたる停電時でも非常用発電設備が稼働できるよう燃料の備蓄を進めていく。</p> <p>【農業集落排水】非常用発電設備の用意と燃料の備蓄を進めていく。また、「農業集落排水施設最適整備構想」に基づく、公共下水道への接続や計画的な施設の更新を行っていく。</p>					

政策	3	施策	6	基本事業	3	合併処理浄化槽の推進
【脆弱性評価】	<p>単独処理浄化槽及び汲取槽は、汚水処理がされておらず、災害時には衛生的な問題が生じるおそれがあるため、合併処理浄化槽・公共下水道等へ転換していく必要がある。</p>					
【推進方針】	<p>補助金の活用等により、老朽化した単独処理浄化槽及び汲取槽から、災害に強い合併処理浄化槽・公共下水道等への転換を推進していく。</p>					

政策	3	施策	6	基本事業	—	施策の総合推進(汚水処理の推進)
【脆弱性評価】	<p>地震等による交通機関の停止により、職員が出勤できない事態が生じた場合、各種調査の実施に遅れが生じるおそれがあるため、日本下水道管路管理業協会との協定や、下水道業務継続計画（BCP）に基づき復旧を進めていく必要がある。</p>					
【推進方針】	<p>下水道課業務継続計画（BCP）を毎年更新し、災害緊急時においても人員を確保するため、各種協定等に基づき速やかに復旧できる体制を構築していく。</p>					

序  
論

基本  
構  
想

基本  
計  
画

政  
策  
1

政  
策  
2

政  
策  
3

政  
策  
4

政  
策  
5

政  
策  
6

地  
域  
計  
画  
土  
強  
靱  
化

資  
料  
編

5-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

政策	2	施策	2	基本事業	4	安心して生活ができる環境づくり
【脆弱性評価】	緊急災害時には、社会福祉協議会において、災害ボランティアセンターを開設することとしており、運営方針やマニュアルを策定しているが、開設の経験がないため、円滑な運営とその実践につながる取組を実施する必要がある。					
【推進方針】	他市の運営事例について研修等を通して学んでいくとともに、災害ボランティアセンター開設のための訓練、または図上訓練などでシミュレーションを行っていく。					

政策	6	施策	2	基本事業	2	市民活動の推進・支援
【脆弱性評価】	自治会や市民活動団体などの地域活動団体への市民の参加が減少しており、災害時においても地域で支え合うことができる共助の体制を構築していく必要がある。					
【推進方針】	地域の活力や支え合いの力が低下しないよう、平時から自治会活動や市民活動団体の重要性を啓発し、活動の活性化を支援することで、共助による避難行動や避難所での生活環境維持ができる地域コミュニティの構築を目指していく。					

目標6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する

6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下し、経済活動が停滞する事態

政策	4	施策	3	基本事業	2	排水施設の整備
【脆弱性評価】	渡内糠田排水機場は完成以来20年以上経過し、老朽化が進んでいるため、施設の機能に支障が生じて排水ができなくなった場合、農業被害にとどまらず住宅地への冠水被害が想定されることから、施設の機能を正常な状態で維持するために点検・調査を行い、効率的な修繕等による長寿命化を図る必要がある。					
【推進方針】	平成29年度から県営かんがい排水事業（長寿命化対策）により、施設補修を行っているが、施設の機能を維持していくため、計画的な点検・調査を行い、効率的な修繕等によって長寿命化を図っていく。					

政策	5	施策	1	基本事業	1	事業所の経営支援と市内購買力向上
【脆弱性評価】	非常時においても、企業等の活動が停滞しないように、企業等による業務継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。					
【推進方針】	商工会をはじめとした産業支援機関と連携を図りながら、企業等の業務継続計画（BCP）策定状況について実態を把握し、策定の重要性について普及啓発活動を行うことで、策定を促進していく。					



政策	5	施策	2	基本 事業	1	<b>担い手確保と農業経営継続への支援</b>
【脆弱性評価】	大規模自然災害による農作物の被災や農地の荒廃は、耕作放棄につながるおそれがあること、また、農業従事者の高齢化が進展することから、担い手を確保していく必要がある。					
【推進方針】	農業の後継者不足等による食料安定供給の停滞を解消するために、次世代の担い手育成の支援を行っていく。					

政策	5	施策	2	基本 事業	2	<b>生産基盤の整備</b>
【脆弱性評価】	大雨による冠水などから、地域住民の生活と農地等を守るため、圃場整備・水利施設の補修や更新を行い、農業生産基盤の整備を進めていく必要がある。					
【推進方針】	基幹水利施設ストックマネジメント事業により、老朽化した施設の保全対策を進めていく。					

## 目標7 二次災害を発生させない

### 7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態

政策	3	施策	1	基本 事業	1	<b>防災・減災意識の向上</b>
【脆弱性評価】	<p>【住宅】住宅用火災警報器等の防火・防災機器等の設置及び維持管理について、広報紙等による啓発活動を継続して行う必要がある。</p> <p>【地域・学校】防火・消火訓練を通して、初期消火や適切な避難方法について、継続して周知を行う必要がある。</p> <p>【事業所】立入検査や訓練等の実施により、火災発生リスクを低減する必要がある。</p>					
【推進方針】	<p>【住宅】住宅用防火・防災機器等の設置を促進させるとともに、火災時に機能する維持管理の実施のため、広報紙への掲載や地域に出向いた啓発活動を行っていく。</p> <p>【地域・学校】地域や学校での防火・消火訓練を定期的の実施して、火災時に初期消火や適切な避難方法等を実践できる市民の増加を目指していく。</p> <p>【事業所】立入検査を定期的の実施し、火災危険箇所の排除を指導していく。</p>					

政策	3	施策	1	基本 事業	5	消防体制の充実
【脆弱性評価】	大規模災害時には、市の消防力のみでの対応が困難となることが想定されるため、広域的な支援体制の構築が必要である。 また、消防・救急車両等の資機材や消火栓・防火水槽等の消防水利設備については、火災時に機能するよう適正な維持管理を行っていく必要がある。					
【推進方針】	市の消防力だけでは対応が困難となることを想定し、他市町村や自衛隊、支援部隊からの円滑な支援が得られるよう受入体制を整備していく。 また、消防・救急車両等の資機材は、適正な維持管理に加え、計画的に更新し、消火栓や防火水槽等の消防水利設備は、引き続き点検と補修改修を実施していく。					

### 7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態

政策	4	施策	3	基本 事業	2	排水施設の整備
【脆弱性評価】	荒川や元荒川が増水した場合に対応できるように、調整池の貯留能力増強や雨水施設の整備をしていく必要がある。 また、調整池や排水ポンプ設備について、災害時に機能するよう適正な維持管理を行っていく必要がある。					
【推進方針】	令和2年度策定の「雨水管理総合計画」に基づき、調整池の貯留能力増強や雨水施設の整備と併せ、施設の耐水化計画を策定し、対策を講じていく。 また、調整池の定期的な浚渫やポンプ設備の維持管理、計画的な更新を実施していく。					

### 7-3 危険物・有害物質等が流出する事態

政策	3	施策	4	基本 事業	1	事業者公害の防止
【脆弱性評価】	危険物・有害物質等の流出を未然に防止するため、定期的に環境調査を実施する必要がある。					
【推進方針】	県や中央環境管理事務所等の関係機関との連携を強化し、関係する法、条例により規制された事業所や事業者に対して定期的・継続的な監視を実施するとともに、法令遵守の啓発など適切な指導をしていく。					

## 目標 8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態

政策	3	施策	3	基本 事業	3	ごみの適正処理
【脆弱性評価】	<p>燃やせるごみの処理については、地域により埼玉中部環境センター又は小針グリーンセンターにて行っているが、両施設とも老朽化が進んでおり、処理機能の低下のおそれがあることから、新たな施設を整備する必要がある。</p> <p>また、平成30年度に策定した「災害廃棄物処理計画」に基づき、発災時に市内で発生する災害廃棄物等を迅速かつ適正に処理することとしているが、発災後に必要となる仮置場用地を選定する必要がある。</p>					
【推進方針】	<p>災害に対応し、環境性に優れた新ごみ処理施設の整備を推進する一方、新施設を整備するまでの期間は、現在の廃棄物処理施設において適正な処理を行えるよう維持管理を行っていく。</p> <p>また、災害廃棄物処理の現状と協力を市民に周知するとともに、「災害廃棄物処理計画」に定められた仮置場用地の選定条件及び留意事項を踏まえて、計画的な用地選定と確保に取り組んでいく。</p>					

### 8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

政策	4	施策	2	基本 事業	1	生活道路の整備
政策	4	施策	2	基本 事業	2	都市計画道路・幹線道路の整備
政策	4	施策	2	基本 事業	3	市が管理する道路・橋りょうの保全
【脆弱性評価】	<p>道路の経年劣化等により、機能回復のための改修や補修が必要な箇所については、道路パトロールや住民要望等に基づき、緊急性のある場所から順次実施する必要がある。</p> <p>市の幹線道路等約135 kmについては、令和2年度に策定した舗装の個別施設計画に基づき、計画的に補修修繕を実施する必要がある。</p> <p>また、市が管理する橋長2 m以上の橋梁493橋については、令和元年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に補修修繕を実施する必要がある。</p>					
【推進方針】	<p>鴻巣市道路等整備箇所評価検討委員会での検討結果等を踏まえ、道路機能回復のための改修の推進を図っていく。また、補修が必要な箇所が発見され次第、緊急性のある場所から、部分的な舗装打ち換えや合材等による補修を行っていく。</p> <p>市の幹線道路等については、舗装の個別施設計画に基づき、計画的な補修修繕を実施していく。市が管理する橋梁については「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、5年に1度の法令点検と併せて、計画的な補修修繕を実施し、安全な通行を確保していく。</p>					

### 8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態

政策	4	施策	2	基本事業	3	市が管理する道路・橋りょうの保全
【脆弱性評価】	河川の氾濫や土砂崩れ、震災などによって、道路境界の基準点や境界杭などが滅失し、土地境界が不明とならないよう管理する必要がある。					
【推進方針】	土地境界が不明となるおそれのある箇所には杭や鉄を設けるほか、座標での管理を行っていく。					

### 8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

政策	5	施策	2	基本事業	2	生産基盤の整備
【脆弱性評価】	農地、農道、農業水利施設の適正な維持管理を実施する必要がある。 また、農地や水路等の農業用施設については、被災後の早期復旧が行える体制を整備する必要がある。					
【推進方針】	農地被害の低減と、持続的な農業生産体制を維持していくため、施設関係機関と連携して適正な管理と計画的な土地改良施設の更新等を推進していく。 また、施設関係機関との情報共有・連携対応に係る体制の強化・充実に向けた取組を推進していく。					

### 8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

政策	4	施策	3	基本事業	2	排水施設の整備
【脆弱性評価】	荒川や元荒川が増水した場合に、樋門を閉めた後は冠水被害等のおそれがあるため、調整池の貯留能力の増強や雨水施設の整備をしていく必要がある。					
【推進方針】	令和2年度策定の「雨水管理総合計画」に基づき、調整池の貯留能力の増強や雨水施設の整備を進めていく。					

## 8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

政策	3	施策	1	基本 事業	3	災害時対応力の向上
【脆弱性評価】	災害時の道路通行への応急対応など、あらゆる分野で速やかな復旧・復興するために不可欠な人材を確保する必要がある。					
【推進方針】	災害時の道路通行への応急対応及び物資並びに情報の提供や市民相談等を行うため、災害支援協定を締結しているさまざまな関係団体の協力を得るなど、復旧・復興に向けた人材確保のための体制を整備していく。					

政策	4	施策	1	基本 事業	2	住みやすい・住み続けたい住環境づくり
【脆弱性評価】	危険度判定は市職員の判定士、市の技術職等が担当しているが、多くの被害が出た場合の調査員の不足に備えて、協力体制を構築する必要がある。					
【推進方針】	危険度判定においては市職員の経験者の活用に加え、市内業者との協定による判定士及び調査員を確保し、迅速な調査が行えるような体制を構築していく。					

## 8-7 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化が衰退・損失する事態

政策	1	施策	4	基本 事業	3	伝統文化の保護・継承
【脆弱性評価】	各種文化財や収蔵物の中には、災害発生時に保管や保全状況から毀損するおそれがあるため、適切な環境で保管する必要がある。					
【推進方針】	各種文化財、収蔵物が災害で毀損するリスクを低減するため、管理方法の見直しや設備整備を推進していく。					






## 第4章 計画の推進及び進捗管理

### 1. 計画の推進及び進捗管理

本計画に位置付けられた事業は、本市全体の強靱化に関するものであり、総合的かつ効果的な防災・減災対策に資するために、総合振興計画や分野別計画と連携し、計画的かつ着実に推進していきます。

また、本計画の進捗管理は、本市が導入している行政評価（PDCA サイクル）の仕組みと連動させるため、施策・基本事業評価や事務事業評価を活用していきます。

	国土強靱化地域計画		総合振興計画
Plan (計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① リスクシナリオ単位での脆弱性評価及び推進方針の設定</li> <li>② 実施事業における KPI（重要業績評価指標）の設定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施策体系に基づく政策展開 ※ 施策体系及び成果指標に国土強靱化地域計画の該当リスクシナリオを記載</li> <li>② 事務事業の活動・成果指標を国土強靱化地域計画に基づき実施する事業の KPI と連動</li> </ul>
Do (実施)	事務事業単位での進行管理		
Check (評価)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① リスクシナリオの脆弱性の状況と推進方針の進捗を確認</li> <li>② 実施事業における KPI の状況把握と原因分析・評価</li> </ul>		総合振興計画における成果指標の達成度と分析・評価をし、その結果をまちづくり報告書で公開
Act (改善)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 評価結果を踏まえてリスクシナリオの脆弱性評価と推進方針を加除、見直し</li> <li>② 評価結果を踏まえた事業の進め方の見直し、事業の追加、削除の実施</li> </ul>		評価結果に基づいた資源配分や事業の見直し内容の決定

### 2. 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国や県などの国土強靱化に関する施策の進捗状況等を考慮しつつ、適宜見直しを検討します。

# 資料編

資料Ⅰ 第6次鴻巣市総合振興計画 後期基本計画 策定経緯

資料Ⅱ 鴻巣市自治基本条例

資料Ⅲ 鴻巣市総合振興計画審議会条例

資料Ⅳ 鴻巣市総合振興計画審議会委員名簿

資料Ⅴ 第6次鴻巣市総合振興計画について（諮問）

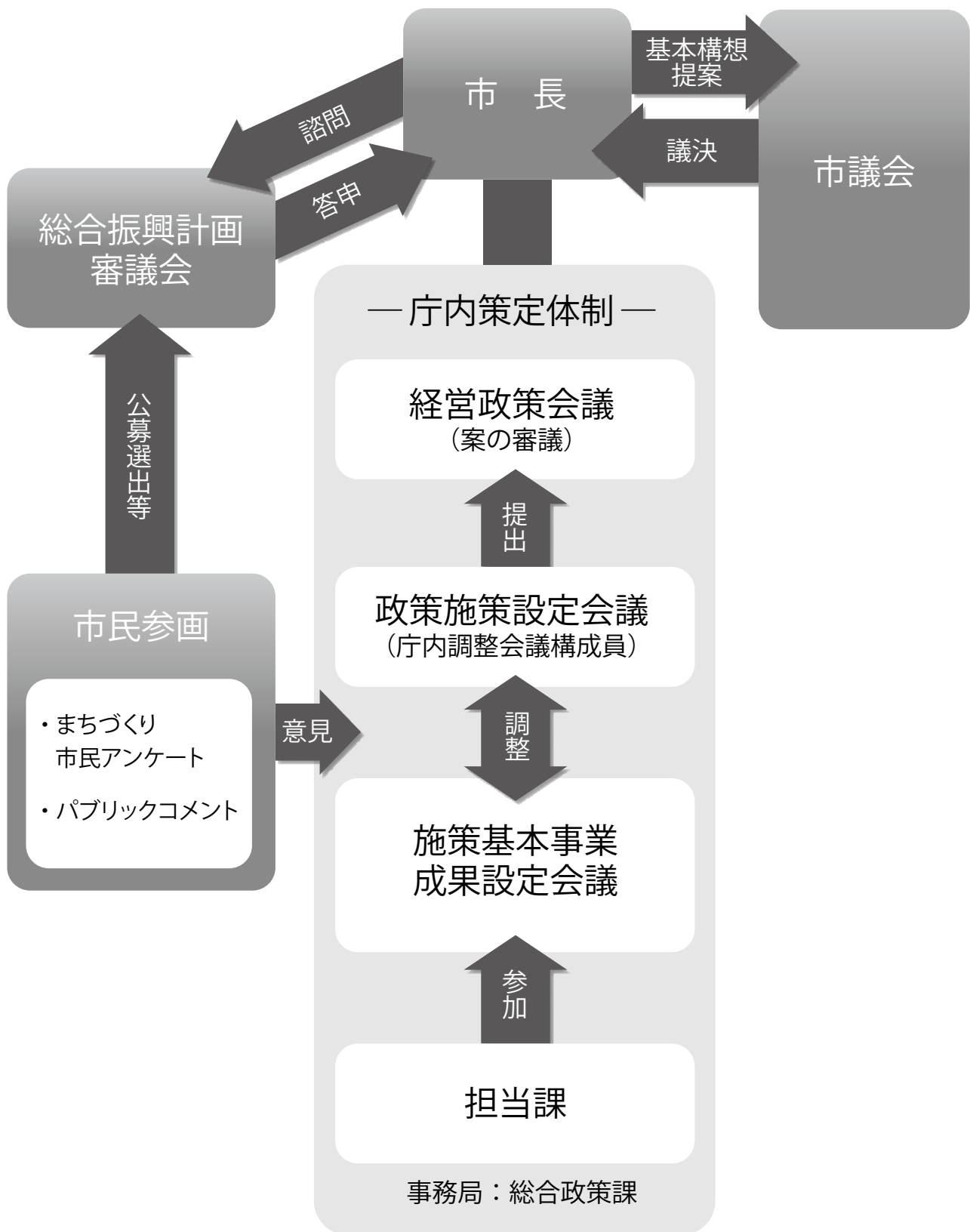
資料Ⅵ 第6次鴻巣市総合振興計画 基本構想一部改定（案）について（答申）

資料Ⅶ 第6次鴻巣市総合振興計画 後期基本計画（案）について（答申）

資料 I 第6次鴻巣市総合振興計画 後期基本計画 策定経緯

年度	日程	会議名等	内容
令和2年度	2月16日	第23回経営政策会議	後期基本計画策定方針（案）について
	2月26日	第6次鴻巣市総合振興計画後期基本計画策定方針策定	
	3月22日	鴻巣市議会3月定例会	基本構想の変更を議決（将来人口・土地利用構想）
令和3年度	4月20日～5月17日	まちづくり市民アンケート	配布数：4,000件 有効回答数：2,101件（52.5%）
	5月25日	三役会議	後期基本計画における主な変更内容について
	5月31日	政策施策設定会議	政策及び施策体系（素案）の検討
	6月14日	第7回経営政策会議	政策及び政策体系（案）の協議
	6月18日	議会全員協議会報告	基本構想（政策展開の方向）について
	6月22日	第1回鴻巣市総合振興計画審議会	基本構想一部改定（案）及び後期基本計画（案）について諮問
	7月6日	三役会議	後期基本計画施策別計画の概要について
	7月6日	第8回経営政策会議	基本構想の一部改定（案）について
	7月9日	第2回鴻巣市総合振興計画審議会	基本構想の一部改定（案）の審議（分科会）
	7月15日	後期基本計画策定に向けた説明会	各課職員説明会
	7月16日～8月16日	基本構想一部改定（案）に対する意見公募（パブリックコメント）	意見提出者数：4人 意見数：7件
	7月20日	第9回経営政策会議	施策基本事業成果設定会議の開催について
	8月10日～8月20日	施策基本事業成果設定会議	後期基本計画施策別計画の検討
	8月19日	第3回鴻巣市総合振興計画審議会	基本構想一部改定（案）、答申（案）の審議
	8月19日	第6次鴻巣市総合振興計画基本構想一部改定（案）について答申	審議会から市長に答申書の提出
	9月22日	第13回経営政策会議	後期基本計画策定スケジュールについて
	9月24日	鴻巣市議会9月定例会	基本構想の変更を議決（政策展開の方向） 施行日：令和4年4月1日
	10月28日	第4回鴻巣市総合振興計画審議会	後期基本計画（案）の審議（分科会）
	11月18日	第5回鴻巣市総合振興計画審議会	後期基本計画（案）の審議（分科会）
	11月29日	三役会議	後期基本計画施策別計画書について
	12月2日	三役会議	後期基本計画施策別計画書について
	12月7日	第18回経営政策会議	後期基本計画施策別計画書について
	12月10日～1月11日	後期基本計画（案）に対する意見公募（パブリックコメント）	意見提出者数：6人 意見数：18件
	12月13日	まちづくり報告書（令和2年度版）公開	
	12月17日	鴻巣市議会12月定例会全員協議会	後期基本計画について説明
	1月13日	第6回鴻巣市総合振興計画審議会	後期基本計画（案）について 答申（案）について
	1月24日	第6次鴻巣市総合振興計画後期基本計画（案）について答申	審議会から市長に答申書の提出
	2月15日	第23回経営政策会議	後期基本計画の策定について
	3月	第6次鴻巣市総合振興計画後期基本計画策定	

(参考：策定体制 体系図)



序  
論

基本  
構想

基本  
計画

政  
策  
1

政  
策  
2

政  
策  
3

政  
策  
4

政  
策  
5

政  
策  
6

地  
域  
計  
画  
土  
強  
化

資  
料  
編

## 資料Ⅱ 鴻巣市自治基本条例

### ○ 鴻巣市自治基本条例

平成24年6月28日条例第24号

#### 前文

鴻巣市は、埼玉県のほぼ中央部に位置しています。  
その歴史は古く、約 20,000 年前の旧石器時代まで、遡ることができます。  
江戸時代に入って中山道が定められると、交通の要衝となり、県内屈指の宿場として繁栄し、また、旅人が休息する間（あい）の宿（しゅく）としても栄えました。  
そして同時代には、人形作りが始められるとともに新田開発も進み、伝統工芸と美しく豊かな田園が、今日に受け継がれています。  
鴻巣市は、まちづくりを支える「人」、全国に誇る「花」、河川や田園風景に代表される「緑」など、貴重な財産を有しています。  
こうした先人たちの築き上げてきた豊かで恵まれたまちを次の世代へと引き継いでいくため、市民及び市を挙げて、市民自治の実現を目指します。  
そもそも、まちづくりの主役は市民であり、市民が主体であります。市民は、自らのために、決定し、行動し、その成果を享受するとともに、その責任も市民自らが負うものです。  
一方、まちづくりが、広域にわたったり、大規模なものであったり、高い専門性を有することなどから、個々の市民自らの努力はもとより、地域を中心とする多くの市民が共に助け合ってもなお、解決が容易ではない課題が存在することも事実です。  
そのため、市民は、必要な財源を負担し、それらの課題の解決を市に信託し、市は、それぞれの果たすべき役割、与えられた権限及びその責任を十分に自覚し、市民の信託に応えなければなりません。  
市民及び市は、この基本理念を尊重し、情勢の変化に適応した市民自治が確立されるよう、不断の努力を重ねていきます。  
ここに、安全・安心を基盤とし、豊かで活力のある鴻巣市を築いていくため、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本原則を明らかにし、市民の権利及び責務並びに市の責務並びにまちづくりに関する制度、仕組みその他の基本的事項を定めることにより、参加及び協働によるまちづくりの推進を図り、もって活力に満ちた暮らしやすいまちを実現することを目的とする。

##### (用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する個人をいう。
- (2) 事業者等 市内で事業その他の活動を行う個人又は法人その他の団体及び市内に通勤し、又は通学する個人をいう。
- (3) まちづくり 住みよい、豊かで活力のあるまちをつくるためのすべての公共的活動をいう。
- (4) 参加 市の施策について、計画、実施、評価等に主体的に加わることをいう。
- (5) 協働 市民及び市が、それぞれの役割と責任の下、対等な立場で連携し、及び協力することをいう。
- (6) 市 議会及び市長その他の執行機関をいう。

#### 第2章 基本原則

##### (基本原則)

第3条 市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報について共有することを原則とする。

2 市長その他の執行機関は、市民に参加の機会の充実を図ることを原則とする。

3 市民及び市は、それぞれの立場を理解して信頼関係を深め、協働によるまちづくりを推進することを原則とする。

#### 第3章 市民の権利及び責務

##### (市民の権利)

第4条 市民は、市が保有する情報を知る権利を有する。

2 市民は、まちづくりの主体として参加する権利を有する。

##### (市民の責務)

第5条 市民は、主体的にまちづくりに加わり、自らが持つ経験、知識及び能力を活用して、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

#### 第4章 議会及び議員の責務

##### (議会の責務)

第6条 議会は、意思決定機関として、市民の意思が市政に反映されるよう努めなければならない。

2 議会は、適正に市政が運営されているかを監視し、けん制する機能を果たさなければならない。

3 議会は、議会に関する情報を公開し、開かれた議会運営に努めなければならない。

##### (議員の責務)

第7条 議員は、市民の意思を把握し、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、議会の活動に関する情報を市民に提供しよう努めなければならない。

3 議員は、政策立案能力を発揮するために常に自己研さんに励むものとする。

#### 第5章 市長等の責務

##### (市長の責務)

第8条 市長は、公平、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

2 市長は、市民の意見を適切に反映させた市政を実現するため必要な施策を講ずるものとする。

3 市長は、効率的な市政運営を図るため、適切な人員の配置に努めるとともに職員的能力を向上させ、職員を指揮監督するものとする。

##### (市長を除く執行機関の責務)

第9条 市長を除く執行機関は、その設置目的に応じた権限と責任において、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

##### (職員の責務)

第10条 職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び技能の向上に努めなければならない。

3 職員は、積極的に市民と連携し、まちづくりを推進するものとする。

#### 第6章 情報公開及び個人情報保護

##### (情報の公開、提供及び共有)

第11条 市は、市民に対し、適正に市政に関する情報の公開及び提供を行わなければならない。

2 市民及び市は、まちづくりを推進するため、情報を共有するものとする。

##### (個人情報の保護)

第12条 市は、保有する個人情報を適正に取り扱い、当該個人情報を保護しなければならない。



**第7章 参加及び協働**

(参加及び協働の推進)

第13条 市民及び市は、参加及び協働によるまちづくりを推進するものとする。

2 市長その他の執行機関は、参加によるまちづくりを推進するに当たり、市民が様々な参加の機会を得られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長その他の執行機関は、協働によるまちづくりを推進するに当たり、市民の自主的及び自立的な活動を尊重するものとする。

(審議会等の委員の選任)

第14条 市長その他の執行機関は、審議会その他の附属機関及びこれに類するものの委員を選任するときは、公募による市民を加えるよう努めなければならない。

(意見公募手続)

第15条 市長その他の執行機関は、市の基本的な計画及び重要な条例の策定等に当たっては、特別な理由がある場合を除きその内容を公表し、市民に意見を求めなければならない。

(コミュニティ)

第16条 市民は、自治会、町内会その他の地域で活動する公共性の高い団体に加わるよう努めなければならない。

2 市長その他の執行機関は、前項の団体の自主的及び自立的な活動を尊重し、必要な支援をしなければならない。

3 市長その他の執行機関は、第1項の団体以外の団体が行う公共的活動を支援することができる。

(住民投票)

第17条 本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その旨を公表し、意見を付けて議会に付議しなければならない。

3 議員及び市長は、住民投票に関する発議を行うことができる。

4 市民及び市は、住民投票の結果を尊重するものとする。

5 住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

**第8章 市政運営**

(基本構想)

第18条 市は、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための基本構想を策定しなければならない。

(行政手続)

第19条 市長その他の執行機関は、市民の権利利益の保護に資するため、市政運営における処分その他の行政手続について、公正の確保と透明性の向上を図るものとする。

(説明責任)

第20条 市長その他の執行機関は、施策の計画、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について市民に適切な方法により説明しなければならない。

(意見、要望等への対応)

第21条 市長その他の執行機関は、市民の意見、要望等に対して迅速かつ誠実に対応するとともに、適切に処理しなければならない。

(財政運営)

第22条 市長は、健全な財政運営に努め、財政に関する事項を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(施策に関する評価)

第23条 市長その他の執行機関は、施策の必要性、効率性等を数値等で客観的に把握して評価しなければならない。この場合において、評価の実施に当たっては、市民に意見を求めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、評価の結果を市民に公表するとともに、その結果を市政に反映させるものとする。

**第9章 危機管理**

(危機管理)

第24条 市は、地震、水害、火災その他の不測の事態（以下「災害等」という。）の発生に備え、市民の生命、身体及び財産を守るための計画及び市民との情報共有の仕組みを整備するものとする。

2 市民は、災害等の発生時に互いに助け合えるよう、日常的な交流に努めるものとする。

3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るよう努めなければならない。

**第10章 国及び他の地方公共団体との連携及び協力**

(国及び他の地方公共団体との連携及び協力)

第25条 市は、共通する課題を解決するため、国及び他の地方公共団体と対等な立場で連携し、及び協力するよう努めなければならない。

2 市は、国及び県に対し施策の改善等に関する意見又は提案を行うものとする。

**第11章 この条例の見直し**

(この条例の見直し)

第26条 市長は、社会情勢の変化に対応するため、この条例の規定について検証し、必要に応じてこの条例を見直ししなければならない。

(自治基本条例審議会の設置)

第27条 市長は、前条の規定による検証の結果、必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより鴻巣市自治基本条例審議会を設置する。

**第12章 この条例の位置付け**

(この条例の位置付け)

第28条 この条例は、本市の自治に関する基本的な規範であり、市民及び市は、この条例を尊重するものとする。

2 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに施策の実施に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

**第13章 事業者等への準用**

(事業者等への準用)

第29条 第2条第5号、第3条、第6条から第8条まで、第10条、第11条、第13条、第19条から第24条まで及び前条の規定については、事業者等について準用する。この場合において、「市民」とあるのは「事業者等」と読み替えるものとする。

2 事業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を深く自覚し、地域社会との連携及び協力を図り、まちづくりに貢献するよう努めなければならない。

**附 則**

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

## 資料Ⅲ 鴻巣市総合振興計画審議会条例

### ○ 鴻巣市総合振興計画審議会条例

平成 18 年 3 月 30 日条例第 2 号 改正  
平成 25 年 3 月 28 日条例第 2 号  
平成 27 年 3 月 27 日条例第 1 号  
平成 31 年 3 月 28 日条例第 1 号

#### (目的)

第 1 条 この条例は、鴻巣市総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

#### (設置)

第 2 条 市長の諮問に応じ、市の総合振興計画の策定に関する事項を調査し、及び審議するため、鴻巣市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者 9 人以内

(2) 公募による市民 6 人以内

#### (任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

#### (会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席又は資料の提供を求めることができる。

#### (庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市長政策室総合政策課において処理する。

#### (委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 2 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日条例第 1 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日条例第 1 号抄）

#### (施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

資料Ⅳ 鴻巣市総合振興計画審議会委員名簿

任期：令和3年6月22日から  
令和4年1月24日まで

氏名	委員区分	所属・役職名など	備考
酒巻 貞夫	識見	(第6次総合振興計画前期基本計画策定時審議会副会長)	会長
田尻 要	識見	都市計画審議会 ものづくり大学大学院教授	副会長
小川 健	公募	公募選出	
須田 愛子	公募	公募選出	
竹下 和男	公募	公募選出	
林 繁雄	公募	公募選出	
山内 梨花	公募	公募選出	
渡辺 千鶴	公募	公募選出	
太田 恭子	識見	教育委員会(委員)	
齋藤 義夫	識見	観光協会(会長)	
櫻井 利男	識見	民生委員児童委員協議会連合会(副会長)	
澤近 幸子	識見	地域公共交通会議 交通安全母の会(会長)	
竹中 健司	識見	県央地域振興センター(所長)	
中村 憲子	識見	鴻巣市医師会	
吉田 全利	識見	自治会連合会(会長)	

序  
論

基本  
構  
想

基本  
計  
画

政  
策  
1

政  
策  
2

政  
策  
3

政  
策  
4

政  
策  
5

政  
策  
6

地  
域  
計  
画  
土  
強  
靱  
化

資  
料  
編

資料Ⅴ 第6次鴻巣市総合振興計画について（諮問）

鴻 総 政 第 2 0 5 号

令 和 3 年 6 月 2 2 日

鴻巣市総合振興計画審議会 会長 様

鴻巣市長 原 口 和 久

第6次鴻巣市総合振興計画について（諮問）

このことについて、鴻巣市総合振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 第6次鴻巣市総合振興計画基本構想一部改定（案）
- 2 第6次鴻巣市総合振興計画後期基本計画（案）

資料Ⅵ 第6次鴻巣市総合振興計画 基本構想一部改定(案)について(答申)

令和3年8月19日

鴻巣市長 原口 和久 様

鴻巣市総合振興計画審議会  
会長 酒巻 貞夫

第6次鴻巣市総合振興計画 基本構想一部改定(案)について(答申)

令和3年6月22日付鴻総政第205号で諮問を受けた第6次鴻巣市総合振興計画基本構想一部改定(案)について、本審議会で審議した結果を下記のとおり答申します。

記

本審議会は、令和3年6月22日に「第6次鴻巣市総合振興計画基本構想一部改定(案)」について諮問を受け、計3回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねてまいりました。

基本構想一部改定(案)に示された「政策展開の方向」は、第6次総合振興計画に掲げる人口減少の抑制と人口減少社会への適応に向けた取組を発展・強化するものであり、現在の社会環境の急激な変化と鴻巣市を取り巻く課題を把握したものと考えます。

また、各政策の目指す姿や施策構成は、将来都市像「花かおり 緑あふれ 人輝くまち このす」に向けて、鴻巣市の特色を生かした魅力あるまちづくりを総合的に進めていくものとして適切な内容であり、令和4年度を始期とする後期基本計画の策定を見据えた基本構想の変更は妥当であると認めます。

なお、審議会にて取りまとめた具体的な意見、要望を別紙のとおり付記しますので、後期基本計画における各施策の検討にあたって、十分配慮されることを望みます。

序

論

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

国土  
強靱  
地域  
計画  
画化

資料  
編



## 政策1について

- 将来人口の目標達成に向けて、子育て世代の転入促進に取り組むほか、各施策と連動した市民の結婚意識の向上や家族形成に関する取組も重要である。
- 子育てと教育の連携強化に努め、子どもの居場所づくりでは、学校施設の利用や民間事業者との協働を推進されたい。
- 子どもの教育では、学力だけではなく、心の成長においても一人ひとりに寄り添った適切な対応ができる体制づくりを進められたい。また、学校・家庭・地域の連携により、子どもも親も地域の中で成長していける環境づくりを進められたい。

## 政策2、政策3について

- 新型コロナウイルス感染症に代表される新型感染症への対策については、医療提供体制の充実と併せて市民の命と健康を守る施策の取組を推進されたい。
- 新型コロナウイルス感染症は、災害としての認識もあることから、安全・安心に関する政策においても感染症対策について配慮されたい。
- 国がグリーン社会の実現を目指す中、市として脱炭素社会を目標に掲げることは、市民の自然環境の保全に対する意識の醸成、SDGs 推進の視点としても重要である。

## 政策4、政策5について

- 花と緑、生物多様性の取組については、鴻巣市の特徴を生かしたものであり、将来都市像の実現に向けて、農業や観光分野等と連携した魅力あるまちづくりを進められたい。
- 公園の整備については、今後も進めていくべき重要な取組であり、市民が利用しやすく快適な空間づくりを進められたい。
- コウノトリというブランドを他の施策分野にも積極的に活用するほか、学校教育における多様な環境教育の取組も図られたい。

## 政策6について

- 都市基盤としての施策において様々な分野のデジタル化を推進することは重要である。一方で、行政と市民の間にギャップが生じないように、利用者目線での普及促進に取り組まれない。
- シティプロモーションについては、昨年度の審議会でも多くの意見が出たところであり、鴻巣市の魅力を市民が共感できるよう、市民協働の取組により積極的な事業展開を進められたい。



基本構想の審議



審議会の様子



基本構想一部改定（案）に対する答申書の提出

序  
論

基本  
構想

基本  
計画

政策  
1

政策  
2

政策  
3

政策  
4

政策  
5

政策  
6

国土  
強靱  
化  
地域  
計画

資  
料  
編

資料Ⅶ 第6次鴻巣市総合振興計画 後期基本計画（案）について（答申）

令和4年1月24日

鴻巣市長 原口 和久 様

鴻巣市総合振興計画審議会  
会長 酒 巻 貞 夫

第6次鴻巣市総合振興計画 後期基本計画（案）について（答申）

令和3年6月22日付鴻総政第205号で諮問を受けた第6次鴻巣市総合振興計画後期基本計画（案）について、本審議会で審議した結果を下記のとおり答申します。

記

本審議会は、令和3年6月22日に「第6次鴻巣市総合振興計画基本構想一部改定（案）」及び「後期基本計画（案）」について諮問を受け、令和3年8月19日に「基本構想一部改定（案）」について答申を行いました。そして、これまでの政策展開の方向に係る議論に引き続き、政策実現の手段である28施策について、分科会で検討を行うなど慎重に審議を重ねてまいりました。

後期基本計画（案）に示された施策別計画は、各政策の背景と課題を反映しており、各施策に設定された成果指標や基本事業は、前期基本計画の達成状況、グリーンやデジタルなどの社会情勢の変化を踏まえ、鴻巣市が克服すべき課題に取り組んでいく姿勢が読み取れる内容であるといえます。

また、出産、子育てから教育、文化に関する施策の一体的な推進、花や緑、コウノトリといった豊かな自然環境の保全と活用は、次代を担う世代を育み、特色を生かした魅力あふれるまちへの発展につながるものと考えます。

これらのことから、後期基本計画（案）は、鴻巣市の将来都市像「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」の実現に向けて、適切な計画であると認めます。

計画策定後は、職員等への計画の普及に努めるとともに、市民の主体的な参加と協働を図りながら、共に知恵と力を出し合い、市民一人一人が輝き続けられる持続可能なまちづくりに取り組まれることを要望します。

最後に、各委員から今後のまちづくりについて、諸般にわたる意見、要望がありましたので別紙のとおり付記します。

## 計画全体について

- 施策の内容や目標設定の考え方について、具体的でわかりやすい表現にするとともに、市民に対していねいな説明と市民の目線に立った取組を進められたい。
- 事業の推進にあたっては、鴻巣市の地勢等を勘案し広域的な視点で取り組むほか、市民や事業者、NPO 法人、近隣自治体等との連携・協働による取組を推進されたい。
- 総合振興計画を着実に推進していくために、計画の進行管理を適切に実施し、積極的な情報公開に努められたい。

### 施策 1-1 出産・子育て支援の充実

近年の人口動態を踏まえ、成果指標を合計特殊出生率から年少人口に変更することについては妥当である。子育て支援については前期目標の達成度もおおむね良好である一方、結婚や出産の希望をかなえるための支援やサポートの充実を図られたい。

### 施策 1-3 青少年の健全育成

放課後児童クラブや放課後子ども教室のほか、ヤングケアラーや発達段階における気になる子への対応などの幅広い事項において、子育てと学校教育、さらに地域の連携強化を図り、一人一人の子どもに寄り添ったきめ細やかな支援に努められたい。

また、中学校では地域の人材を指導者等として様々な分野で活用するなど、地域で子どもの成長を支える取組を検討されたい。

### 施策 2-1 健康づくりの推進

感染症対策では、市民の危機意識と取組の継続性が重要であることから、市民への啓発や適切な情報提供を引き続き実践されたい。

また、市民の心身の健康維持・増進に向けて積極的に事業を展開するとともに、食育と農産物の生産を関連付け、食を通じた政策間連携を推進されたい。

### 施策 3-1 防災・減災対策の推進

激甚化する自然災害に対する市民の危機意識は高まっており、市民が安心して生活できるよう、災害の危険を知らせる情報伝達ツールの啓発や自主防災組織の充実、避難所等の整備、広域避難体制の構築など、自助・共助・公助の取組を推進し、市民に周知されたい。

### 施策 3-3 循環型社会・脱炭素社会の形成

ゼロカーボン（脱炭素社会の実現）の推進は、様々な分野に関係することから、市民一人一人の取組はもちろん、事業者や行政も一体となって取り組むことが重要であるとの意識醸成につながる目標を検討されたい。

序  
論

基本  
構  
想

基本  
計  
画

政  
策  
1

政  
策  
2

政  
策  
3

政  
策  
4

政  
策  
5

政  
策  
6

地  
域  
計  
画  
土  
強  
化  
画  
化

資  
料  
編

### 施策 4-5 花と緑あふれる空間の創出

地域の身近な公園の充実を図り、公園に対する満足度を高めるためには、市民協働の取組が重要である。若い世代が生活環境の保全活動に自主的に参加する意識の醸成を図るほか、小中学生向けや高齢者向けの運動器具の充実を検討されたい。

コウノトリの野生復帰に向けては、鴻巣市だけではなく近隣自治体と豊かな自然環境の重要性について共通認識を図り、連携した保全活動に取り組まれたい。

### 施策 5-3 観光資源の活用と交流の促進

今後は観光入込客数をもって観光施策の成果とするのではなく、イベントや観光・交流施設の満足度を高め、1年を通じて繰り返し来てもらえるような関係人口の創出・拡大を図られたい。

また、花まつりや花火大会等の既存イベントを様々な施策やキーワードと関連付け、花と緑のまちとして波及効果の高いイベントや事業を展開されたい。

### 施策 6-1 人権尊重の推進

政策6に移動し、すべての施策の根底として位置づけたことから、市民の更なる意識醸成に向けて、学校での人権教育にも引き続き取り組まれたい。

また、鴻巣市はパートナーシップ宣誓制度や性的マイノリティに関する悩み相談など先進的な取組を進めており、積極的な情報発信に努められたい。

### 施策 6-3 市民協働とシティプロモーションの推進

鴻巣市の観光資源や特産品、地域の魅力、各施策における取組内容が効果的に伝わるよう積極的な広報に努めるとともに、市民の地域への愛着醸成を図る取組を進められたい。

### 施策 6-4 効率的な行財政運営の推進

行政運営や行政サービスにおけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進では、市民の利便性向上や財政効果など市民への還元を見える化できるよう努められたい。



後期基本計画の審議



後期基本計画（案）に対する答申書の提出



# 第6次鴻巣市総合振興計画

---

発 行 令和4年3月

企画・編集 鴻巣市 市長政策室 総合政策課

埼玉県鴻巣市中央1-1

TEL 048-541-1321

FAX 048-543-5480

<https://www.city.kounosu.saitama.jp/>

---

